

砺波市都市計画マスタープラン



砺波市

はじめに

ごあいさつ



砺波市長 上田 信雅

砺波市は、平成16年11月に旧砺波市と旧庄川町が合併し、恵まれた自然環境と高速交通の要衝地としての都市機能を併せ持つ都市として着実な歩みを続けております。

昨年7月に、東海北陸自動車道が全線開通し、中京方面からの玄関口としての役割を果たすためには、中心市街地の活性化や、魅力的な都市機能を集積させ、地域資源を活かしたまちづくりが必要となっています。

こうした中、本市は、都市の長期的なまちづくりの方針を示す「砺波市都市計画マスタープラン」を策定しました。

このマスタープランでは、「新砺波市総合計画」に基づき「庄川と散居に広がる健康フラワー都市」を将来像に掲げ、人が輝く活力があふれるまちづくりの推進を目指しています。

本計画を実現していくためには、市民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割を分担しながら、協働してまちづくりに取り組むことが重要でありますので、これからも市民が地域に愛着を持ち、「住み続けたいまち」、「住んでよかったまち」と実感できるよう、活力ある魅力的な砺波市の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

このマスタープランの策定にあたり、一方ならぬご尽力をいただきました、都市計画マスタープラン検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

目 次

序 章 計画の大綱

序 - 1 都市計画マスタープランについて -----	1
(1) 策定の背景 -----	1
(2) 役割 -----	1
(3) 位置づけ -----	2
(4) 計画期間 -----	2
(5) 策定体制 -----	3
(6) 計画フロー -----	4

第1章 砺波市の現況

1 - 1 現況 -----	5
(1) 位置と地勢 -----	5
(2) 地域特有の風土 -----	6
(3) 人口と世帯数 -----	7
(4) 土地利用 -----	8
(5) 道路網 -----	9
1 - 2 都市計画の状況 -----	10
(1) 都市計画区域 -----	10
(2) 用途地域及び都市計画道路 -----	11

第2章 上位計画

2 - 1 上位計画 -----	13
------------------	----

第3章 まちづくりの課題

3 - 1 現況の特性の整理 -----	15
3 - 2 上位・関連計画からの課題 -----	16
(1) 新砺波市総合計画 -----	16
(2) 富山県都市計画区域マスタープラン -----	17
3 - 3 今後の変化要因 -----	19
3 - 4 都市計画における課題 -----	21

第4章 全体構想

4 - 1 将来ビジョン	23
(1) 将来イメージ	23
(2) まちづくりの将来像	25
(3) 基本方針	26
4 - 2 将来フレームの設定	31
(1) 人口フレーム	31
(2) 市街地フレーム	32
4 - 3 将来都市構造	33
(1) 広域的都市構造	33
(2) コンパクトなまちづくりと散居村	34
(3) 散居村景観の維持・保全	35
(4) 砺波市の将来都市構造	36
4 - 4 都市整備の方針	40
(1) 土地利用区分と整備・誘導方針	40
(2) 交通体系の整備方針	42
(3) 公園緑地等の整備方針	46
(4) その他都市施設の整備方針	48
(5) 都市景観の整備方針	50
(6) 都市環境の整備方針	52

第5章 地域別構想

5 - 1 地域の設定	55
5 - 2 市街地地域	56
(1) 地域の特性	56
(2) 地域の将来像	57
(3) 分野別の方針	58
5 - 3 北部地域	62
(1) 地域の特性	62
(2) 地域の将来像	63
(3) 分野別の方針	64
5 - 4 東部地域	66
(1) 地域の特性	66
(2) 地域の将来像	67
(3) 分野別の方針	67
5 - 5 南部地域	70
(1) 地域の特性	70
(2) 地域の将来像	71
(3) 分野別の方針	71
5 - 6 庄東地域	74
(1) 地域の特性	74
(2) 地域の将来像	75
(3) 分野別の方針	76

5 - 7 庄川地域	80
(1) 地域の特性	80
(2) 地域の将来像	81
(3) 分野別の方針	82

第6章 実現化の方策

6 - 1 基本的な考え方	87
6 - 2 まちづくりの体制	87
6 - 3 まちづくり手法	89
(1) 都市計画区域の見直し	89
(2) 良好な景観の維持・保全	89
(3) 新I Cの整備	89
(4) 用途地域の見直し、地区計画等の策定	90
(5) 市街地整備の推進	90
(6) 都市計画道路の整備推進と見直し	90
(7) 都市計画公園・緑地の整備と見直し	91
(8) 下水道の整備促進	91
6 - 4 まちづくりの進行管理	92
(1) P D C Aの実行	92
(2) 施策の評価と進行管理	92
(3) 不断の改善	92
6 - 5 まちづくりの推進体制	93
(1) 市民参加の体制整備	93
(2) 組織体制の充実	93
(3) 様々な主体との連携の推進	93
(4) 財源の確保と効率的な投資	93

参考資料

参考資料1 現況	(総ページ数 23ページ)
参考資料2 関連計画	(総ページ数 3ページ)
参考資料3 住民の意向	(総ページ数 9ページ)
参考資料4 住民参画等	(総ページ数 2ページ)

序 章 計画の大綱

序 - 1 都市計画マスタープランについて

(1) 策定の背景

近年、国民生活レベルの高度化と多様化にともない、生活環境づくりへの意識が高まるとともに、都市づくりに向けた適切な対応が求められています。

こうしたなか、これからの都市計画は、市民にとって身近な市町村が中心となって策定し、市民の意見をこれまで以上に反映させる必要があるとして、平成4年に都市計画法が改正され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「都市計画マスタープラン」が制度化されました。

砺波市においては、平成16年11月に旧砺波市と旧庄川町との合併で、新たな砺波市としてスタートし、平成18年に「新砺波市総合計画」を策定しています。一方、都市計画については、これまで2つの旧市町で策定された「都市計画マスタープラン」に基づいて進められてきましたが、総合的かつ一体的なまちづくりを進めるべく、新たな砺波市の枠組みのなかで「砺波市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

(2) 役割

ここで策定する「砺波市都市計画マスタープラン」は次のような役割を果たします。

市の将来像の明示

市全体及び地域別の将来像を示し、市民、議会、行政、その他の団体がまちづくりに関する目標を共有します。

都市計画の総合性・一体性の確保

土地利用や道路・公園等の整備といった地域別、項目別の関係を調整し、市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを目指します。

住民の理解・合意形成の円滑化

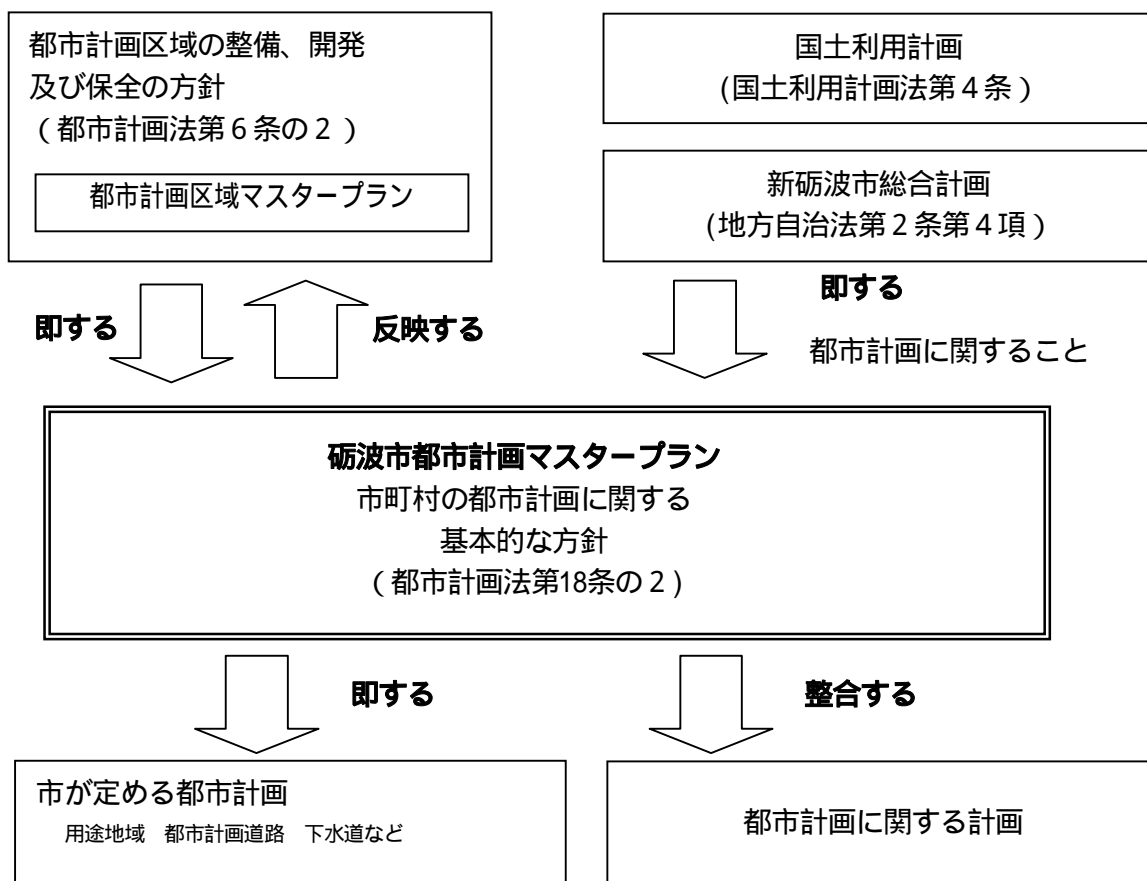
市民を含めた様々な主体が、都市の課題や方向性について合意し、そのことにより都市計画の円滑な推進を図ります。

(3) 位置づけ

「砺波市都市計画マスタープラン」は、市の基本構想である「新砺波市総合計画」が定めるさまざまな施策内容のうち、特に「都市づくり」に焦点をあてたものです。この基本構想に示された理念を基本的に継承しつつ、まちづくりに関するより詳細な考え方を示すものです。また富山県が策定する「都市計画区域マスタープラン」は上位計画となり、本計画はこの内容に即して策定します。

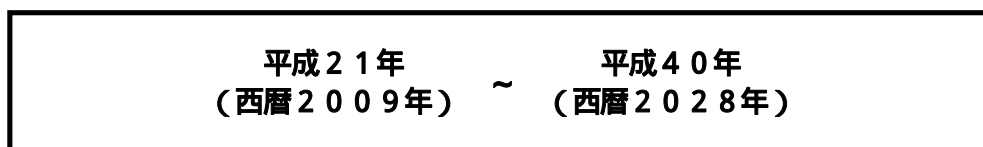
一方、用途地域をはじめとする地域地区、都市計画道路等の都市施設、市街地開発事業などの個別の都市計画の決定や変更、本計画はその根拠としての機能を担います。

また都市計画に関する計画は、本計画に整合して策定することになります。



(4) 計画期間

計画期間は平成21年から20年間とし、平成40年を目標年次と定めます。



(5) 策定体制

検討委員会

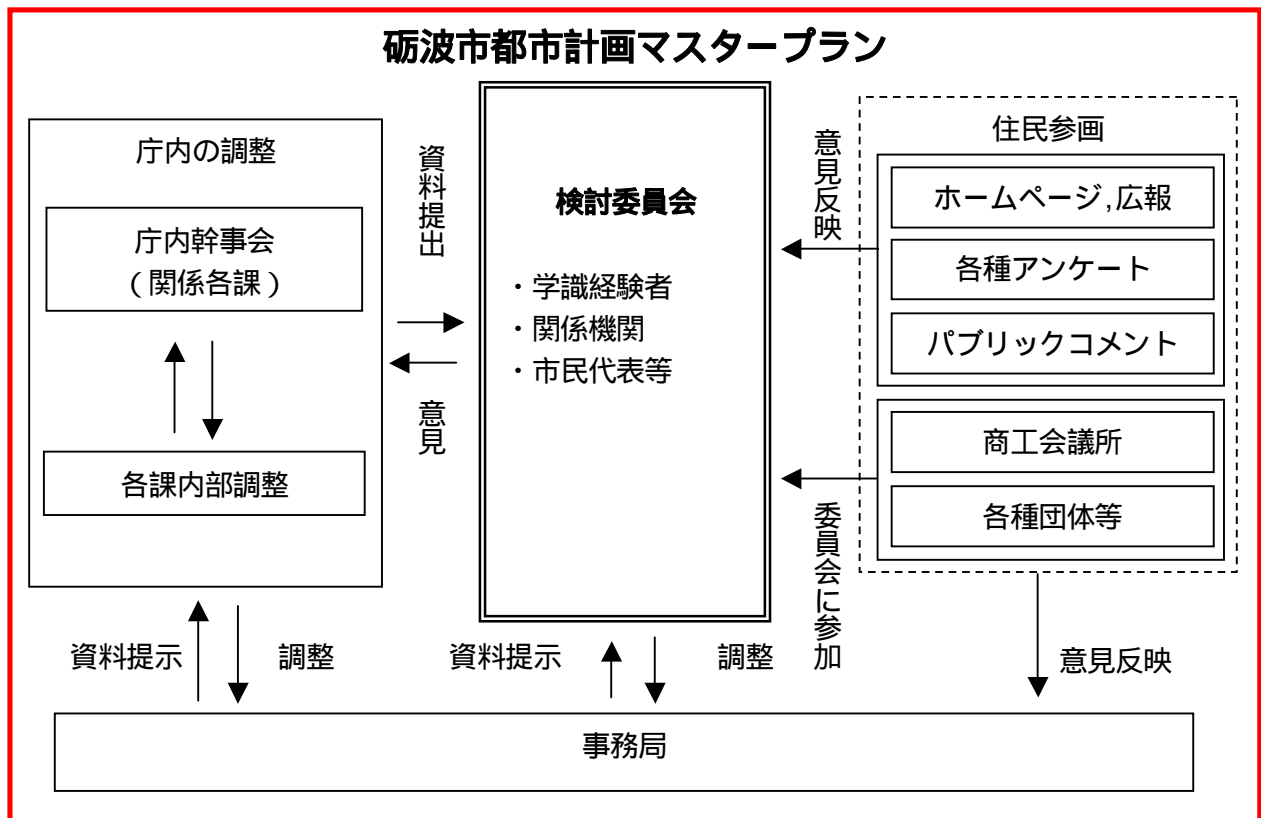
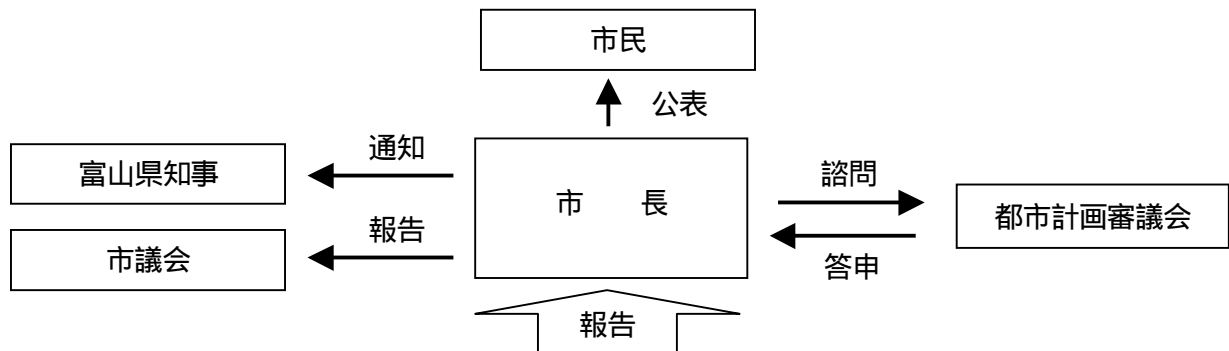
学識経験者、関係機関代表者、市民及び市民団体の代表者などにより構成され、砺波市都市計画マスタープランに関する提案や意見を述べていただくための組織とします。

庁内幹事会

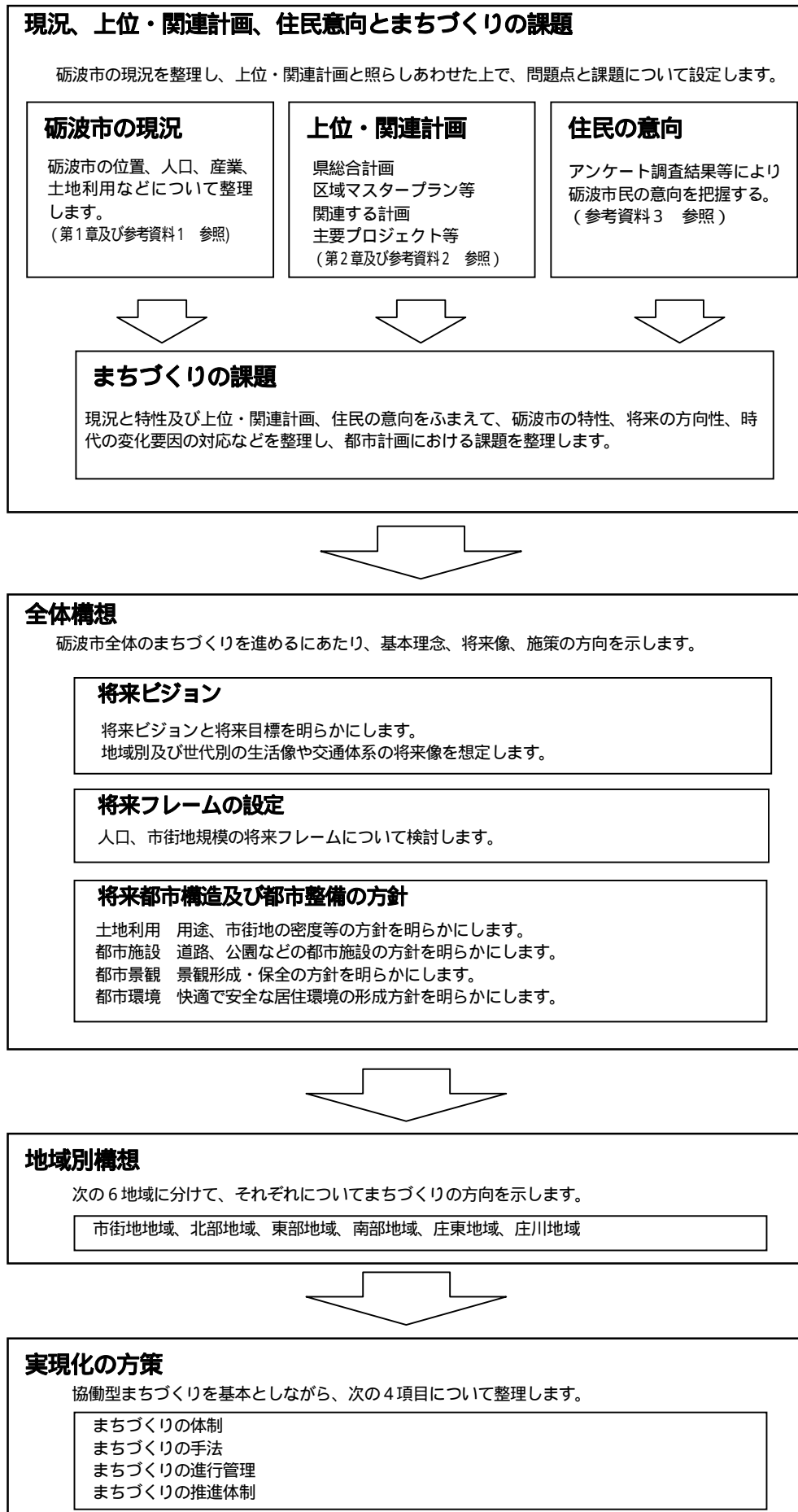
市の庁内の関係各課の代表により構成され、原案づくりの組織とします。

事務局

砺波市建設水道部都市整備課とし、検討委員会、庁内幹事会等の資料作成及び企画、研究、庁内の情報整理、事前調査に関する事務を行います。



(6) 計画フロー



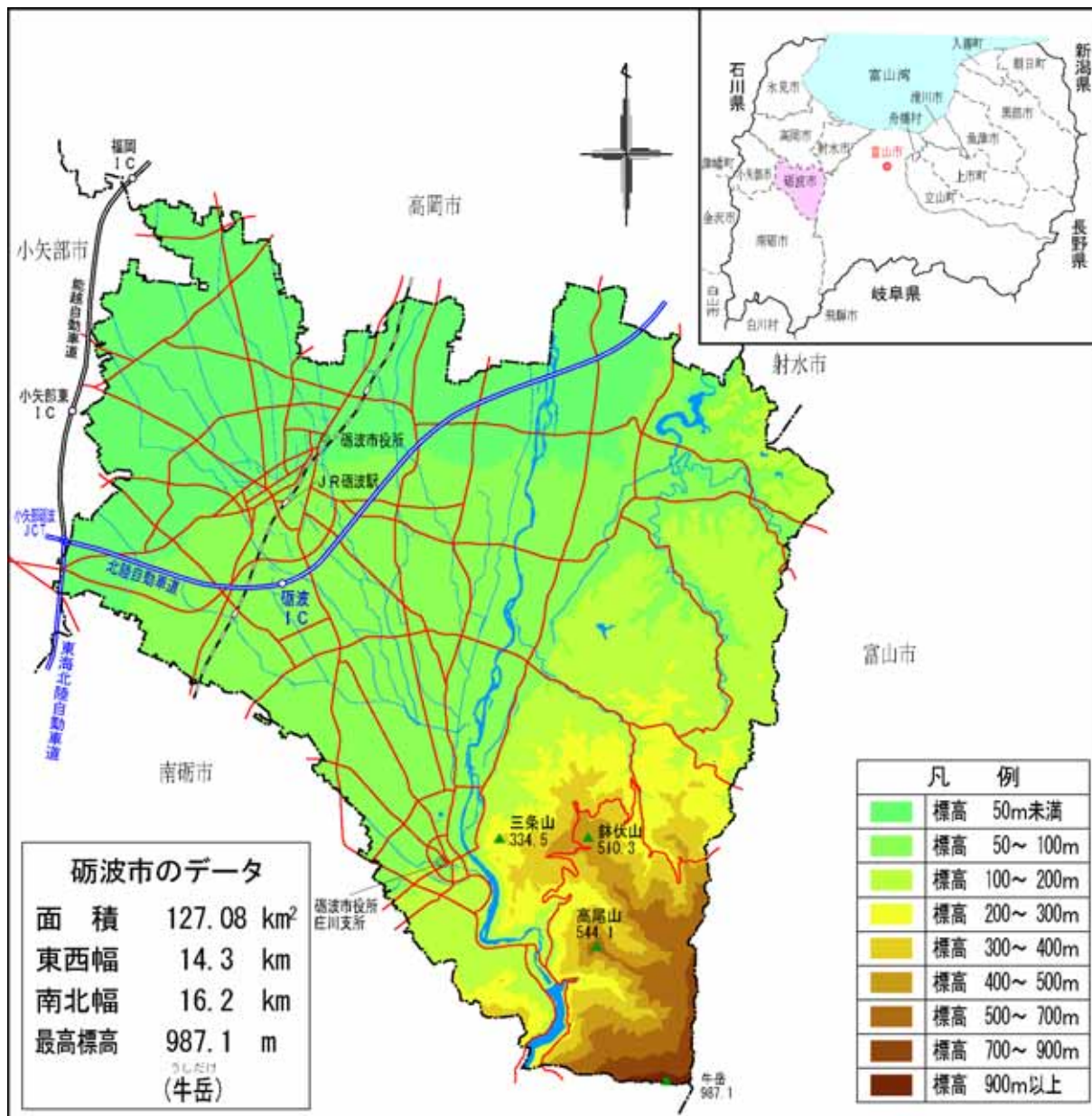
第1章 砺波市の現況

1 - 1 現況

(1) 位置と地勢

一級河川庄川によって形成された扇状地と、牛岳から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っています。

図 1 - 1 砺波市の位置と地勢



(2) 地域特有の風土

【散居村と庄川峡】

平野には屋敷林（カイニヨ）に囲まれた農家が点在する「散居村」が広がっています。庄川峡は自然豊かな山々の渓谷美が楽しみ、温泉も数多くあります。

散居村



庄川峡



【フラワー都市】

チューリップやコスモスをはじめ、四季を感じる花を見ることができます。

チューリップ



コスモス



【特産品】

地域の風土を活かした庄川挽物木地、ゆず、大門素麺などの特産品があります。

庄川挽物木地



ゆず



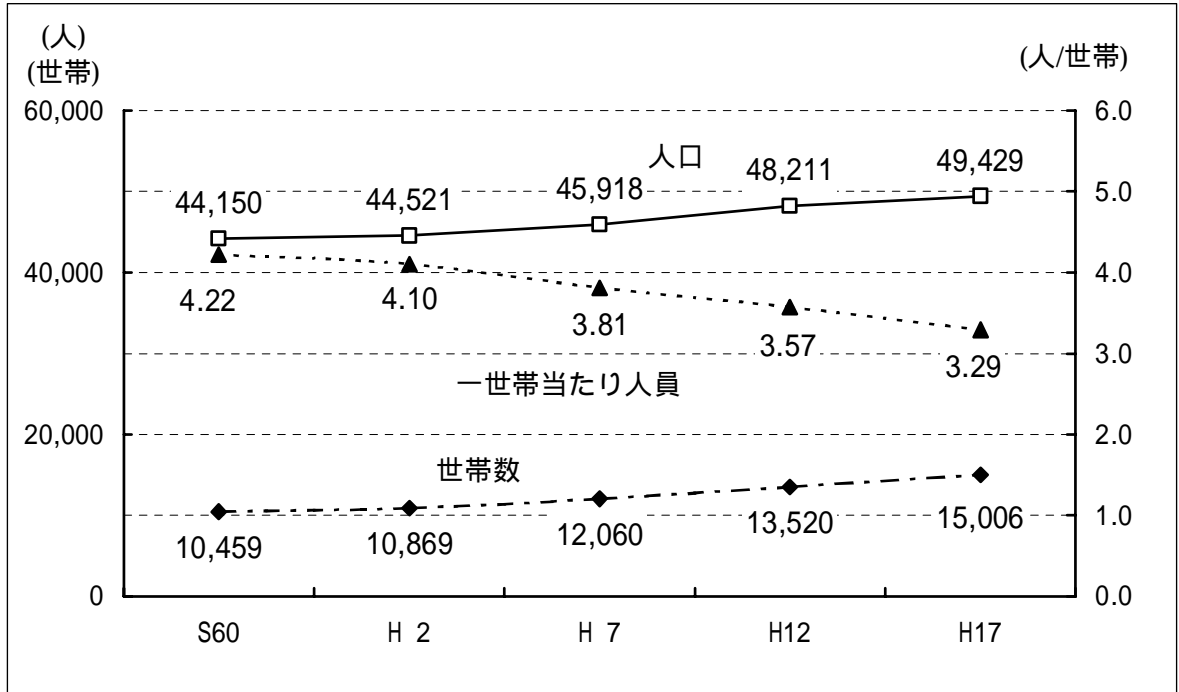
大門素麺



(3) 人口と世帯数

人口、世帯数は増加していますが、一世帯当たり人員は減少が続き、核家族化が進行しています。

図 1 - 2 人口・世帯数及び一世帯当たり人員の推移

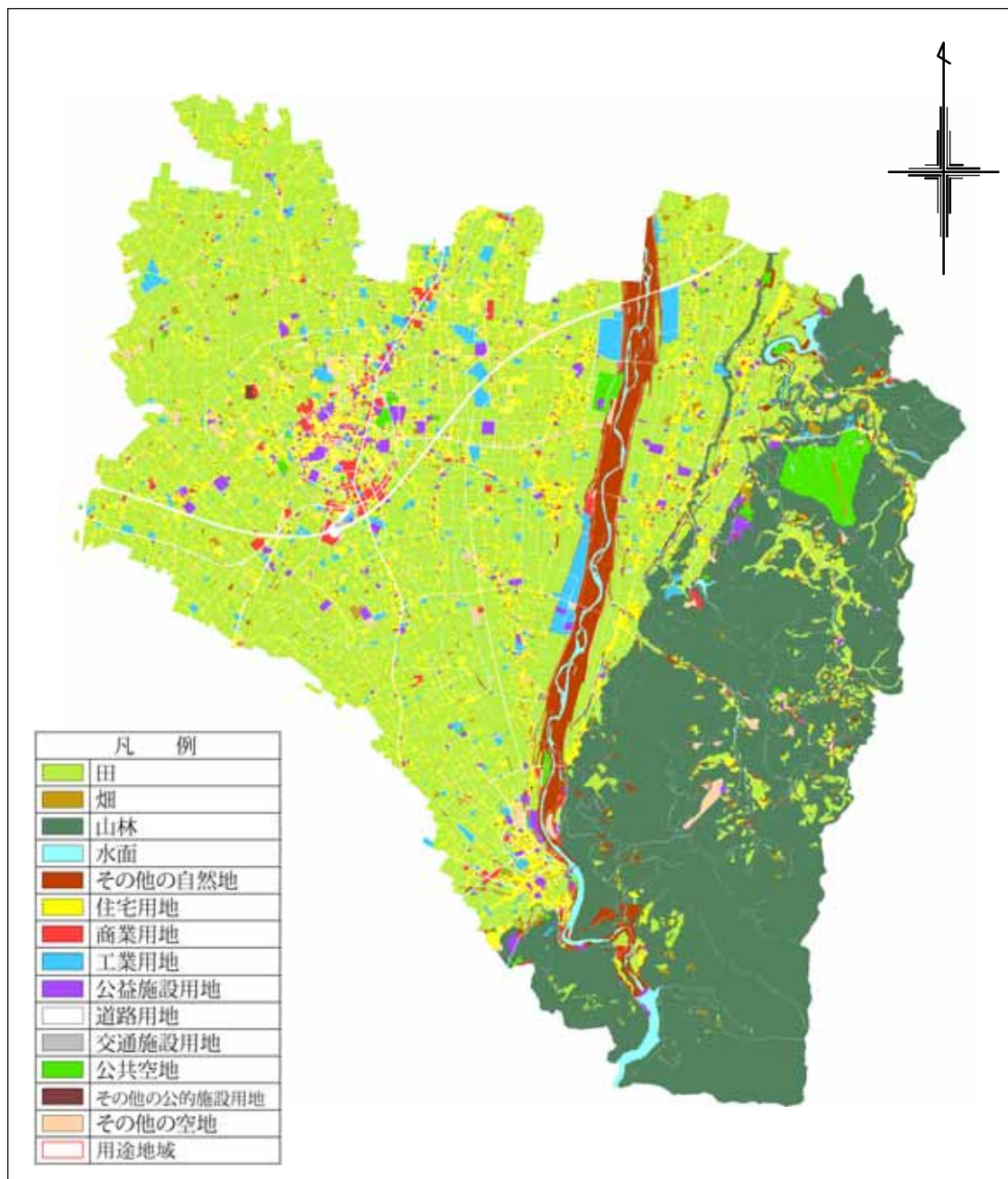


(資料：国勢調査)

(4) 土地利用

平野部は農家が点在する「散居村」が広がっています。
庄川の豊富な水源を活用し、河川沿いには大規模な工場が立地しています。

図 1 - 3 土地利用状況

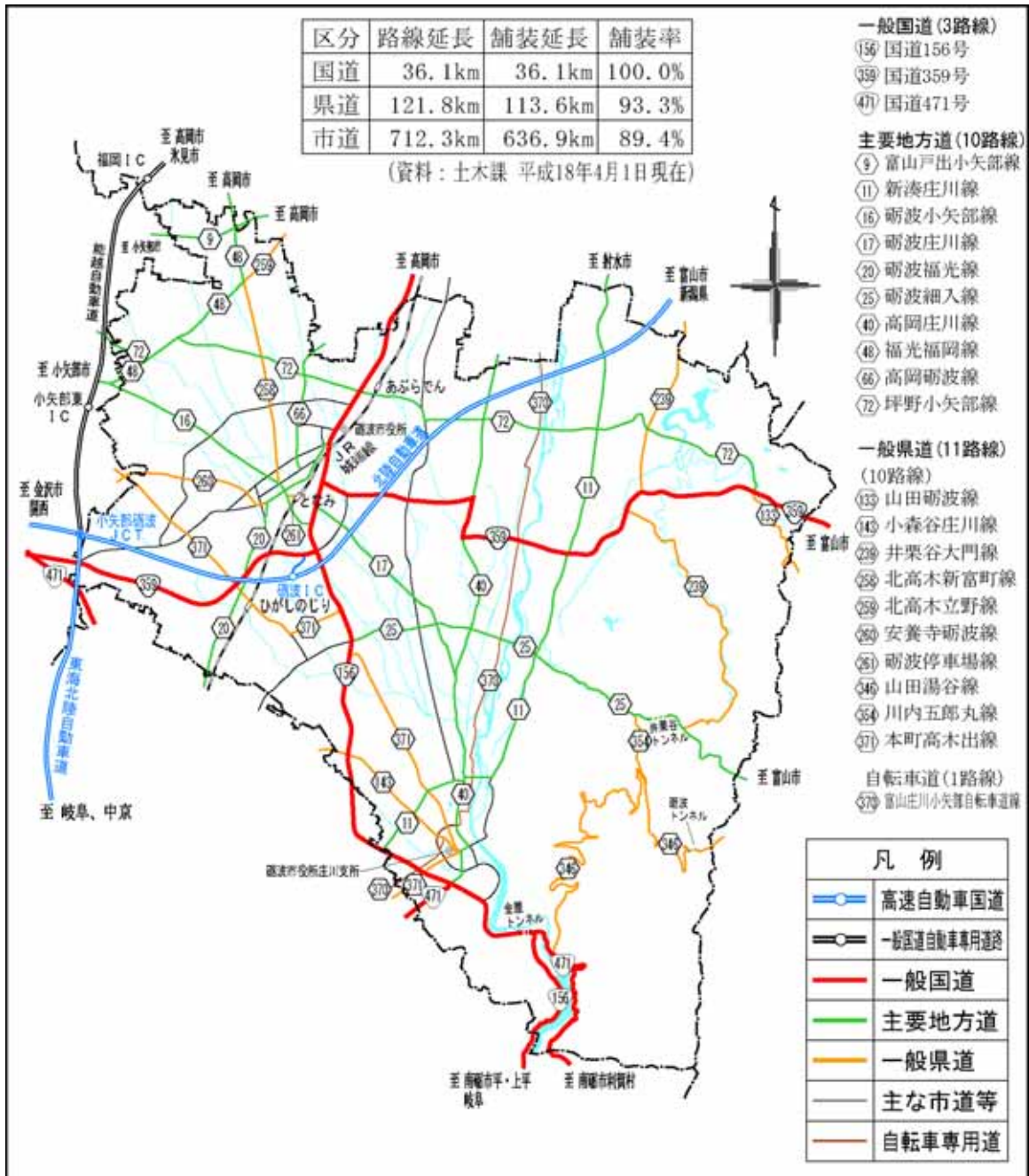


(資料：平成19年度都市計画基礎調査)

(5) 道路網

高速道路は北陸自動車道が東西に通っており、市街地南部に砺波ICが位置しています。南北に国道156号、東西に国道359号が通り、交通の要衝となっています。

図 1 - 4 道路網図



1 - 2 都市計画の状況

(1) 都市計画区域

平野部を中心に砺波、庄川の2つの都市計画区域が指定されています。

図 1 - 5 都市計画区域



	行政区域 ha	都市計画区域 ha	都市計画区域 割合 %	用途地域 ha
旧砺波地域	9,631	9,633	100.0	447.2
旧庄川地域	3,077	1,089	35.4	130.0
計	12,708	10,722	84.4	577.2

行政区域と都市計画区域に違いがあるのは、小矢部市へ編入した後、都市計画区域を変更していないため

(2) 用途地域及び都市計画道路

用途地域は砺波、庄川の各地域の市街地に指定されています。

都市計画道路は砺波地域に30路線、庄川地域に7路線が都市計画決定されています。

図 1 - 6 用途地域及び都市計画道路（砺波）

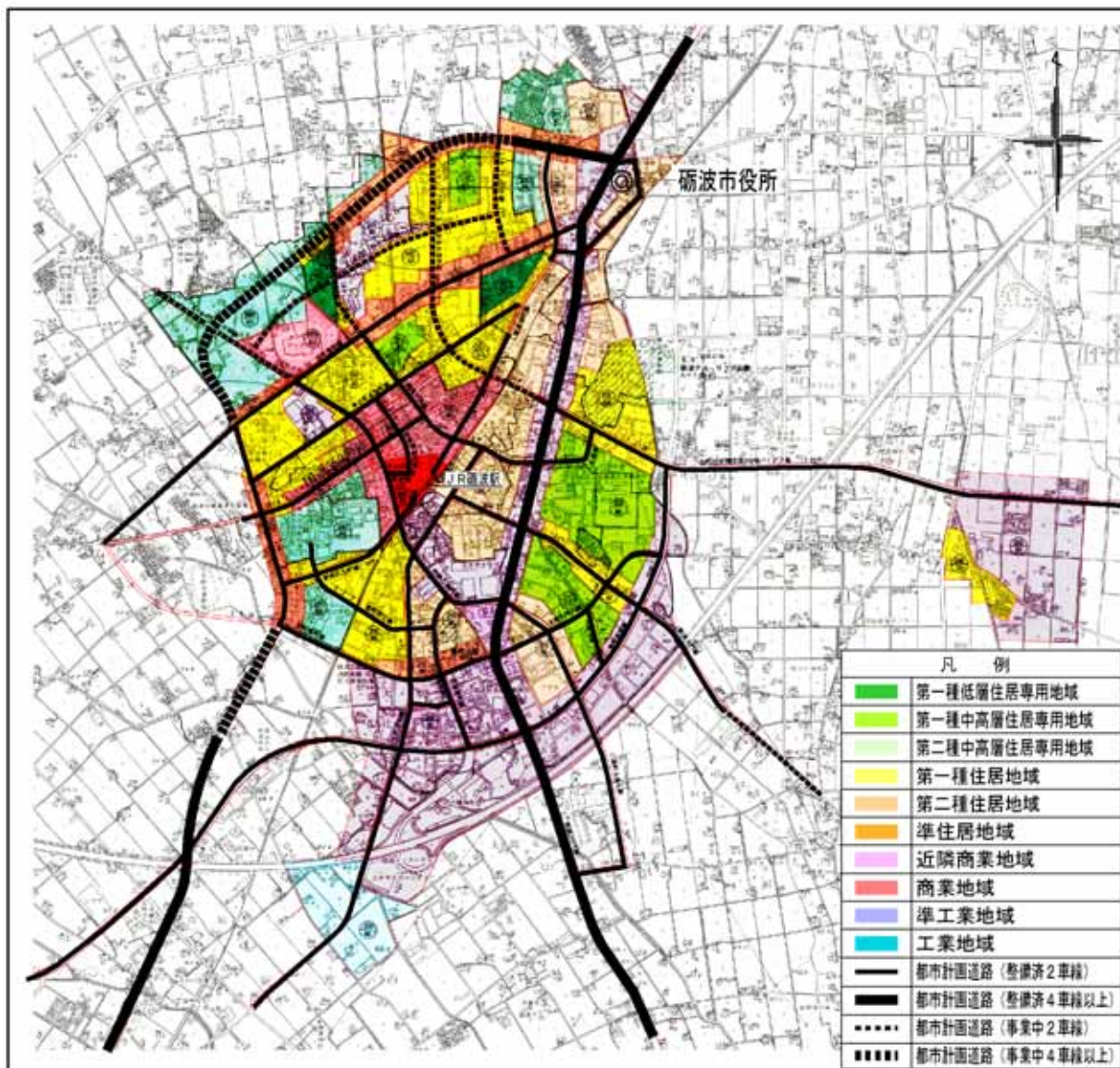
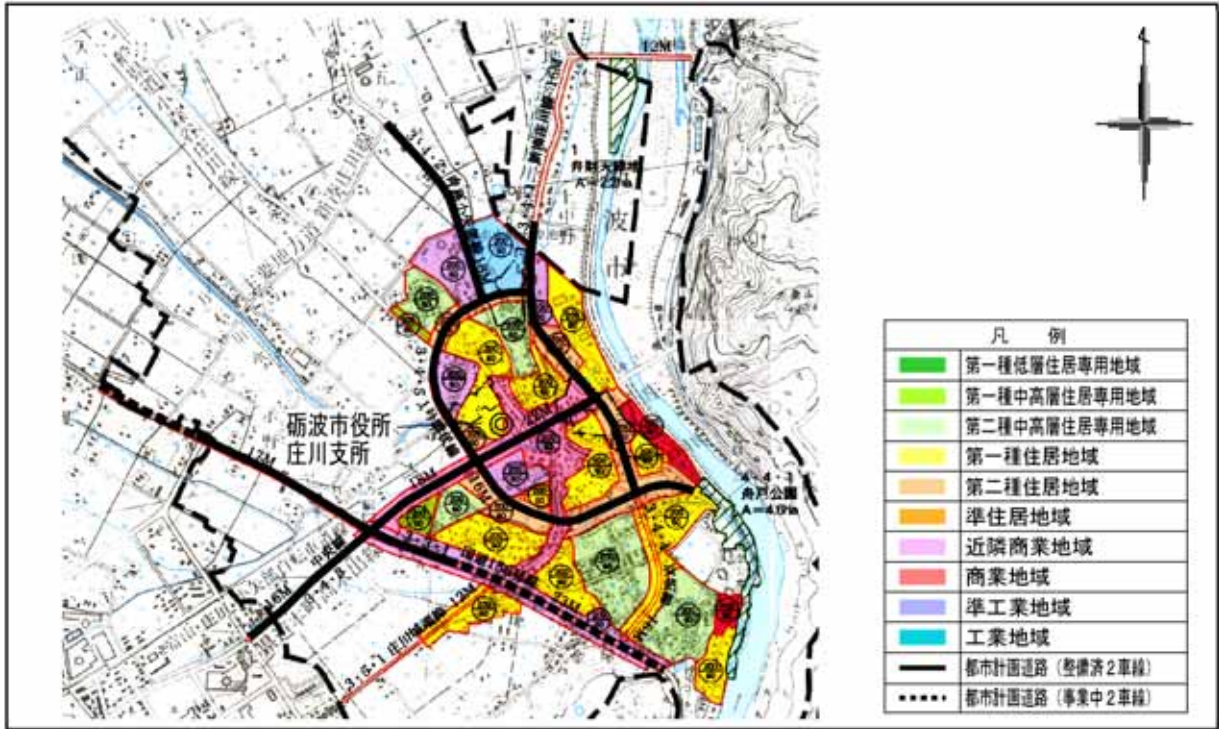


図 1 - 7 用途地域及び都市計画道路（庄川）



第2章 上位計画

2 - 1 上位計画

	上位計画の整理
富山県都市計画区域 マスタープラン (H16.1策定)	<p>水と緑といのちが輝く 元気とやまの都市づくり</p> <p>全県ネットワークによる都市づくり</p> <p>地域の活力を生み出す都市機能の強化 地域間の交流連携の推進</p> <p>再生と調和の都市づくり</p> <p>中心市街地のにぎわいの再生 都市と農村の調和のとれたライフスタイルの実現</p> <p>富山らしさの都市づくり</p> <p>豊かな自然や歴史・文化に育まれた都市環境の創出 安全で快適な人や自然にやさしい都市の形成</p> <p>砺波 ~ 散居に広がる快適都市となみ ~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な都市サービスを楽しむことができる利便性の高い都市づくり ・ 市民が安心して暮らすことのできる都市づくり ・ うるおいとゆとりを満喫できる都市づくり <p>庄川 ~ 水の恵みを大切にしたりバーフロントパストラルパークシティー庄川 ~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の美しい都市づくり ・ 活力のあふれる都市づくり ・ 心の豊かな都市づくり
新砺波市総合計画 (H18.11)	<p>『庄川と散居に広がる 健康フラワー都市』</p> <p>笑顔があふれる福祉のまちづくり 「人」と「心」を育むまちづくり 庄川と散居に広がる快適なまちづくり 魅力ある産業が発展するまちづくり 市民と行政が協働するまちづくり</p>

関連計画は「参考資料2 関連計画」を参照

第3章 まちづくりの課題

3 - 1 現況の特性の整理

1. 砺波市街地と生活圏

砺波市街地は古くから交通の要衝として発展してきました。昭和48年に北陸自動車道の小杉ICから砺波ICまでが開通し、昭和55年に名神高速道路まで開通すると、関西圏や中京圏との広域的な交通の利便性が高まりました。これにより、工場や企業の進出等で人口も増え、土地区画整理事業により、市街地が順次整備されてきました。

また商業はショッピングセンターを核として小売店等が充実し、飲食店も多く集積し、砺波市内だけでなく周辺都市からも訪れる集客力の高い市街地となっています。

2. 交通の要衝

高規格幹線道路が交差する交通の要衝であるとともに、市内は南北に国道156号、東西に国道359号が通っています。また平成20年7月には東海北陸自動車道が全線開通し、中京圏との交流が盛んになってきています。また、北陸自動車道の庄川左岸付近に新ICの整備が検討されており、広域交通の利便性がより一層向上することが期待されています。

さらには平成26年度に開業が見込まれている北陸新幹線の駅が、隣接する高岡市に予定されており、砺波市からも近距離に位置することから、整備効果に期待が寄せられています。

3. 地域固有の景観

砺波平野は、カイニヨと呼ばれる屋敷林に囲まれた農家が点在する「散居村」の形態をなしており、全国的にも数少ない風景を構成しています。

しかしながら最近では住宅団地の整備による市街化が進み、土地利用形態が変化してきているほか、これまで屋敷林を保有していた農家においても維持管理の困難さなどから屋敷林を伐採する家などもみられます。

4. 庄川

砺波市の中央には一級河川庄川が流れ、この豊かな水源により、良好な農業が行われてきました。また、かつては山間地で伐採した木材を庄川を利用して運んでいたことから、庄川町では木工業が盛んに行われてきました。さらに近年では河川の豊富な水資源を活用して、大規模な工場等が河川沿いに立地しており、地域の産業発展に貢献しています。

また庄川町では、庄川と密接に発展してきたことから、「水記念公園」が整備されるとともに「水まつり」も行われるなど水に関するまちづくりが進められてきています。

5. 庄川温泉郷

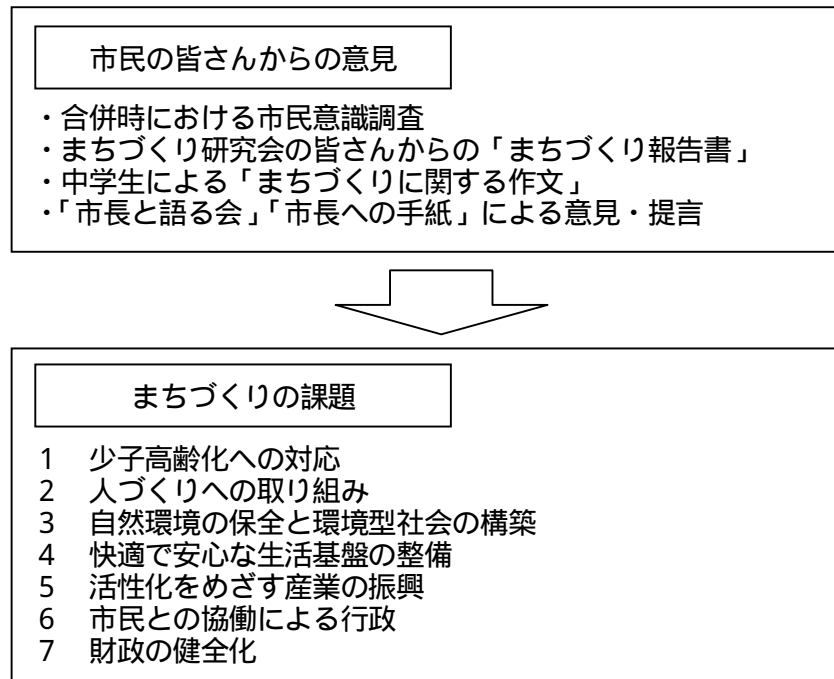
豊かな庄川の大清流に添って多数の温泉宿が点在し、富山県内でも有数の温泉地となっています。若鮎などの新鮮な料理と湯の香りが宿泊客をいやしてくれるほか、四季を通じて渓谷美が堪能できる庄川峡があり、多くの観光客が訪れています。

3 - 2 上位・関連計画からの課題

ここでは、上位計画で整理されている「課題」について整理します。

(1) 新砺波市総合計画

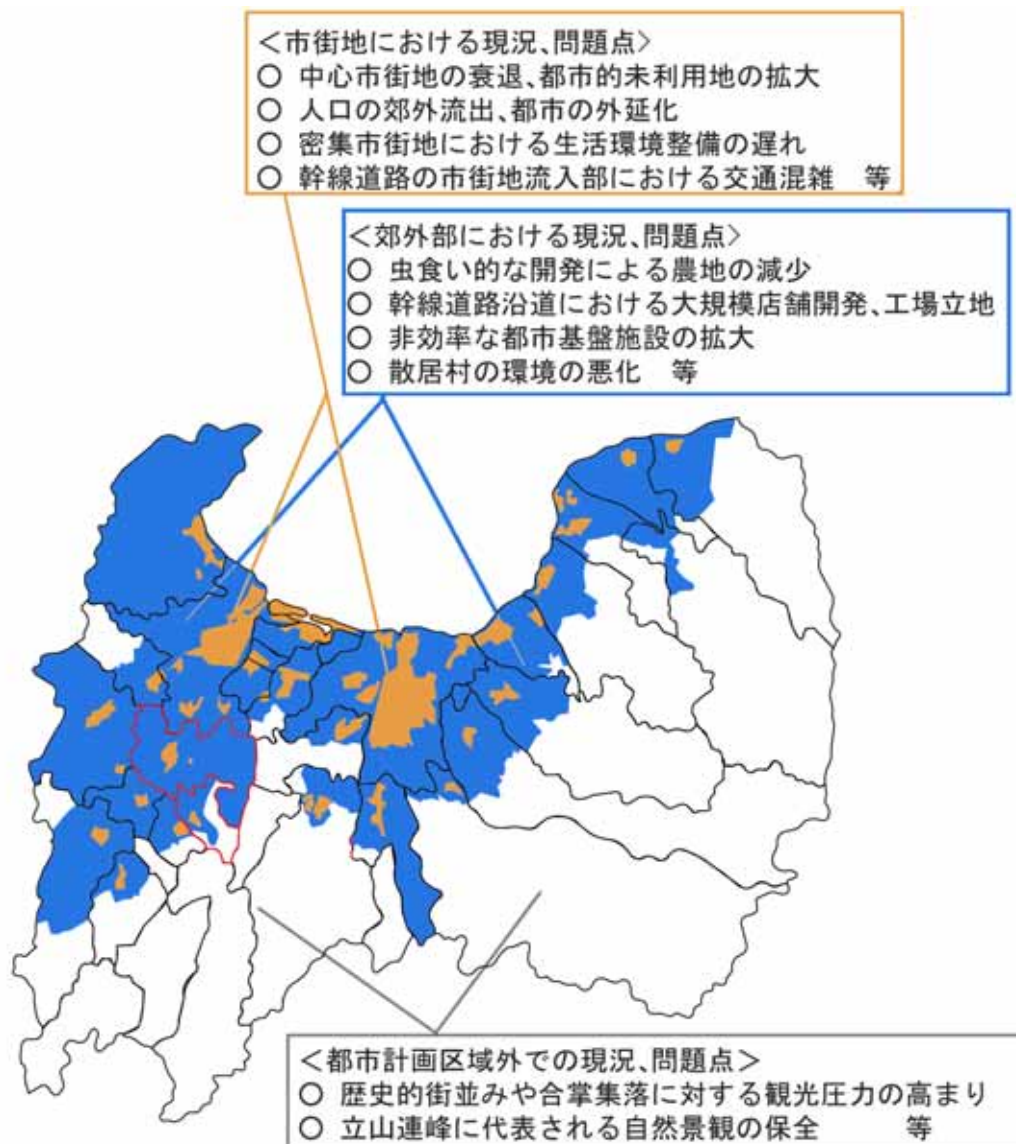
「新砺波市総合計画」では、市民参画による計画づくりの視点から幅広く市民の皆さんから意見を聞き、まちづくりの課題を下記のように整理しています。



(2) 富山県都市計画区域マスタープラン

区域別に見た都市を取り巻く現況と都市計画を進める上での問題点

都市計画区域の内外及び市街地と郊外部に分けた場合の問題点は次のようになります。



3 - 3 今後の変化要因

ここでは、砺波市を取り巻く今後の変化要因について整理します。

1．地方分権と独自の地域づくり

地方分権は大きな流れであり、地方自治体の権限と責任は大きくなってきています。これまで国主導で進めてきた開発計画を見直し、「地方が自立的に発展する国土への転換」へと政策が変化してきています。このため、地方は独自の風土や特色ある個性を活かして、自立していくことが必要となってきています。

2．少子・高齢化の進行や生産年齢人口の減少

砺波市は2030年において約3人に1人が高齢者となる予測結果がある通り、近い将来に超高齢化社会を迎えます。今後、高齢化社会に対応したまちづくりや早急な少子化対策が求められるとともに、人口減少を迎えるなかで地域力の結集や地域間交流及び連携が求められています。

また団塊世代の大量退職などにより生産年齢人口の減少が予想され、行財政や経済・産業に大きな影響を与え、さらなる改革が迫られると予想されます。

3．産業構造の変革推進と高度情報化社会

産業界では、ソフト化やサービス化への転換、経済のグローバル化、国際分業化など新たな変革が起きており、これらに対応した産業構造の転換が求められています。就業雇用形態についても非正社員が増大しており、働き方についても多様化が進んできています。

また近年の情報通信技術の進展に伴い、いつでもどこでも誰もが自由に情報を受発信できる環境づくりが求められてきており、ユビキタス社会¹の到来が予想されます。

4．健康への関心の高まり

近年の社会生活環境の変化により生活習慣病の患者が増加する傾向があるとともに、高齢化の進行により生涯を通した生きがいづくりと健康づくりに関心が高まっています。このため、運動やレクリエーションに関する需要や、食育・地産地消など食に関する意識が高まっています。

5．男女共同参画社会の推進やニーズの多様化

少子化など社会生活環境が変化するなかで、男女による役割分担を固定的に考えることなく、家庭、学校、職場、地域等で各自が個性と能力を発揮できる社会が求められています。特に仕事も家庭も両立でき充実感を持って暮らすことのできるワークライフバランスの考えが整った社会環境が求められています。

また生活水準の向上や余暇時間の増大により、価値観やライフスタイルの多様化が進んできていることから、これらに対応した多様なサービスが行政や社会に求められています。

1 ユビキタス社会：いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会

6．国際交流時代への対応

高速交通網の整備や高度情報技術の発達により、人・物・サービス・情報が国などの枠を越えて自由に往来する時代を迎えています。こうしたことから、国際的な観光・文化への対応や世界的に活躍できる人材が求められています。

7．地球規模の環境共生社会と地域防災体制の強化

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄からの脱却を図ることにより、地球規模の環境問題に対応していくことが求められています。経済の仕組みや生活様式の転換を通して、環境負荷を軽減した「低炭素社会」を進め、持続的発展が可能な循環型社会に転換することが求められています。

また、地球温暖化などによる気候変動によりかつてない大規模な災害が多発しています。そのほか、近年頻発する地震により都市は地震に対して脆弱であることが示されました。こうしたことから、防災に対する意識が高まってきており、これまで以上に安全・安心のまちづくりが求められています。

8．砺波市周辺における変化要因

東海北陸自動車道など広域自動車交通網の整備

平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通したことにより砺波市から中京圏は3時間圏内となり、あらゆる分野において交流による活発化が進んできています。将来において東海北陸自動車道が四車線化され、交通の利便がさらに向上することが予想されます。また中部縦貫自動車道の整備により首都圏への時間短縮が図られることも期待されます。

その他、能越自動車道の延伸により能登地方との交流の活発化が予想されます。

北陸新幹線開業など広域鉄道交通網の整備と航空網の改変

平成26年度開業を目標に整備が進められている北陸新幹線により、首都圏へ乗り継ぎなしで行けるとともに大幅な時間短縮が見込まれており、交流の活発化が予想されています。砺波市からは北陸新幹線の新高岡駅(仮称)へJR城端線での利用が便利になります。

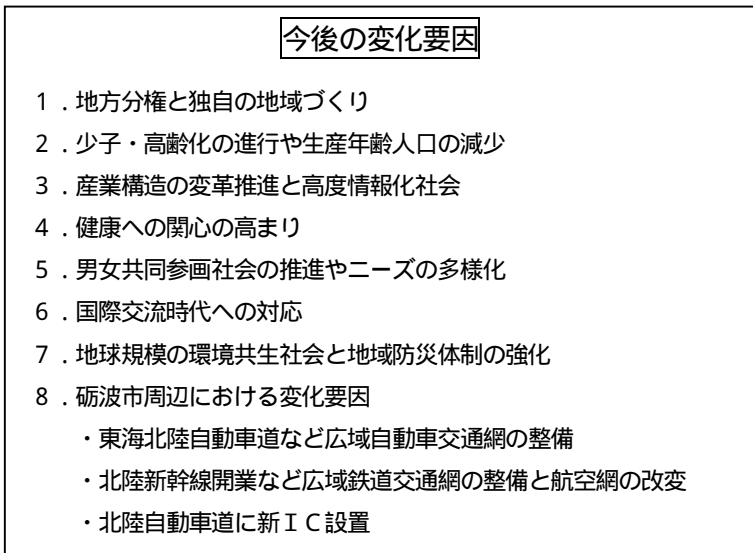
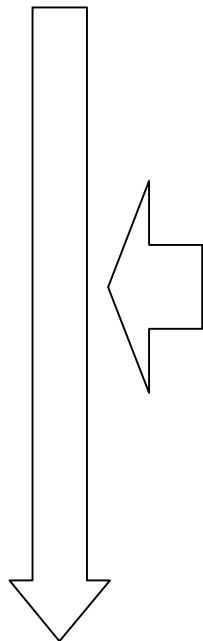
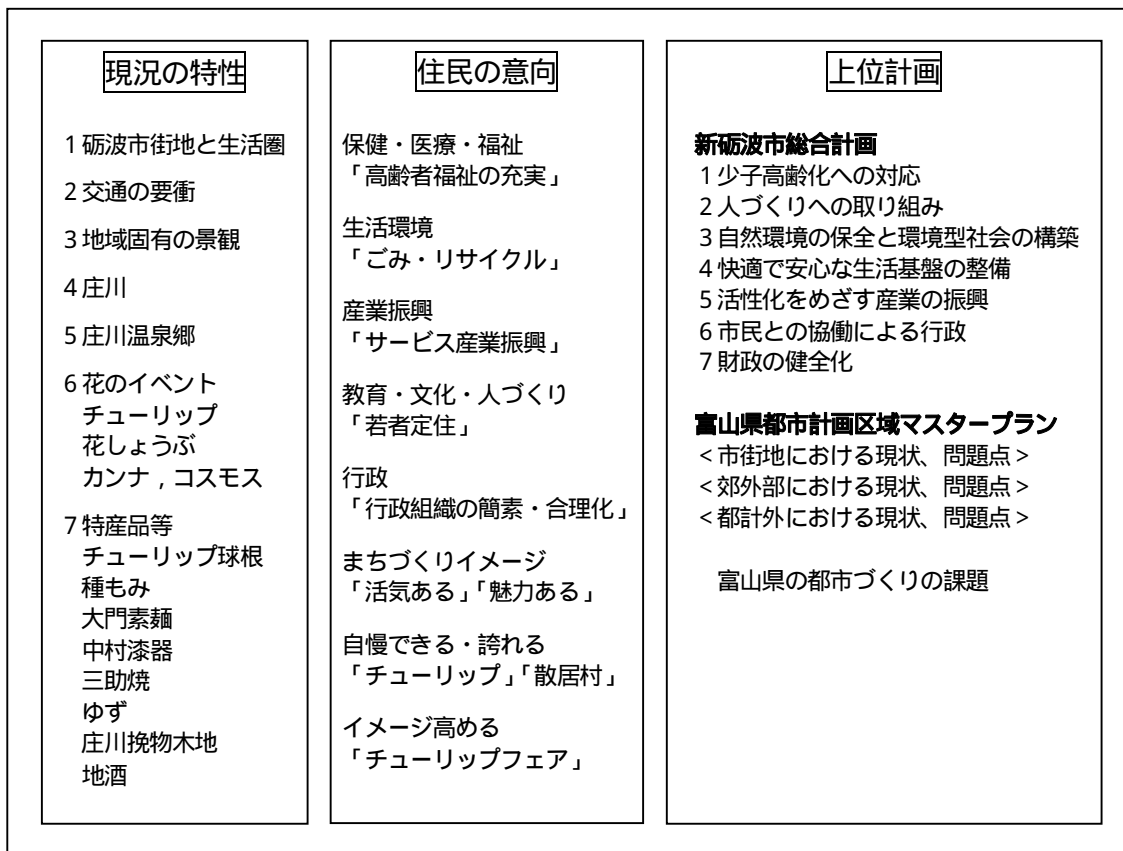
また開業に伴い、在来線の運行体制の見直しや富山空港等の航空路線の改変も予想されます。

北陸自動車道に新IC設置

北陸自動車道の庄川左岸付近に新ICの設置が検討されています。このIC設置により広域交通の利便性が向上するとともに、既存企業の利便性向上、企業誘致促進、防災性の向上、広域観光面・商業面の利便性向上などの効果が期待されています。

3 - 4 都市計画における課題

「砺波市都市計画マスタープラン」では、現況の特性、住民の意向、上位計画、今後の変化要因などをふまえて、下図のフローに従い、次ページに都市計画における課題を整理します。



都市計画における課題

都市計画における課題

1. 快適で暮らしやすい生活基盤の整備

- ・農地の無秩序な転用を防ぎ、誰もが暮らしやすい都市づくりを実現するために、コンパクトな市街地を整備していくことが必要となっています。
- ・市街地であって農地がまとまって残る地区がみられることから、土地区画整理事業の実施などにより都市基盤を整備して快適な都市づくりを進めることが必要となっています。
- ・高度情報化社会に対応し、快適に暮らせる住民サービスや情報の提供が求められています。

2. 少子高齢化に対応した社会の整備

- ・少子化対策として、子供を産み育てやすい環境の整備を進めるとともに、魅力的な就労先の創出や若者が魅力を感じるまちづくりを進める必要があります。
- ・医療福祉サービスの充実や、趣味や学習・軽スポーツなどを通して生きがいを持って生活できる環境を整備するなど、高齢化社会に対応したまちづくりが課題となっています。
- ・高齢者が安心して生きがいを持って暮らせるように、診療所、デイサービスセンター、コミュニティ施設を備えた高齢者向け優良賃貸住宅の整備が求められています。
- ・車を運転しなくても便利に暮らせる生活環境として、効率的な公共交通の充実が求められています。

3. 安全で安心して暮らせる持続可能な循環型社会の構築

- ・地球規模の環境問題が深刻となっているなかで、環境にやさしい社会を構築していくことが必要不可欠となっています。
- ・万が一の災害に備えるとともに、災害に強い安心して暮らせる生活環境が望まれています。
- ・冬期間においても快適に暮らせる雪対策や安全な交通網の確保が必要となっています。

4. 広域交通網の活用と地域の特性を活かした産業の発展

- ・東海北陸自動車道や北陸新幹線などの広域交通網により、人や物の動きが活発化することから、交流人口の増加や産業経済の活性化及び経済力の向上が望まれています。これらに対応するため、北陸自動車道の庄川左岸付近に新ICの開設が期待されています。
- ・地方分権が進むなかで、砺波市ならではの潜在的な力を十分に発揮して自立的に発展し、全国及び世界に誇れる産業集積や地域資源が求められてきています。

5. 散居景観と豊かな自然を保全するまちづくり

- ・砺波平野の「散居村」形態は、特色ある景観として、市域を超えて一体的に保全及び支援していくことが必要となっています。
- ・山間地、河川などの自然や屋敷林(カイニョ)、農地などの緑あふれる生活環境を保全し、自然と共生する環境整備に努め、安定的な食料生産地として機能することが望まれています。

6. 豊かな感性を育み地域の愛着心の向上

- ・余暇時間の増加や心身の健康意識の高まりから、スポーツ・レクリエーションの施設整備や活動団体の育成が求められています。
- ・芸術文化に慣れ親しむ環境づくりを進めて豊かな感性を育むとともに、地域の伝統文化や歴史に触れる機会を高め、地域に親しみをもち伝統を継承していくことが必要となっています。

7. 市民と協働によるまちづくり

- ・日常生活圏の広域化、市町村合併後の一体感の創出や、将来において若年層や生産年齢人口の減少が予想されることから、地域コミュニティの強化が求められています。
- ・地域の課題は多種多様になってきていることから、市民自らが主体的にまちづくりに参画でき、行政はその調整役として支援していく仕組みが求められてきています。

第4章 全体構想

4 - 1 将来ビジョン

(1) 将来イメージ

砺波市全体の将来のイメージを「地域別」「交通」「世代別」の3つの観点から、次のようにイメージします。

1) 地域別の将来生活イメージ

市街地地域

- ・ 砺波広域圏の中核となる都市として、専門性の高い商業施設、娯楽施設、飲食店など高次都市機能が集積し、市街地には多くの人びとが集まり賑わいがある。
- ・ 市街地は空き地、空き家対策が施され、商業施設、事業所、金融機関、文化施設、医療・福祉施設など都市機能が立地し、快適な都市生活環境が整っている。
- ・ 高齢化社会に対応した居住と医療・福祉施設やコミュニティ施設が一体となった施設が整備され、快適に暮らすことができる。
- ・ マンションや住宅団地などの整備により街なかの居住が進み、住宅と商業が近接した快適で便利な都市生活の中に、街路樹や公園など緑が身近に感じられ、自然と共生した空間となっている。
- ・ 「散居村」「チューリップ」「曳山」など砺波らしさを活かし、広域的に観光客等が通年を通して多く訪れており、交流人口が増えてきている。また日本の伝統文化や暮らしが継承されていることに、外国人観光客が魅了され、多くの人びとが訪れている。
- ・ 公園緑地、街路樹、神社仏閣などの境内林により緑が増え、うるおいある市街地環境が形成されている。
- ・ 市立砺波総合病院など医療福祉施設が充実しており、安心して暮らすことができる。
- ・ 冬期間でも歩道が確保され、快適に通行できる。
- ・ 用排水路、河川改修、調整池が整備され、豪雨でも浸水することなく災害に強いまちとなっている。

農村地域

- ・ 公共交通が充実し、車がなくても市街地へ便利に行くことができる。
- ・ 屋敷林に囲まれた農家が点在する散居村の風景が継承されている。
- ・ 安定した食糧供給の場となり、販促強化された特産物で農業が振興している。
- ・ 歴史的な建築物や文化財などが保全され、地域の伝統が受け継がれている。

丘陵山間地域

- ・ 山間地は水源かん養や動植物の生息の場として、緑豊かな自然環境が保全されている。
- ・ 自然と親しむことのできるレクリエーション施設などが充実し、心身のリフレッシュの場となっている。
- ・ 歴史的な文化財や遺跡などが保全されており、次世代に語り継がれている。
- ・ 温泉施設に多くの観光客が訪れ、地域が活性化し、地域間交流が盛んになっている。
- ・ 庄川峡の自然環境が保全され、観光地としてにぎわっている。

2) 交通の将来イメージ

道路交通

- ・東海北陸自動車道の四車線化などにより広域交通網が充実するとともに、高速バス路線の充実などにより、遠方との交流が盛んになっている。
- ・北陸自動車道の庄川左岸付近に新ICが整備され、広域交通網の利便性が向上している。
- ・周辺都市へ連絡する国道、県道の道路網が充実し、快適で短時間に行くことができる。

公共交通

- ・JR城端線は近隣都市や北陸新幹線新高岡駅(仮称)への接続が充実し、低炭素社会の実現のために多くの方々が利用している。
- ・北陸新幹線の開業と新高岡駅(仮称)へのアクセスの向上により、広域的な交流が盛んになっている。

3) 世代別の将来生活イメージ

0歳~19歳

- ・保育、小児医療などのサービスが充実し、各地区において安心して子どもを育てられる環境が整っている。
- ・知・徳・体のバランスのとれた教育システムが確立され、子供たちが心身ともに健やかに育つ教育環境が整っており、地域の郷土学習が育まれている。
- ・子供の情操教育の一環となる芸術や文化に触れる機会が多くあり、地域活動やイベントに積極的に参加し、地域の伝統的な芸能や文化が継承され、地域への愛着が高まっている。

20代~30代

- ・商業、飲食、娯楽など若年層にとって魅力ある施設が充実し、快適な都市的ライフスタイルが享受できる環境が整っている。
- ・多彩な分野の就労先があり、希望をもって働くことができる。
- ・地域サービスやまちづくり活動を通して様々な人びととの出会いがあり、ふれあいが生まれている。

40代~50代

- ・高い技術力や地域固有の資源などを活用して産業が発展し、多様で安定した就労の場が確保されている。
- ・文化やレクリエーション活動が充実し、家族や友人などで余暇を楽しんでいる。
- ・職場や地域のメンタルヘルス体制が整っており、心身ともに健康に暮らしている。

60代

- ・定年退職後も、希望に合った仕事や職業が選択できる。
- ・趣味、レクリエーションなどの教養を深めるとともに、運動や食生活など健康づくりを進めていくための環境が整っている。
- ・これまで培ってきた能力や余暇時間を活用して、まちづくりなどの地域貢献が積極的に行われている。

70代以上

- ・地域ぐるみの医療・福祉サービスが充実し、住み慣れた地域のなかで安心して暮らすことができる。
- ・子供などとの世代間交流が盛んに行われ、生きがいを持って元気に暮らしている。
- ・公共施設などはバリアフリー化が進み、公共交通が充実し、移動が快適になっている。

世代区分は、概ねの年齢や世代の区分別の生活イメージであり、これによって分けるものではありません。

(2) まちづくりの将来像

「新砺波市総合計画」では『庄川と散居に広がる 健康フラワー都市』を将来像と掲げ「理想のすがた」としていることから、本計画においてもこの将来像によりまちづくりを推進していきます。

将来像

庄川と散居に広がる 健康フラワー都市

庄川の恵まれた水資源、緑豊かな屋敷林に囲まれた農家が点在する散居村、チューリップの花が一面に咲き誇る風景を地域固有の貴重な財産として継承しながら、自然と共生する一方、魅力的な都市機能が集積し、交通の要衝として多くの企業が進出し、健康で笑顔あふれる暮らしが送れるまちを目指します。

こうしたまちのなかで市民は、地域の個性の良さを高めながら魅力を発信して地域外との交流を育み、地域に愛着を感じて、「住み続けたいまち」「住んで良かったまち」と実感でき、市民が輝き活力あふれるまちづくりを進めていきます。

(3) 基本方針

前ページの将来像をふまえ、各項目に沿って、基本方針を整理します。

土地利用

ゆとりある生活が送れる快適で魅力的な都市づくり

・広域圏の中核としてふさわしい都市機能の集積

ショッピングセンターや駅前の飲食店を中心とした商業施設は、周辺都市からも多くの方々が訪れる集客力の高い施設となっています。またICに近い利便性や地域の自然環境を活かし、大規模な工場など多くの企業が進出しています。

今後とも、魅力的な商業施設の集積や企業誘致などによる都市機能の一層の充実を図り、企業間競争による活力を高め、多様な職種が選択でき、充足した良質な生活を送ることのできる都市空間の整備を進めていきます。

・環境負荷が少なく利便性の高い都市構造の実現

市街地は、急速なモータリゼーションの進行により、中心部の衰退と郊外への拡散化が進み、移動距離が増えたことからCO₂排出量を増加させ、車の運転ができない方にとって不便な都市構造となっています。

こうした状況を鑑み、環境にやさしく子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすいまちを目指すべく、公共交通の結節点となる市街地に都市機能を集約させて、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。

・農村地域と山間地域の調和と保全

山間地域の緑豊かな自然環境を活用して「県民公園頼成の森」などが整備されています。農村地域は水稻を中心としてチューリップや水稻種子の生産が特徴となっていますが、企業進出や住宅団地開発など無秩序な開発の進行がみられることから、用途地域への誘導を進めていきます。

山間地域は、やすらぎやうるおいを与えてくれる貴重な自然環境として保全及び活用していくとともに、農村地域は効率的で良好な農業生産の場として開発に対する規制と誘導を図り、計画的な土地利用の実現に努め、企業団地等については工業立地法に基づき、進めていきます。

都市施設

都市の魅力を高め活発に交流するまちづくり

・市内外の交流を促進する円滑な交通網の整備

東海北陸自動車道の全線開通や北陸新幹線開業により企業の立地や観光などによる交流人口の増加が期待されています。また砺波の市街地は広域圏の中心都市として周辺都市からの交通が集中しています。

活力ある産業の発展や地域内外の交流促進を支援するため、市街地内の交通を円滑に処理する主要な幹線道路と、市街地内に発生集中する交通を円滑に処理する都市計画道路について、整備充実に努めます。

・時代の潮流に対応した市街地の道路体系の見直し

昭和40年代に計画決定された都市計画道路のうち、現在においても未着手となっている路線がみられます。

これら未着手となっている路線について、必要性や事業の実現性を検討し、都市計画道路を見直します。

・地域資源を活かした都市施設の整備充実

「チューリップフェア」が開催されているチューリップ公園、庄川の豊富な水資源を活用した庄川水記念公園など、地域資源を活用した都市施設があり、市内外からの来訪が多く、市民の誇れる施設となっています。

これからも、市民に愛され交流人口増加を促進する施設として、チューリップや散居村などの地域資源を活かした都市施設の有効活用を進めていきます。

・誰もが暮らしやすいうるおいある市街地の整備

今後、高齢化社会を迎えるなかで、都市は利便性だけでなく安全性の要望がますます求められてきています。このため、市街地の歩行空間や多くの方が利用する建築物においてバリアフリー化を進めていきます。

また、市街地でも緑によるうるおいが感じられるよう、街路樹や身近な公園緑地の充実とともに、境内林などの貴重な樹木の保全を図り、緑豊かな都市空間の整備に努めます。

都市景観

砺波市らしい地域固有風土を継承する美しい景観づくり

・砺波市らしい景観づくりの推進

主要な道路沿いは、道路施設が整備されている一方で、統一性のない屋外広告物により景観が阻害されているところが見られます。

特徴あるサイン施設やデザインの道路施設などは、市のイメージアップに大きく貢献していることから、屋外広告物制度の充実及びデザイン施設等の整備により景観の向上を図っていきます。

・農村部に広がる地域景観の維持・保全及び継承

隣接する市を含む砺波平野一帯は、屋敷林に囲まれた農家が点在する散居村で、全国的にも貴重な田園風景となっています。またチューリップが一面に広がる畑や一級河川庄川沿いの桜並木などは、市民にとって誇れる景観となっています。

散居村，チューリップ畑，一級河川庄川沿いの桜並木などの景観は、砺波市らしい景観として、維持・保全及び継承に努めます。散居村景観は隣接する市や関係諸団体と連携しながら保全，継承していきます。

・庄川の清流や自然豊かな山間地のうるおいある景観の保全

庄川の清らかな流れは四季折々の美しい渓谷美をつくりだし、市域東側の山間地は緑豊かなうるおいある景観となっています。

自然が身近に感じられる美しい景観づくりのために、行政と市民が協働しながら、自然景観の保全に努めていきます。

都市環境

水と緑に恵まれた安全で安心して暮らせる都市環境づくり

・水と緑に恵まれた豊かな自然環境の保全

砺波平野を流れる河川や市街地の街路樹・花壇は、住む人や訪れる人にやすらぎと
うおいを与えてくれます。

豊かな自然環境は、「心の豊かさ」を深める貴重なものとして、保全に努めていき
ます。

・災害に強い安全で安心な地域の整備

急激な市街地の拡大や農村部の開発行為による無秩序な市街化は、風水害に脆弱な
一面があり、暴風や集中豪雨時における被害の発生が懸念されています。また市域を
通る高清水断層は地震の発生確率が比較的高いことや、全国で発生する地震災害によ
り、防災意識が高まっています。

こうしたことから、防災や消防・緊急体制の広域連携、公共公益施設をはじめとす
る主要な建築物の耐震化、防災対策のシステムの確立や組織の充実、ハザードマップ¹
の作成によるPRなどを図るとともに、防災に対応した既存施設の整備を進めて
いきます。

・冬期間も安心して暮らせる地域の整備

最近の気候変動により短期間の降雪で日常生活に影響が出ることが多く、的確で迅
速な積雪対策の対応が重要となっています。

積雪時においても円滑で安心な交通網と生活環境が維持できるように、消雪施設の
整備や除雪機械の計画的な整備と更新に努めます。また歩道用除雪機械の導入を進め、
冬期間の歩行空間の確保に努めます。

また、一人暮らしの高齢者住宅の屋根の雪下ろしや、建物が密集する市街地など
除排雪に課題がある地域については、地域ぐるみで総合的な除排雪を推進していきま
す。

1 ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地
点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地
図上に図示されている。

市民協働

市民と行政が協働で進めるまちづくり

・多様な主体が協働して取り組むまちづくり

住民ニーズの多様化、市街化の進展に伴う地域連帯感の希薄化、日本全体の人口減少などを背景として、市民と行政が協働する体制が求められています。

地域の課題の解決に主体的に取り組む地域コミュニティ活動を推進するとともに、行政は広域連携や関係機関との調整を図りながら、各種団体組織の活動推進、情報技術を活用した情報共有、幅広い市民の参画等を促し、市民と行政が共通の目標に向けて協働するまちづくりを進めていきます。

・市民主体のまちづくり

これからのまちづくりにあっては、行政、住民、NPO¹、民間企業さらには大学などの多様な主体が参加して、能動的で責任ある協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

住民主体の各種団体の活動や企業の社会的責任（CSR²）の取り組みなども活用しながら、市民主導のまちづくりを積極的に進めていきます。また、まちづくりの実質的な推進力を保つためには、地域における人材の育成が必要不可欠であることから、こうした人材を地域全体で支援・育成していく組織づくりに努めます。

1 NPO：Non Profit Organization 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

2 CSR：Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任。企業の責任を、従来からの経済的・法的責任に加えて、企業に対して利害関係のあるステークホルダー（社員、消費者、株主だけでなく地域社会）にまで広げた考え方。

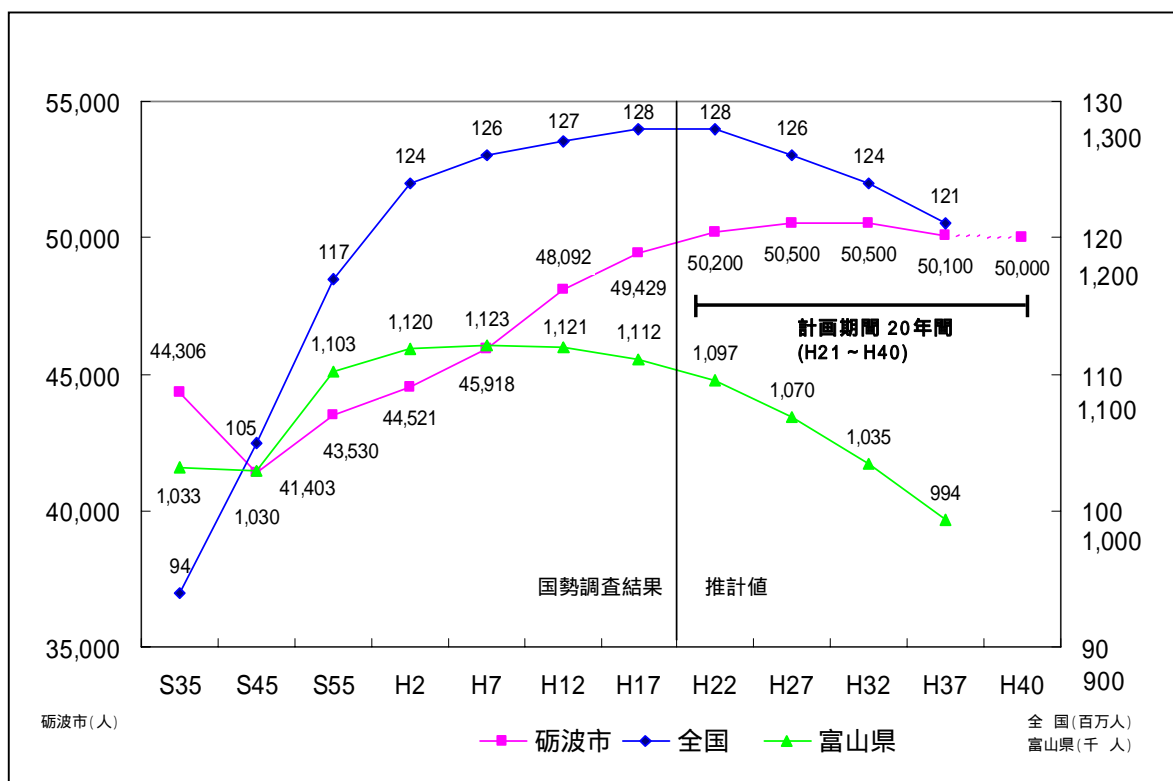
4 - 2 将来フレームの設定

(1) 人口フレーム

「新砺波市総合計画」では、平成28年（2016年）の将来人口をおおむね50,500人と推定し、その後人口減少に転じていくことが推測されています。

砺波都市計画マスタープランの目標年次である平成40年（2028年）の人口は、「新砺波市総合計画」の下記のグラフを参考として、50,000人と設定します。

図 4 - 1 総人口の推移



(資料：新砺波市総合計画)

(2) 市街地フレーム

庄川の用途地域は人口減少が進む一方、砺波の用途地域は人口増加が進んでおり、全体としては増加の傾向にありますが、住宅団地等の開発や工場立地などは用途地域外で進んでおり、郊外への拡散化傾向が見られます。

今後は、市街地の集積化を促す諸施策を通じ、用途地域内である市街地に人口を集約するコンパクトなまちづくりを進めていきます。

表 4 - 1 用途地域内の人口及び人口密度の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
用途地域(砺波) 447.2 ha	6,664 14.9	6,676 14.9	7,049 15.8	7,783 17.4	8,358 18.7
用途地域(庄川) 130.0 ha	3,659 28.1	3,595 27.7	3,071 23.6	3,271 25.2	3,001 23.1
用途地域 合計 577.2 ha	10,323 17.9	10,271 17.8	10,120 17.5	11,054 19.2	11,359 19.7

上段：人口〔人〕 下段：人口密度〔人/ha〕 (資料：平成19年度都市計画基礎調査)

4 - 3 将来都市構造

(1) 広域的都市構造

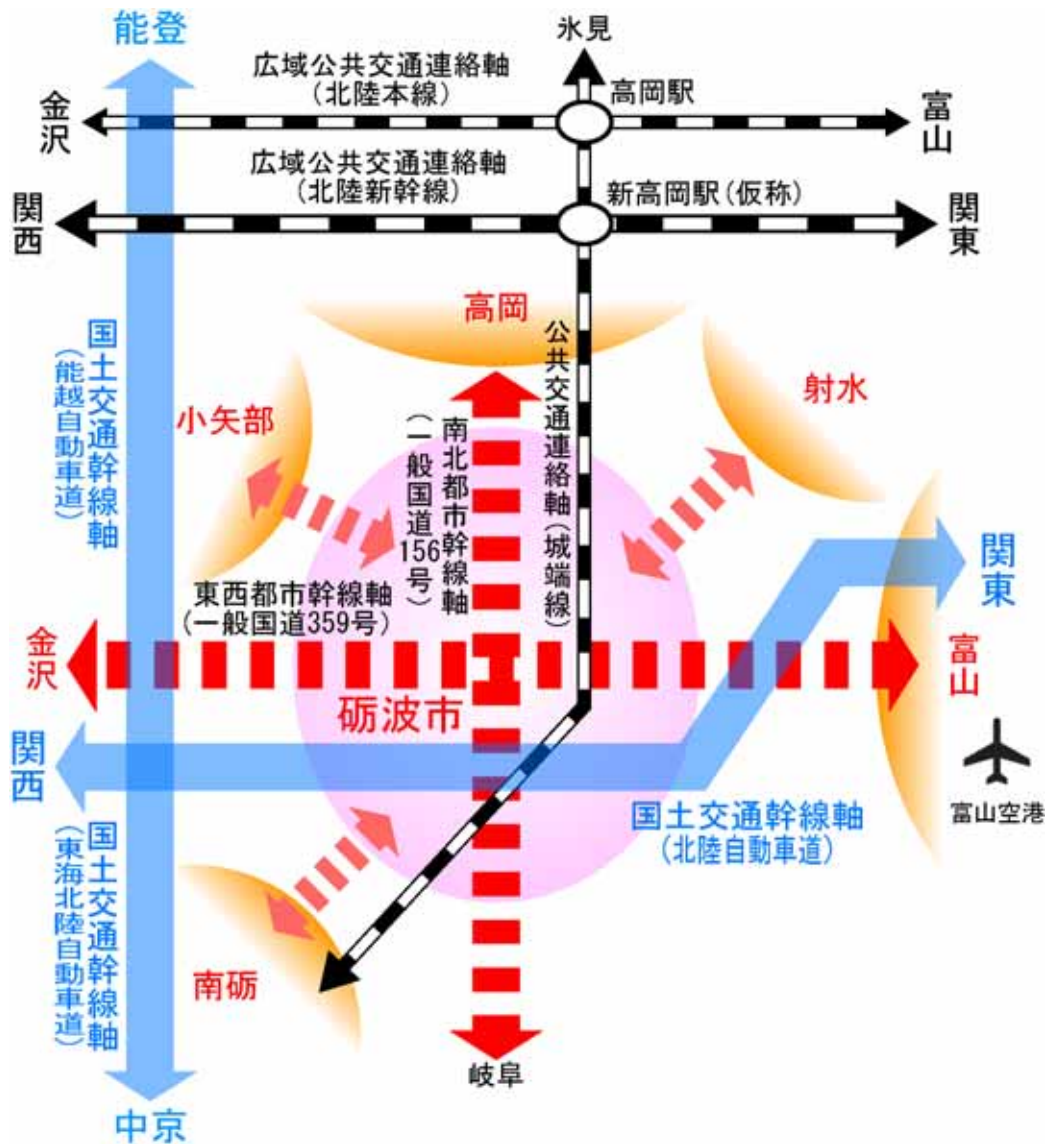
高速道路や新幹線などの高速交通網の整備や航空路の拡充などにより、人々の活動範囲がさらに広がり、地域交流や国際交流など、広域的な交流や連携の重要性が高まっているため、砺波市を取り巻く広域都市構造を以下のように構築します。

国土交通幹線軸として北陸自動車道、東海北陸自動車道及び能越自動車道を位置づけ、関東、関西、中京、能登など広域的な交流を促進します。

南北都市幹線軸を一般国道156号、東西都市幹線軸を一般国道359号として位置づけるとともに、その他主要幹線道路等で周辺都市との連絡強化に努めます。

公共交通はJR城端線を公共交通連絡軸とし、広域公共交通連絡軸となる北陸新幹線や北陸本線と結ぶとともに、JR氷見線との直通について調査研究します。

図 4 - 2 広域将来都市構造図



(2) コンパクトなまちづくりと散居村

用途地域が指定されている砺波及び庄川の市街地地域については、「コンパクトなまちづくり」の考え方を基本に、宅地開発等の都市的土地利用を誘導するとともに、都市機能の集積を進めていきます。これにより、市街地中心部の賑わいを取り戻し、車での移動を減らして、都市の建設や維持のコストの抑制に努めていきます。

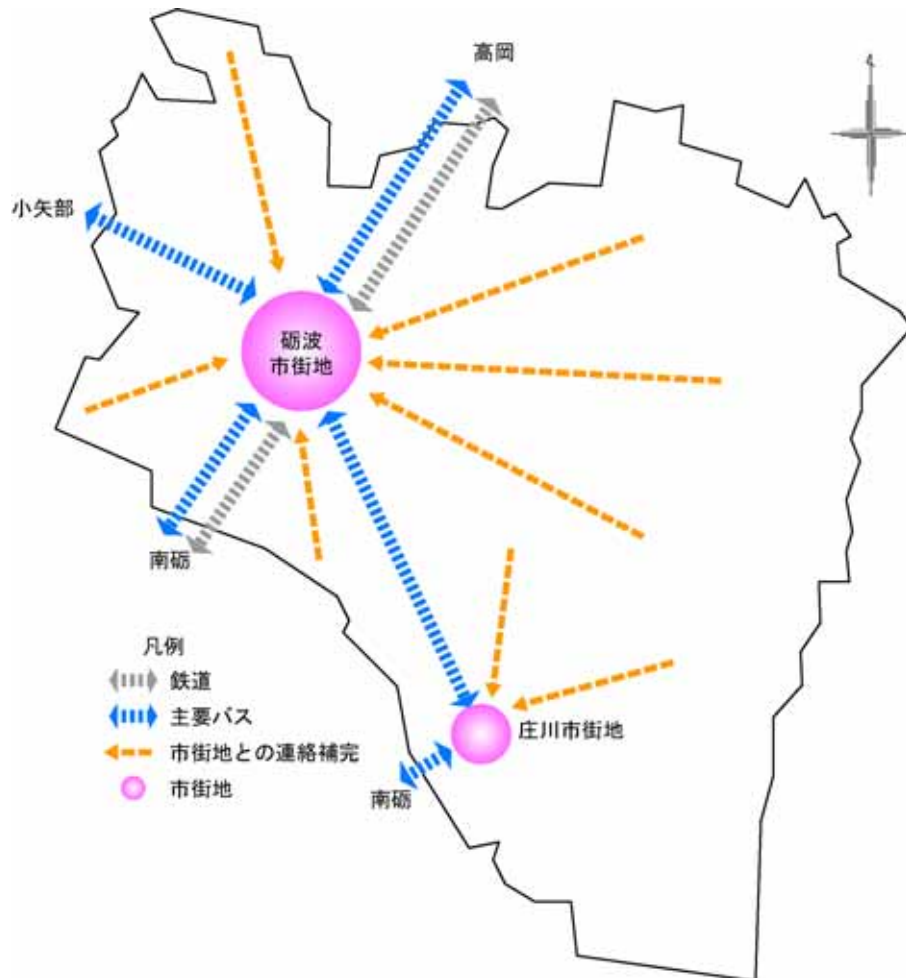
農村地域は、「カイニョ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた農家が点在する「散居村」の形態が特徴的で市の財産となっていることから、こうした良好な農村環境を維持・保全していくため、宅地開発等の無秩序な開発を抑制していきます。

これらの施策を進めていくためには、都市計画制度の活用による規制の導入だけでなく、他分野の規制や用途地域内への立地における優遇策等の導入も検討し、周辺都市または関係機関と協力しながら、適した土地利用へ誘導する有効な施策を調査・研究していきます。

また、公共交通の観点からみると、農村地域の「散居村」形態は、効率的な公共交通網を形成する上で、課題もみられます。

こうしたことから、市街地への円滑なアクセスのため、JR城端線及び民営のバス路線等の公共交通の確保に努めるとともに、散居村の低密度な地区での市営バスの充実のほか、デマンドバス¹、乗合タクシー²等の調査・研究など、散居村にふさわしい交通網のあり方について検討していきます。

図 4 - 3 コンパクトなまちづくりのイメージ



- 1 デマンドバス：自宅から電話、FAX、インターネットまたは停留所の端末からバス事業者へ巡回依頼を申し込みバスを呼ぶ仕組み。
- 2 乗合タクシー：一定の目的地へ複数の方が乗りあって向かう仕組み。

(3) 散居村景観の維持・保全

農村部に広がる「散居村」は、砺波市の大きな特徴となっています。しかし、近年のモータリゼーションの普及により地価が低廉な農村部において工場立地や住宅団地等の開発が行われるようになり、「散居村」の形態が少しずつ変容しつつあります。

特色ある「散居村」は、都市計画としてもその維持・保全に努めていく必要があり、周辺都市とも連携をとりながら「散居村」の維持・保全策を講じます。

図 4 - 4 都市計画規制と散居村の分布



(4) 砺波市の将来都市構造

1) 土地利用区分

土地利用については、円滑で効率的な活力ある都市活動が確保されるよう、既存の市街地とその周辺の「市街地地域」、市街地郊外の田園地帯である「農村地域」、庄川東側の「丘陵山間地域」の3地域に大きく区分します。

市街地地域

市街地地域については、都市機能が集積し、市街地住環境が整備されるエリアとして位置づけます。

砺波市街地は中心的な都市機能が集積する地区として位置づけます。中心部は商業施設、医療福祉施設、公共施設などを複合的に配置します。その周辺については、利便性の高い住環境の整った地区とします。市街地は高齢者の増加や低炭素社会の実現など時代の課題に対応した市街地構造とするとともに、砺波市の「顔」として整備に努めます。

庄川市街地は、住・商・工が調和し、伝統産業や温泉郷など観光資源を活かした個性的な市街地としていきます。

農村地域

農村地域については、農業振興地域として農地の保全や集落環境の整備を図り、無秩序な開発を極力抑制するとともに、住民の意向を踏まえながら、文化的景観保全地域を検討していきます。また、農村の雇用拡大に向け、周辺環境等に配慮しつつ、工場適地などを配置していきます。

丘陵山間地域

丘陵山間地域については、既存の集落地の居住環境を維持するとともに、植物や小動物の生息・生育、水資源の涵養など様々な機能を有する森林を保全していきます。あわせて、市民にやすらぎやうるおいを与えてくれる場として、県民公園頼成の森、増山城跡県定公園、庄川峡県定公園などのレクリエーション施設を活用していきます。

2) 都市形成軸

土地利用の増進を図るため、次のような都市形成軸を設定します。

国土交通幹線軸

北陸自動車道及びこれと交差する東海北陸自動車道及び能越自動車道は国土の骨格を形成し、人の交流や物流など、広域的な交通を処理する「国土交通幹線軸」として位置づけます。

南北都市幹線軸

市域を縦断する一般国道156号は、隣接する高岡市や南砺市とを結ぶとともに、砺波市街地と庄川市街地とを連絡する「南北都市幹線軸」として位置づけます。

東西都市幹線軸

市域を東西に横断する一般国道359号は、隣接する富山市や小矢部市とを円滑に連絡する「東西都市幹線軸」として位置づけます。

南北第2都市幹線軸

一般国道156号を補完し、北陸新幹線の新高岡駅(仮称)や新ICと庄川の観光地へのアクセスともなる主要地方道高岡庄川線と都市計画道路中央線を「南北第2都市幹線軸」として位置づけます。

公共交通連絡軸

周辺都市や北陸新幹線の新高岡駅(仮称)と連絡するJR城端線を「公共交通連絡軸」として位置づけ、他の公共交通機関等との連携に努めます。

庄川河川軸

市内を南北に流れる一級河川庄川については、上流部は庄川温泉郷や庄川峡などの観光地があり、またその下流部は水辺環境を活かした公園緑地などが位置することから、「庄川河川軸」として位置づけ、自然あふれる親水空間としての役割を持たせます。

3) 魅力づくりのゾーン

砺波市の魅力を高めていくゾーンとして、次の5つのゾーンを位置づけます。

滞在型観光拠点ゾーン

庄川温泉郷をはじめ、周辺の庄川水記念公園や庄川峡などを含めた一帯とスポーツ施設や宿泊施設が立地する市街地東部の丘陵山間地を「滞在型観光拠点ゾーン」として位置づけ、五箇山の世界遺産などと連携を図りながら、滞在型の観光をより一層推進します。

自然共生型レクリエーションゾーン

丘陵山間地域などの自然を活用した増山城跡県定公園，夢の平県定公園などのエリアを「自然共生型レクリエーションゾーン」として位置づけ、自然にふれ親しむことのできるゾーンとします。

花と彩りの文化集積ゾーン

チューリップ公園，チューリップ四季彩館，文化会館などを「花と彩りの文化集積ゾーン」として位置づけ、花卉を活かして観光の集客を促すほか、市民の文化意識の高揚を図るゾーンとします。

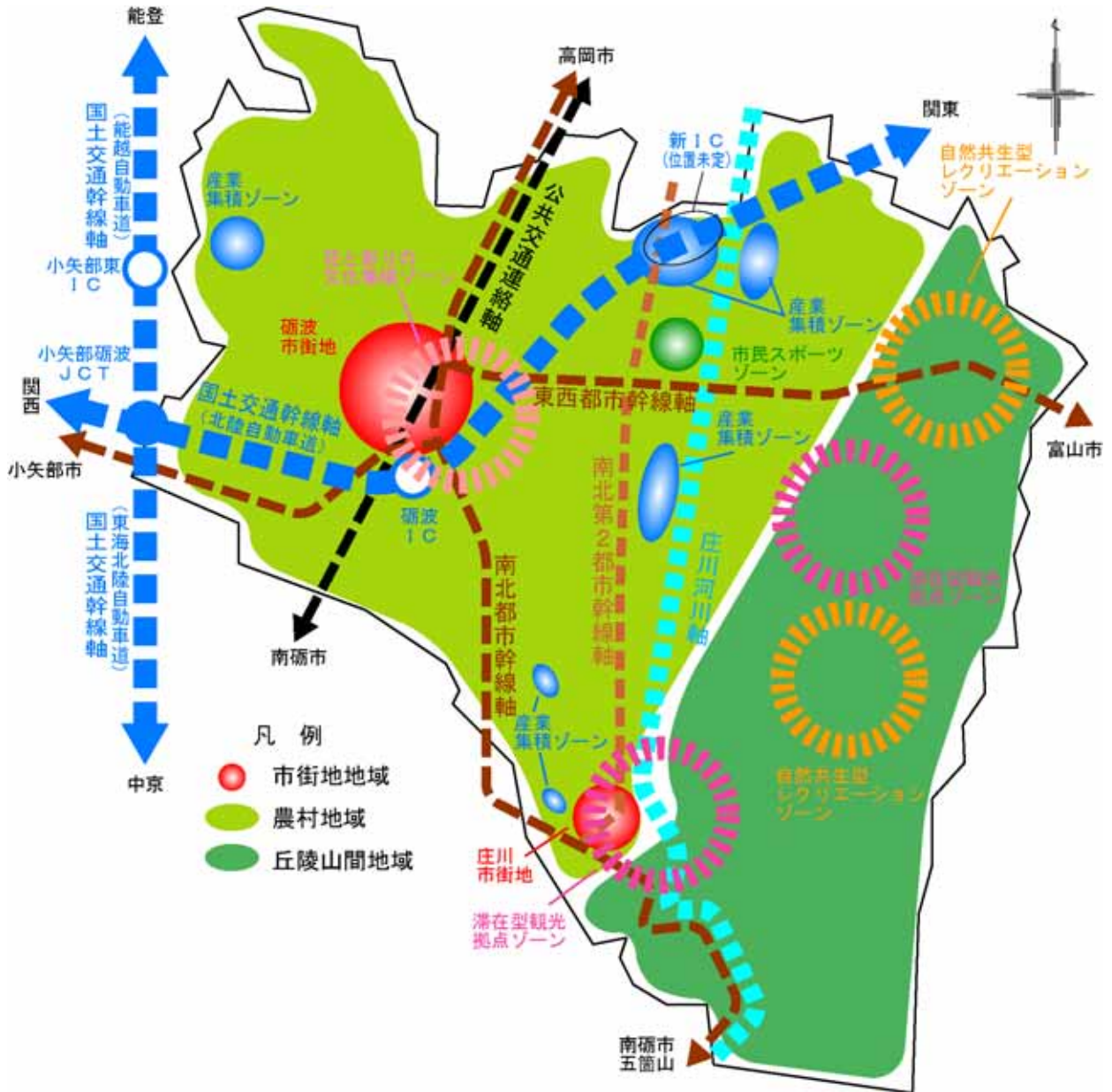
市民スポーツゾーン

砺波総合運動公園や砺波市温水プール，庄川堤防の桜つつみなどを「市民スポーツゾーン」として位置づけ、健康増進とともにスポーツを通じたコミュニケーションを図るゾーンとします。

産業集積ゾーン

工業団地及び工場適地を「産業集積ゾーン」として位置づけ、工業の振興と企業誘致の他に、創業する起業家支援を進め、雇用の創出と産業の活性化を図ります。

図 4 - 5 将来都市構造概念図



※新 I.C.などは将来イメージを示すものであり
これによって位置を決定するものではありません

4 - 4 都市整備の方針

(1) 土地利用区分と整備・誘導方針

1) 都市計画区域

都市計画区域は、地形条件、日常生活圏、主要施設の設置状況など社会的、経済的に総合的に判断し、一体として整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することとなっています。

今回の合併を機に、砺波と庄川の双方の都市計画区域を廃止し、1つの都市計画区域に変更することとします。

また庄川地域は、山間地を除外して都市計画区域が指定されていますが、自然と共生した都市づくりを進めるため、丘陵山間地の県定公園なども含めた範囲を想定します。

2) 商業系土地利用

小売店舗立地の郊外化に対して、今後は都市機能を誘導・集積させるコンパクトなまちを目指し、また高齢化に対応した歩いて暮らせるまちの実現に努めます。

JR 砺波駅前の中心部と大型商業施設は広域的商業地区、その周辺や庄川市街地は地域のための商業地区としていきます。また、市街地の主要な道路沿いは沿道利用型商業地区するとともに、庄川市街地南東の温泉施設の立地するエリアは、宿泊客が楽しめる地区と位置づけます。

3) 住居系土地利用

コンパクトシティと散居村形態の保全の観点から、用途地域内における居住推進策を基本とします。

住居地区は、商業系の周辺などに配置し、居住地から商業施設が歩いて行けるなど快適な都市生活を送ることができる住環境を魅力として、住宅等の立地誘導に努めていきます。また、特に良好な住環境を保全すべき地区は住居専用地区に指定します。

4) 工業系土地利用

工業系については、周辺の農村や自然環境等に配慮して配置しながら、既存工場の関連産業、情報産業、物流関連産業など地域にふさわしい企業の立地誘導に努めます。

住居地域の周辺に公害のおそれの低い工業用地を配置し、職住近接型の環境を提供します。住宅と作業所が混在する市街地内の地場産業地区は、居住と生産の両立に努めます。

砺波IC周辺など交通の利便性の高い地区は、流通業務施設の立地する地区と位置づけ、地区計画または特定用途制限地域の導入を検討して、周辺の農業環境との調和を図っていきます。

新ICの予定地周辺は、地区計画または特定用途制限地域の導入を検討し、周辺の農業環境との調和を図りながら、計画的に企業の立地誘導を進めていきます。

5) 農村・自然系土地利用

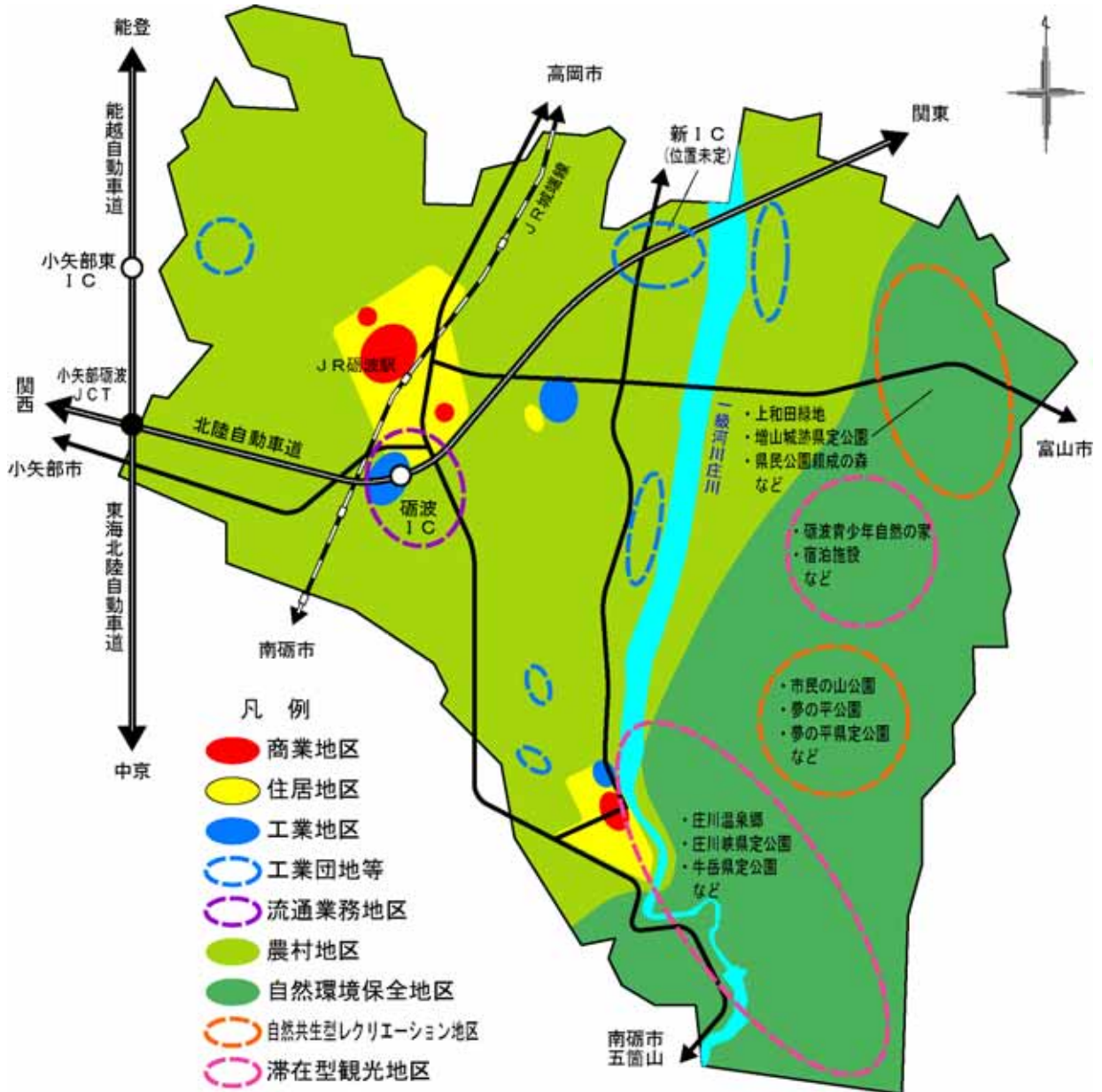
都市的開発は基本的に市街地に誘導するものとし、農村については、無秩序な開発を抑制するための規制や誘導を推進し、農業生産の振興を推進します。また、「散居村」の魅力を十分に発揮して定住策や都市住民の移住策などに努めるとともに、屋敷林を残しながら広い敷地を活用して住宅地の開発を推進し、地区コミュニティの維持と若年層にも魅力ある農村環境を提供していきます。

市域東側などの丘陵山間地を自然環境保全地区に位置づけ、都市と農山村との連携を図りながら、自然環境の保全や自然と共生した山村集落の形成に努めます。

また、後継者不足等から耕作放棄地がみられるところについては、農山村の魅力を活かした定住策の推進やグリーンツーリズム¹などの活動により土地の活用を図り、農林業の振興に努めます。

「県民公園頼成の森」や「増山城跡県定公園」、「市民の山公園」や「夢の平県定公園」周辺を、自然共生型レクリエーション地区として位置づけ、多様化する需要に対応していきます。庄川市街地南東の「庄川温泉郷」、「庄川峡県定公園」、「牛岳県定公園」などの周辺と「砺波青少年自然の家」周辺を滞在型観光地区として位置づけ、滞在型観光の需要に対応していきます。

図 4 - 6 土地利用方針図



※新 I C などは将来イメージを示すものであり
これによって位置を決定するものではありません

- 1 グリーンツーリズム：農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

(2) 交通体系の整備方針

「自動車交通」「歩行者・自転車交通」「公共交通」を適切に組み合わせた総合的な交通体系を構築することにより、低炭素社会とコンパクトなまちづくりの実現に努めます。

高規格幹線道路が交差する本市は、道路交通の利便性は比較的高いと言えます。今後とも日常生活や都市活動を支える交通道路ネットワークの整備を推進していきます。

歩行者・自転車交通については、公共交通の利用促進やコンパクトシティ施策の一環と位置づけ、安全で安心な交通空間の整備に努めます。

公共交通はJR城端線とバス路線が配置されているものの、「散居村」であるため効率的なサービスが困難な一面があります。このため、新たなシステムの導入も含めて交通体系の確立・創出を検討します。

1) 自動車交通

広域幹線道路

国土交通幹線軸となる北陸自動車道、東海北陸自動車道及び能越自動車道を「広域幹線道路」として位置づけます。

東海北陸自動車道の全線四車線化及び能越自動車道の早期完成に向けて、周辺都市とともに関係機関に働きかけていきます。また、北陸自動車道の庄川左岸付近に新たに計画されている新ICの設置を隣接する高岡市と連携しながら早期実現を目指します。

主要幹線道路

南北都市幹線軸の国道156号、東西都市幹線軸の国道359号、南北第2都市幹線軸となる主要地方道高岡庄川線と庄川市街地の都市計画道路中央線を「主要幹線道路」として位置づけます。

国道156号は交通安全施設等の整備に努めるとともに、国道359号については関係機関に働きかけ、砺波東バイパスの整備を促進します。

主要地方道高岡庄川線は、砺波地域と庄川地域の連絡を補完するとともに、新ICや北陸新幹線(仮称)新高岡駅へのアクセス向上を図る道路として、整備促進に努めます。

庄川市街地の都市計画道路中央線は、庄川市街地の主要な軸となり国道156号と連絡する道路として機能させます。

幹線道路

主要幹線道路を補完し市街地の主要な軸となる都市計画道路や農村部の骨格となる主要地方道または一般県道などを「幹線道路」として位置づけます。交通量が集中する区間などの整備については優先順位を定め、順次整備促進を図ります。

県道の道路改良事業をはじめ、ボトルネック¹区間の整備を促進し、交通の円滑化に努めます。

補助幹線道路

幹線道路を補完し、市街地内に発生集中する交通を円滑に処理する都市計画道路や、農村部の交通を受け持つ一般県道や一級市道を「補助幹線道路」として位置づけ、その機能が図られるよう整備に努めます。

なお、長期未着手となっている都市計画道路については、代替路線の活用を含め整備の妥当性を検討し、見直します。

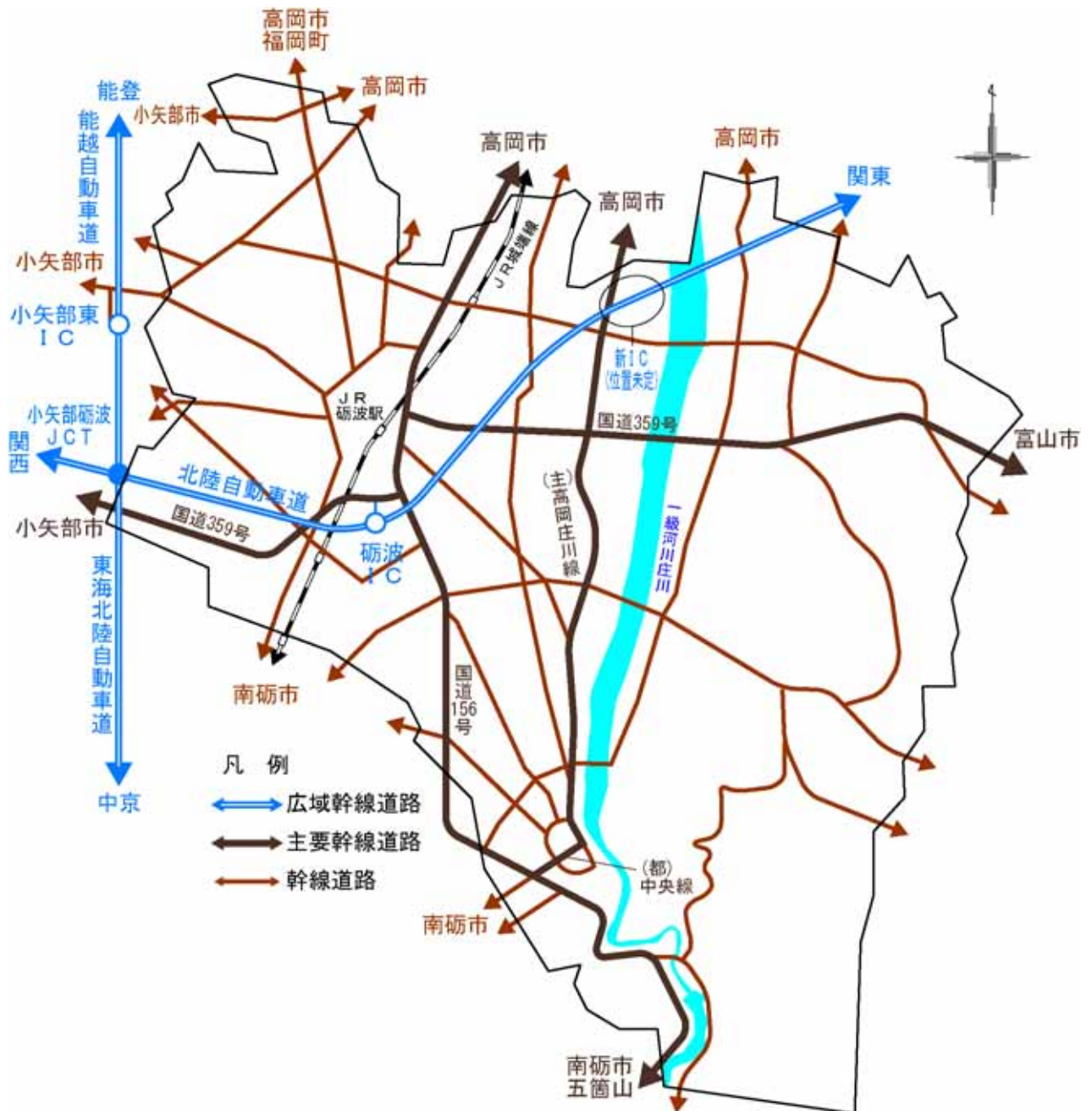
1 ボトルネック：瓶の首のように細く詰まりやすいという意味に由来しており、道路では前後の道路と比較して幅員が狭い区間や車線が減少する区間のこと。

2) 歩行者・自転車交通

中学生や高校生の通学、買物や駅・バス停までの移動など、子どもから高齢者まで安全に安心して利用できる歩行用・自転車用の空間整備に努めます。通行量が多い市街地や通学路などの未整備区間から優先的に着手し、逐次ネットワーク化を図っていきます。

また市街地内において交通施設や主要建物のバリアフリー化を促進するとともに、冬期間においても快適な歩行空間が確保されるよう、機械除雪の充実に努めます。

図 4 - 7 自動車交通体系整備方針図



※新ICなどは将来イメージを示すものであり
これによって位置を決定するものではありません

3) 公共交通

砺波市は「散居」の形態から、マイカー中心の生活となっていますが、今後の高齢化社会や地球規模の環境対策に対応するため、公共交通の利用を高めていく必要があります。鉄道、バス、相乗りタクシーなどの様々な公共交通を導入することにより、本市にとってふさわしい効率的で利便性の高い公共交通ネットワークを形成していきます。

砺波市の公共交通を次のとおり区分し、それぞれの整備方針を整理するとともに、体系的な公共交通ネットワークについて明らかにしていきます。

鉄道軸

JR城端線は、本市と高岡市や南砺市とを結ぶとともに、JR北陸本線、JR氷見線、北陸新幹線に連絡する「公共交通連絡軸」と位置づけます。JR砺波駅を各公共交通の乗り継ぎ等の機能を備えた公共交通結節点と捉えます。

JR城端線の利便性を高めて利用者増加を図るための施策として、他の公共交通機関との待ち時間を少なくする乗り継ぎ改善、運行ダイヤの充実、施設整備の充実、列車への自転車の持ち込みなどを関係市とともに運行事業者に働きかけるとともに、駅周辺にパークアンドライド駐車場や自転車駐車場等の充実を図ります。

主要バス路線

砺波市街地と郊外主要地域及び高岡市、小矢部市、南砺市と連絡するバスを「主要バス路線」として位置づけます。

利用者増加を図るため、鉄道などとの乗り継ぎ改善、運行路線の増加、バス停の追加などについて、民営乗合バス路線維持対策連絡協議会などの支援やバス路線の運業者へ働きかけを通じて、公共交通の利便性向上に努めます。

地域連絡網

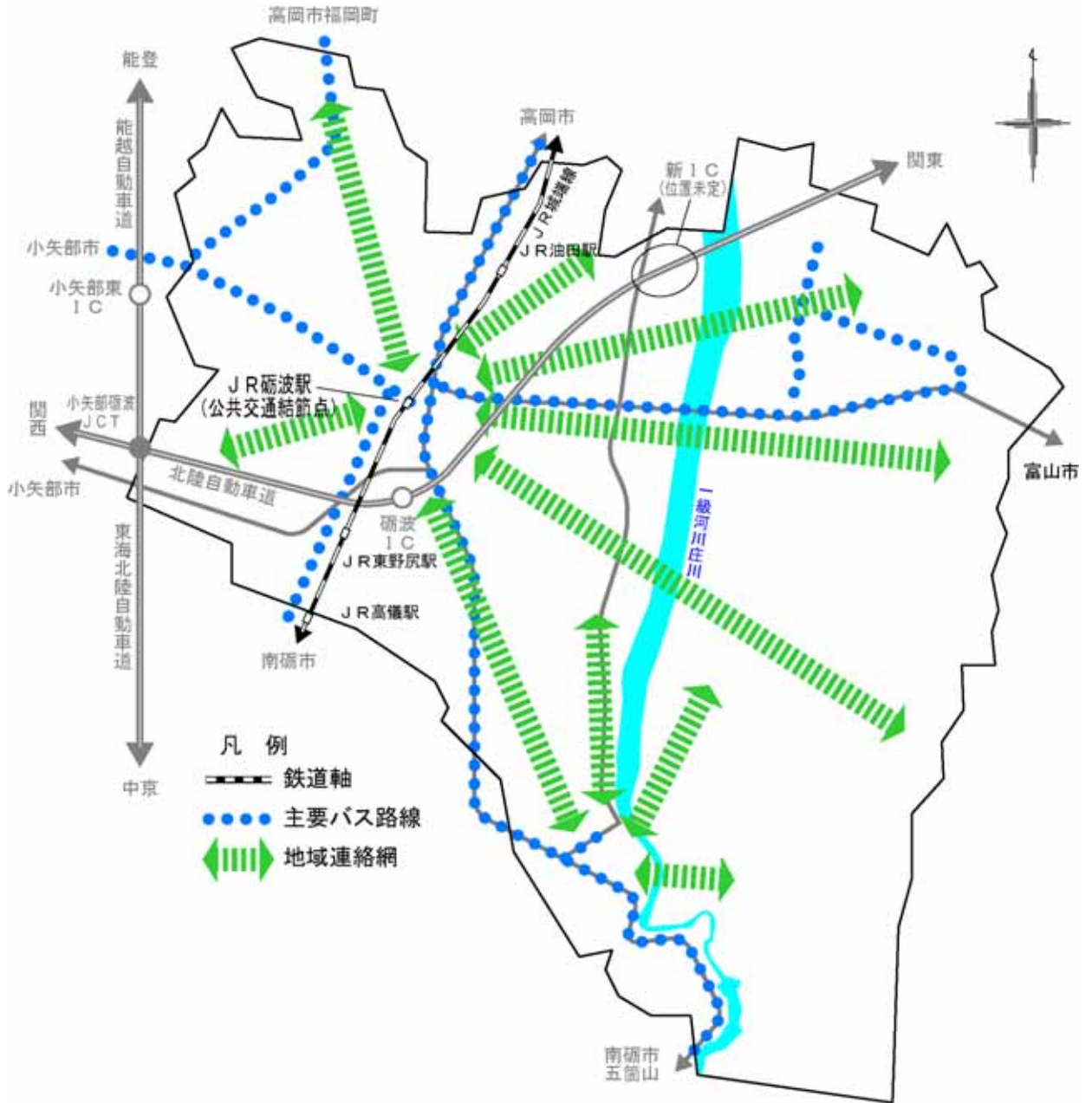
JR城端線や路線バスを補完する公共交通網として、鉄道駅やバス停から徒歩圏外となる地域を対象として、既存の鉄道や路線バスとの連携を高めながら、各地区と市街地や主要施設を連絡する公共交通の整備に努めます。

また、自由乗降バス、乗降客の需要に応じて運行するデマンドバス、同じ方面への乗合タクシーなど、様々な公共交通の導入策等を調査・研究していきます。

その他公共交通

富山空港行きバスや高速バスについては、需要に応じてダイヤの改正や新規路線の開設などが実施されるよう、交通事業者に働きかけていきます。

図 4 - 8 公共交通体系整備方針図



※新ICなどは将来イメージを示すものであり
これによって位置を決定するものではありません

(3) 公園緑地等の整備方針

砺波市はこれまで広域的な総合公園から身近な街区公園に至るまで、各種公園・緑地を整備してきました。

今後は、砺波と庄川の各地域に拠点公園を位置づけ、「みどりのネットワークづくり」を目指していきます。特に緑が少ない建物密集市街地は、「緑化推進地区」として位置づけます。

公園緑地等の整備については、市民のニーズに的確に対応するとともに、市民が主体的に維持管理に関わることを通じ、市民の憩いの場や地域コミュニティの場として機能するよう努めます。

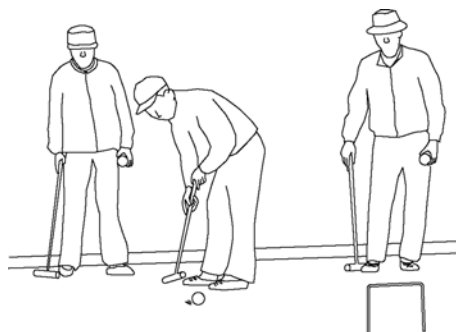
地域の拠点となる公園の整備

「砺波チューリップ公園」と「舟戸公園」を、砺波市と庄川市街地の拠点公園として位置づけます。これらは市民の憩いの場に供するとともに、観光資源としても有効活用し、交流人口増加を促します。

地区の拠点となる公園の整備

地区に点在する公園を地区の拠点公園と位置づけ、地区住民の憩いの場や軽スポーツの場として、また災害時の避難地として活用を図り、整備充実に努めます。

軽スポーツの場となる公園



歩いて行ける公園の整備

街区公園については、住民が身近に緑を感じ、歩いて行ける公園として、今後も土地区画整理事業や開発行為に併せて整備充実に努めます。

森林環境と共生した公園の整備

市域東側の丘陵地は県民公園頼成の森、夢の平公園、市民の山公園が整備されているほか、いくつもの県定公園が指定されています。これらは、森林浴など自然と親しむことができる公園として利活用を図るとともに自然環境の保全に努めます。また、「しょうぶ祭り」、「コスモスウォッチング」などのイベントを観光資源として充実させていきます。

親水空間を活用した公園緑地の整備

都市の自然的環境の保全並びに改善、都市環境の向上を図るため、庄川水辺プラザや「庄川河川敷公園」パークゴルフ場の整備など、親水空間のより一層の整備充実に努めます。

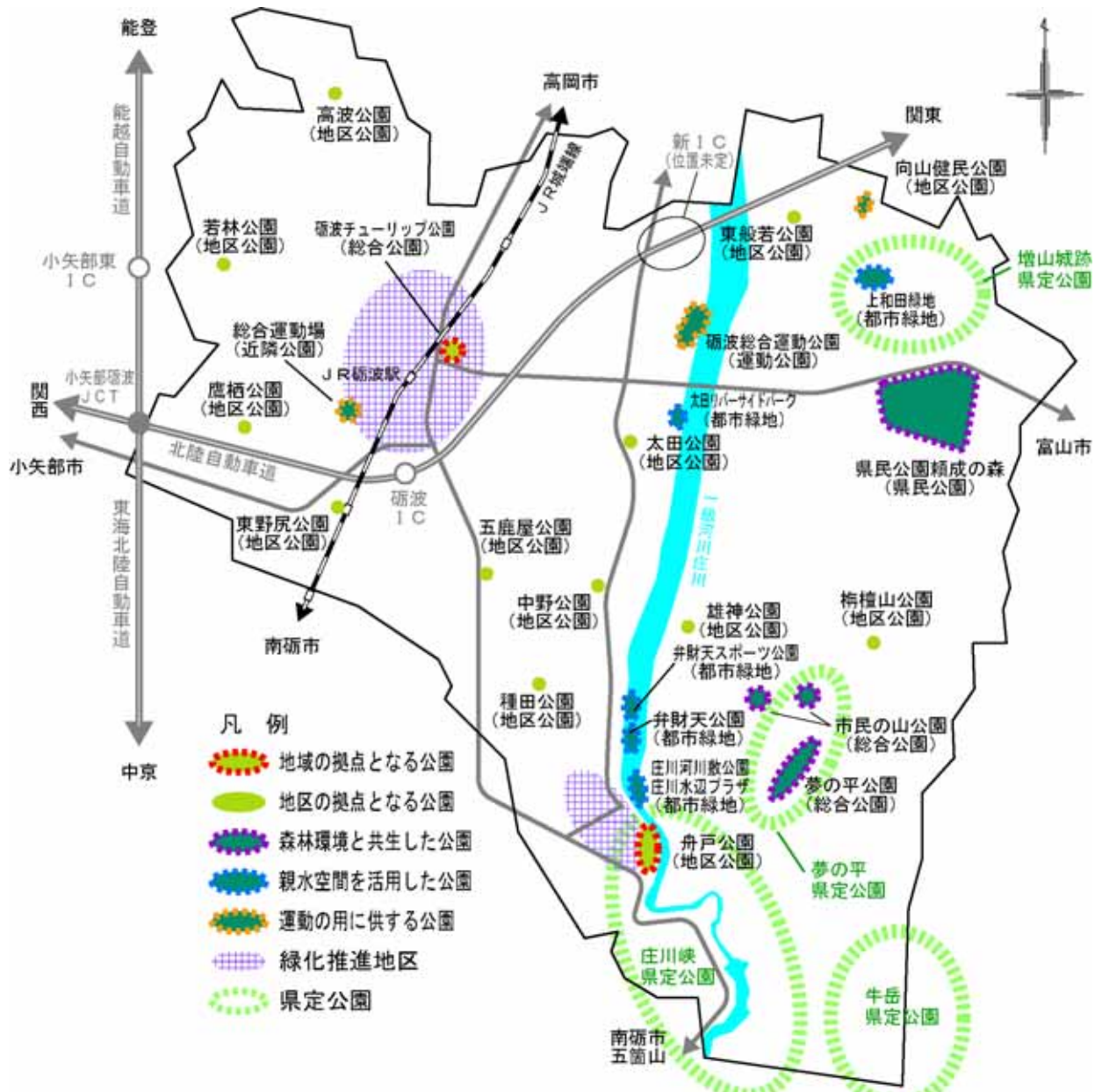
運動の用に供する公園の整備

運動の用に供する砺波総合運動公園、総合運動場、向山健民公園などの公園を、市民の健康づくりに寄与するとともに、スポーツイベント等の開催や合宿の誘致など多目的な利用に努めます。

公園・緑地の再整備及び維持管理

公園・緑地の整備については、市民のニーズに適合したりリニューアルに努めるとともに、維持管理を地域団体などと協力しながら進めていきます。

図 4 - 9 公園・緑地整備方針図



- 凡例
- 地域の拠点となる公園
 - 地区の拠点となる公園
 - 森林環境と共生した公園
 - 親水空間を活用した公園
 - 運動の用に供する公園
 - 緑化推進地区
 - 県定公園

※新 I C などは将来イメージを示すものであり
これによって位置を決定するものではありません

(4) その他都市施設の整備方針

上下水道

(上水道)

低料金でかつ安全でおいしい水を安定的に供給するため、配水管の布設替えなどを進めています。また水道を重要なライフラインとして、災害時の供給確保を進めています。

(下水道)

公共下水道整備基本計画に基づき、下水道の整備を引き続き計画的に進めます。また、公共下水道事業計画の未認可区域における整備方法の見直し等を検討します。

河川

河川については、水辺の空間を活用した親水施策とともに、護岸改修や砂防えん堤など防災のための治水、農業用水などの利水など、総合的な対策の推進に努めています。

特に近年において局地的豪雨や台風被害などが多いことを考慮し、急激な宅地化などにより排水機能が低下している箇所については、国営総合農地防災事業や附帯県営農地防災事業なども活用しながら、用排水路の整備や調整池の設置など総合的な排水対策を計画的に実施します。

斎場・霊苑

斎場については、十分な保守・点検を実施しながら、施設を適切に維持管理するとともに、休憩室などの増設・改修を計画的に行います。

砺波市斎場に隣接する赤坂霊苑，庄川と丘陵地の青山霊苑については、施設の適切な維持管理を基本に、施設及びアクセス道路の整備充実を図る一方、自然環境に配慮しながら墓地の需要に対応します。

ごみ処理場

循環型社会の構築のため、ごみの減量化及び資源化の推進を目指して、既存の「クリーンセンターとなみ」の施設充実について検討していきます。

駐車場等

自動車駐車場は、公共交通利用促進のためのパークアンドライド駐車場や、中心市街地活性化及び交流人口増加のための駐車場などについて設置を検討します。

自転車駐車場は、現在「砺波駅自転車駐車場」があり、高校生の通学など公共交通利用者の用に供しています。今後の需要や中心市街地活性化策などを考慮して、整備充実に努めます。

文化・教育施設等

中心市街地活性化のための各種施設や、暮らしのゆとりを促す文化施設、交流人口の増加を図るための観光施設など、都市として必要な施設の整備を進めるとともに、既存の施設については、利活用の推進、統廃合や民間活力の導入など効率的な運営を検討していきます。

住宅

地域住宅計画を踏まえ、住宅事情等を見極めながら市営住宅や居住環境の整備を図る一方、今後の人口減少、核家族化や高齢化に伴う民間住宅の需給状況などを勘案しつつ、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備や特定公共賃貸住宅などのあり方などについて調査・研究を進めます。

空き家については、地区住民，不動産業者，行政機関などとよく協議し、例えばNPOによって所有者の意向調査や不動産の管理または活用方法の斡旋を検討することも一つの方法として調査研究に努めます。

また市街地内の空き家は、民間団体等の協力を得ながら空き家を店舗や観光施設に活かすなど、市街地の賑わいとなる有効活用を検討し、農山村部の空き家は、農山村環境の魅力をグリーンツーリズムなどを通して都市住民に情報発信し、都市部からの転入を検討していきます。

(5) 都市景観の整備方針

砺波市は「散居村」「チューリップ」「清流」「山並み」などに代表される個性的な砺波市らしい景観が形成されています。これらは市民の誇れる美しいまちとなり、交流人口増加のための良好な地域資源として、市民と行政が協働して景観整備を進めていきます。

1) 景観の構成

平野部は「散居村」形態の田園風景が広がり、一級河川庄川の清流が南から北へ流れています。市街地は地域の中心としての景観づくりが進められ、市域の東側などは丘陵山間地となり自然あふれる景観が広がっています。

こうした要素を砺波市の景観の骨格とし、さらに砺波市らしい景観づくりを進めていくため、新たな景観ガイドラインや市特有のサイン計画の策定等を検討するとともに、都市計画や各種制度を活用して景観の維持・保全・改善に努めます。

2) 景観づくりの拠点

市民の景観に対する意識啓発の拠点となり、他地域住民への情報発信の拠点となる「となみ散居村ミュージアム」などの施設について、「景観づくりの拠点」として位置づけ、景観向上のための運動や活動を支援します。

3) エリア別景観整備方針

市街地景観

市街地は緑あふれるうるおいある景観の整備を基本としながら、砺波地域の市街地は都市機能が集積する「まちの顔」としてふさわしい景観づくりに努めます。庄川地域の市街地については、周囲の山並みや清流と調和した景観として保全・整備に努めます。

また、市街地の骨格を形成する主要な道路沿いは、アクセス道路やシンボルロードなど道路の性格や役割に合わせた景観整備に努めます。

農村景観

「散居村」が広がる農村地域については、農業の振興はもとより、無秩序な都市的土地利用を抑制し、田園環境や散居景観の保全を図っていきます。そのため、農業振興や都市計画をはじめ様々な制度を駆使して、規制や誘導の対策を進めていきます。

また、「チューリップ」が一面に広がる畑、「ゆず」の生産が行われている丘陵地など、砺波市らしい景観の保全に努めていきます。



(6) 都市環境の整備方針

1) 都市基盤整備

砺波市は市街地内の居住推進や都市機能の集積を図るため、土地区画整理事業を積極的に活用し、計画的な市街地づくりを進めてきました。今後とも歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指して、杉木地区，出町東部第2地区，中神地区などの土地区画整理事業を計画的に推進します。

また、都市基盤整備の未整備・未改善地区，建物密集市街地，空き地や空き家が多くある地区については、適した事業手法を選定し、順次市街地整備を推進していきます。

都市基盤が整備された住宅地のイメージ



2) 防犯・防災

防災対策

異常気象等による局地的豪雨や多発する地震などにより、市民の防災意識が高まっています。防災施設の整備，避難場所の配置，防災拠点となる箇所の耐震化など、災害に強い都市構造の実現を目指すとともに、ハザードマップ等を活用した市民への啓発に努めます。

防犯対策

地域の健全な発展を阻害する施設の立地規制，防犯灯の充実，街路樹などによる死角を作らない設計など、防犯に配慮した土地利用の規制誘導や都市施設の整備を進めていきます。

3) 地区計画等

一級河川庄川の左岸付近に計画されている新IC周辺での企業立地等については、地区計画や特定用途制限地域などにより適切な土地利用を図っていきます。

4) 少子高齢化

少子化

職住近接型の土地利用や魅力あるまちづくりなど、都市計画面での対策を進めていきます。

高齢化

将来比率が高くなる高齢者を念頭に置き、暮らしやすいコンパクトシティの推進，公共交通の充実，道路や施設のバリアフリー化，高齢者向け住宅などの整備充実に努めます。

店舗、憩いの場、菜園等を備えた高齢者向け住宅のイメージ



5) 医療・福祉サービス

市立砺波総合病院を医療・福祉の中核的な病院と位置づけ、「砺波市地域福祉計画」とも連携しながら各地区の医療機関等とのネットワークを図り、医療・福祉サービスの整った居住環境の整備を進めていきます。

6) 自然や歴史文化との共生

丘陵山間地の豊かな自然については、都市計画制度を活用し、無秩序な乱開発等の防止に努め、「砺波花とみどりの少年団」等の活動を通して自然環境に対する意識啓発や、民間団体等との協力を得ながら植林などの自然環境保全活動に努めていきます。また、動植物の生息域などを把握し、市全体の「みどりのネットワークづくり」を進めていきます。

その他、「砺波市自然公園マスタープラン」の策定や、牛岳山麓や夢の平レクリエーション地帯、増山城跡一帯の散策道を整備し、自然や歴史文化を活かした新たな観光・レクリエーション地帯の充実を図ります。

自然を活用した 家族で楽しめる公園 のイメージ



7) 観光交流

人口減少期にあって、地域の活力を維持していくためには、交流人口の増加が重要となっています。このため、「チューリップ公園・チューリップ四季彩館」「頼成の森・上和田緑地・増山城跡」「庄川温泉郷・夢の平・鉢伏山」の3ブロックを結ぶ観光交流ネットワークトライアングルを観光推進の連携ラインとして位置づけ、観光資源の充実などに努めます。

また、五箇山の世界遺産合掌造り集落など周辺の観光資源と連携を図りながら、観光の通年化や滞在型を促進するとともに、砺波市らしいサイン（案内標識）の整備により、来訪者の円滑な誘導と市のPRに努めます。

その他、「散居村」など日本の田園風景を代表する景観を活用し、外国人観光客の誘客や、都市住民が農山村を体験するグリーンツーリズムなどを促し、観光交流の促進や空き家対策に努めます。

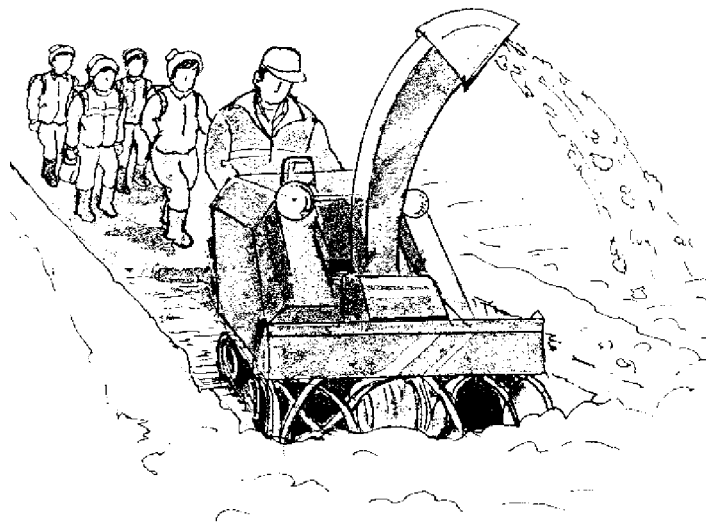
8) 除排雪対策

冬期間においても安全で安心かつ快適な生活空間を確保するため、機械除雪や消雪装置の計画的な整備・リフレッシュ工事に努めます。

さらに、市街地の雪捨て場の確保や一人暮らし高齢者宅の屋根の雪下ろしなど、地域ぐるみで総合的な除排雪を推進します。

また利雪として、雪を利用したスポーツ・レクリエーション施設の充実、自然エネルギーとしての活用研究等を行っていきます。

歩道の機械除雪のイメージ



第5章 地域別構想

5 - 1 地域の設定

市域を地形や生活圏等のまとまりを基本に、以下の6つの地域に区分します。

表 5 - 1 地域区分表

地域名	地区名等
市街地地域	出町ほか（庄下，庄川の用途地域を除く）
北部地域	出町の一部、鷹栖、若林、林、高波
東部地域	庄下、油田、南般若、柳瀬
南部地域	中野、五鹿屋、東野尻、太田
庄東地域	般若、東般若、栴檀野、栴檀山
庄川地域	東山見、青島、雄神、種田

図 5 - 1 地域区分図



5 - 2 市街地地域

(1) 地域の特性

地域の位置づけ

本地域は砺波市の中心となる地域です。

地域の現況

北陸自動車道をはじめ、国道156号や国道359号が交差し、交通の要衝となっており、砺波市の中心として、市役所、警察署、病院など主要な施設が立地しています。

図 5 - 2 地域の現況 (市街地地域)



(2) 地域の将来像

地域づくりの目標

本地域は、砺波広域圏の中心としての魅力を備えた、都市機能と居住空間が近接する快適な市街地を目指して、以下のように目標を設定します。

**砺波広域圏の中心にふさわしい
快適性が備わる 都市づくり**

地域づくりの主要方針

コンパクトな地域づくりの推進

中心部の賑わいを取り戻すとともに、環境にやさしい都市構造を実現するため、生活施設等の集積化や公共交通の充実など、子どもからお年寄りまで歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりを推進します。

交通の利便性を活かした企業誘致の推進

東海北陸自動車道の四車線化や能越自動車道の早期整備を関係機関に働きかけて、交通の要衝性を一層高めながら、企業誘致の推進に努めます。

少子高齢化に対応した都市空間の整備

都市機能の更新，高度化や土地区画整理事業などの面的整備などにより、市街地居住の促進を図り、快適に暮らせる都市づくりを進めます。

災害に強い都市構造の整備

排水不良地区や木造建物密集地区など、災害に脆弱な地区を改善し、安全で安心して暮らせる都市の実現を推進します。

地域資源の活用

となみ夜高まつりや出町子供歌舞伎曳山など他に誇れる本市ならではの地域資源を活用して、交流人口の増加を図っていきます。

(3) 分野別の方針

1) 土地利用

商業系

(広域商業地区)

砺波駅前と大型商業施設周辺は、砺波広域圏を商圏とした「広域商業地区」と位置づけ、都市機能の高度化，集積化を図ります。

(地域商業地区)

広域商業地区の周辺は「地域商業地区」として位置づけ、日常生活に必要な日用品等の物販施設、公共公益サービス施設等の整備を進めます。また農村地域で生産された農産物を販売するなど地産地消を促進し、農業と商業の振興を図る仕組みづくりを検討していきます。

(沿道商業地区)

商業施設や自動車関連施設の立地を図る幹線道路沿線を「沿道商業地区」として位置づけます。配置にあたっては、広域商業地区や地域商業地区への影響とともに、市街地拡散化の防止等に配慮することとします。

住居系

(住居専用地区)

市街地中心部や沿道商業地区に近接し、良好な住環境を確保する地区を「住居専用地区」として位置づけます。

商業地区に近接する地区は共同住宅も含めた中高層住居専用地区とし、それ以外の地区は一戸建て住宅を基本とした低層住居専用地区として位置づけます。

また、今後土地区画整理事業などの面的整備事業を計画的に実施するとともに、無秩序な市街化を防止するため、必要に応じて建ぺい率や容積率等の見直しを行っていきます。

(住居地区)

広域商業地区や地域商業地区の周辺または沿道商業地区の背後地を「住居地区」として位置づけ、日常生活に必要な商業店舗を許容する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域などを配置します。

商業地区近接の中高層住居専用地区のイメージ



工業系

(工業地区)

砺波 I C 周辺の工業系用途指定地区を「工業地区」として位置づけます。砺波 I C 周辺は、職住が近接した利便性の高い生産産業ゾーンとして、企業等の誘致を促進します。

(流通業務地区)

I C 周辺等、交通利便性の高い地区を「流通業務地区」と位置づけ、運送業、卸売業、倉庫業など流通業務施設の立地誘導を進めます。

2) 交通体系

自動車交通

(主要幹線道路)

国道156号、国道359号を主要幹線道路に位置づけ、交通安全施設の整備や冬期間における道路空間の確保などの維持管理に努めます。

(幹線道路)

市街地の外周を走る都市計画道路栄町苗加線は、農村部から集中する交通の分散と中心部への通過交通の流入を抑制する環状機能道路として位置づけ、整備を促進します。

(補助幹線道路)

市街地内に発生集中する交通を円滑に処理する都市計画道路を補助幹線道路として位置づけ、土地区画整理事業などの面的整備と併せて計画的に整備し、道路ネットワークの形成に努めます。特に市街地内の都市計画道路国道359号線及び都市計画道路駅前栄町線の未整備区間の整備を促進します。

歩行者・自転車交通

小中学校周辺や市街地については、安全で安心な歩行空間及び自転車空間の確保に努め、道路整備の必要性が高い区間から整備を進めていきます。

また積雪時の安全通行を確保するため、交差点や歩道の機械除雪の充実に努めます。

公共交通

J R 砺波駅を空港バスや高速バスなど多様な公共交通の乗り継ぎができる公共交通結節点とし、周辺都市や農村部との連絡性を高めます。また J R 城端線は、新高岡駅(仮称)北陸新幹線との円滑な連絡に努めるとともに、利用増加のための改善に努めます。

3) 公園・緑地

身近に緑が感じることができるよう、市街地での街区公園や近隣公園の整備を図るとともに、街路樹や花壇、神社仏閣の境内林なども含めて緑のネットワークの形成に努めます。

街区公園や近隣公園については、土地区画整理事業や住宅団地など面的整備に併せて積極的に整備を進めていきます。

「チューリップ公園」は観光機能を有する公園として、施設の一層の充実に努めるとともに、維持管理の万全化に努めます。

4) その他の都市施設

上下水道

上水道は、土地区画整理事業など都市基盤とあわせて整備を進めるとともに、人口増加に伴う必要容量の確保に努めます。

駐車場

駐車場については、公共交通利用促進，中心市街地活性化，交流人口増加の観点から、必要に応じて整備を検討します。

文化・教育施設等

「出町子供歌舞伎曳山会館」などを活用して、地域文化の継承を図り、また観光拠点施設として、中心市街地の活性化につなげます。



住宅

市街地は暮らしやすい住環境を進め、街なか居住策として地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備や特定公共賃貸住宅のあり方などについて調査・研究を進めます。

また、市街地内に点在する空き家については、土地の有効活用を図るための施策に努めます。

5) 都市景観

JR 砺波駅前や砺波 IC 周辺は、砺波市の玄関口にふさわしい景観の創出・向上に努めます。

また、市街地や主要道路沿いは、緑化の促進や屋外広告物の規制を図ります。

6) 都市環境

都市基盤整備

杉木地区，出町東部第2地区，中神地区の土地区画整理事業については、引き続き事業を推進する一方、事業計画に即し、必要に応じて用途地域の見直しを行います。また、基盤整備の未実施地区や建物密集市街地については、地区に適した事業や手法を選定し、順次、市街地整備を推進していきます。

少子高齢化

少子化対策として育児サービス等の必要な施設を整備します。また、市街地内に地域優良賃貸住宅(高齢者型)など高齢者が住みやすい住宅の整備を進めるとともに、歩道のバリアフリー化を進めながら徒歩で利用できる日常生活関連施設や医療福祉サービスを充実させ、子どもから高齢者まで住みやすい環境を整備していきます。

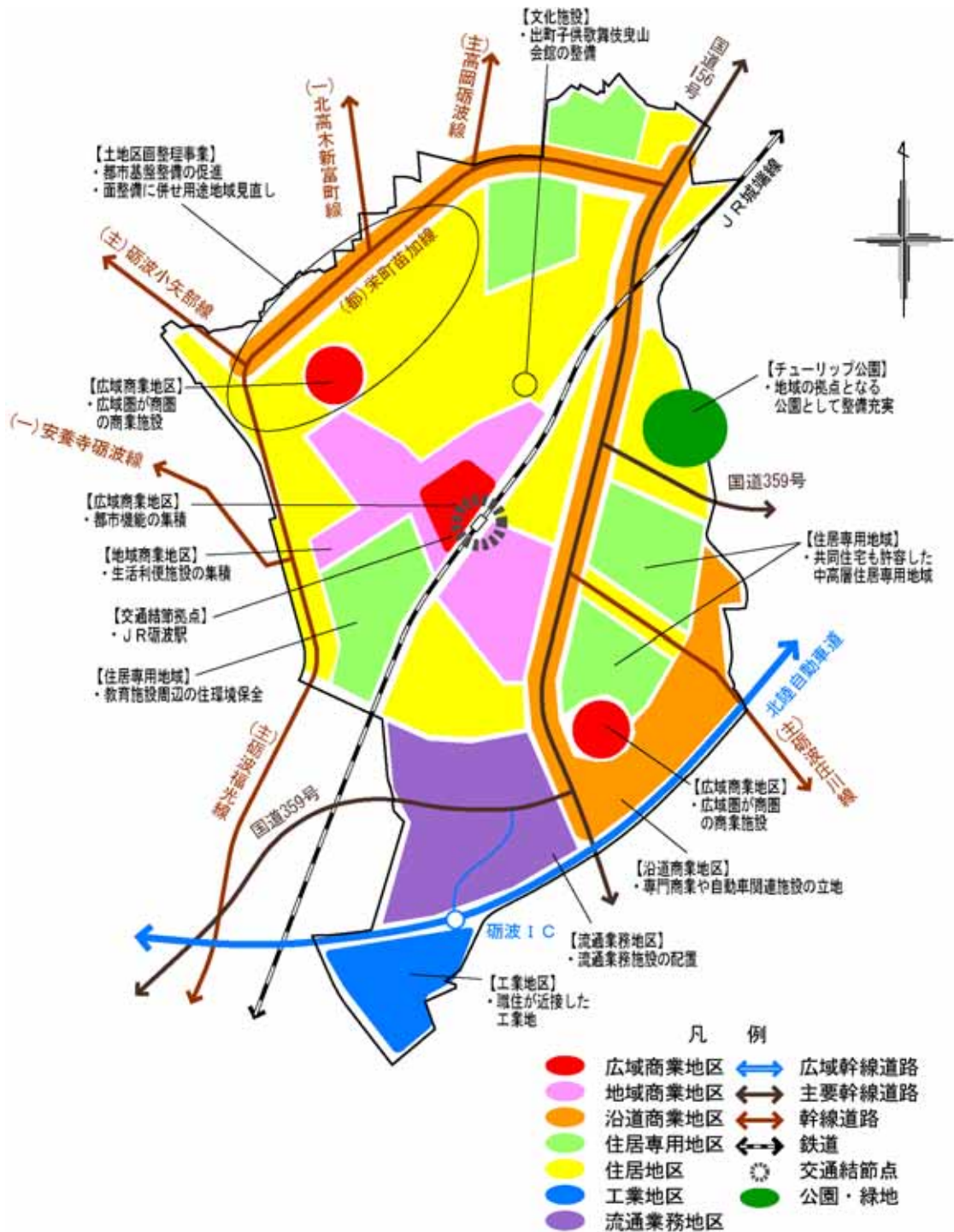
医療・福祉サービス

市立砺波総合病院は砺波医療圏の中心的役割を担う拠点として整備し、その周辺は医療・福祉ゾーンとしての環境を整備していきます。

除排雪対策

冬期間においても安全で安心な道路及び歩道空間の確保に努めます。また、一人暮らし高齢者宅の屋根の雪下ろしなど、地域ぐるみの除排雪活動を推進していきます。歩道については、機械除雪の充実に努めます。

図 5 - 3 市街地地域の都市づくり方針図



5 - 3 北部地域

(1) 地域の特性

地域の位置づけ

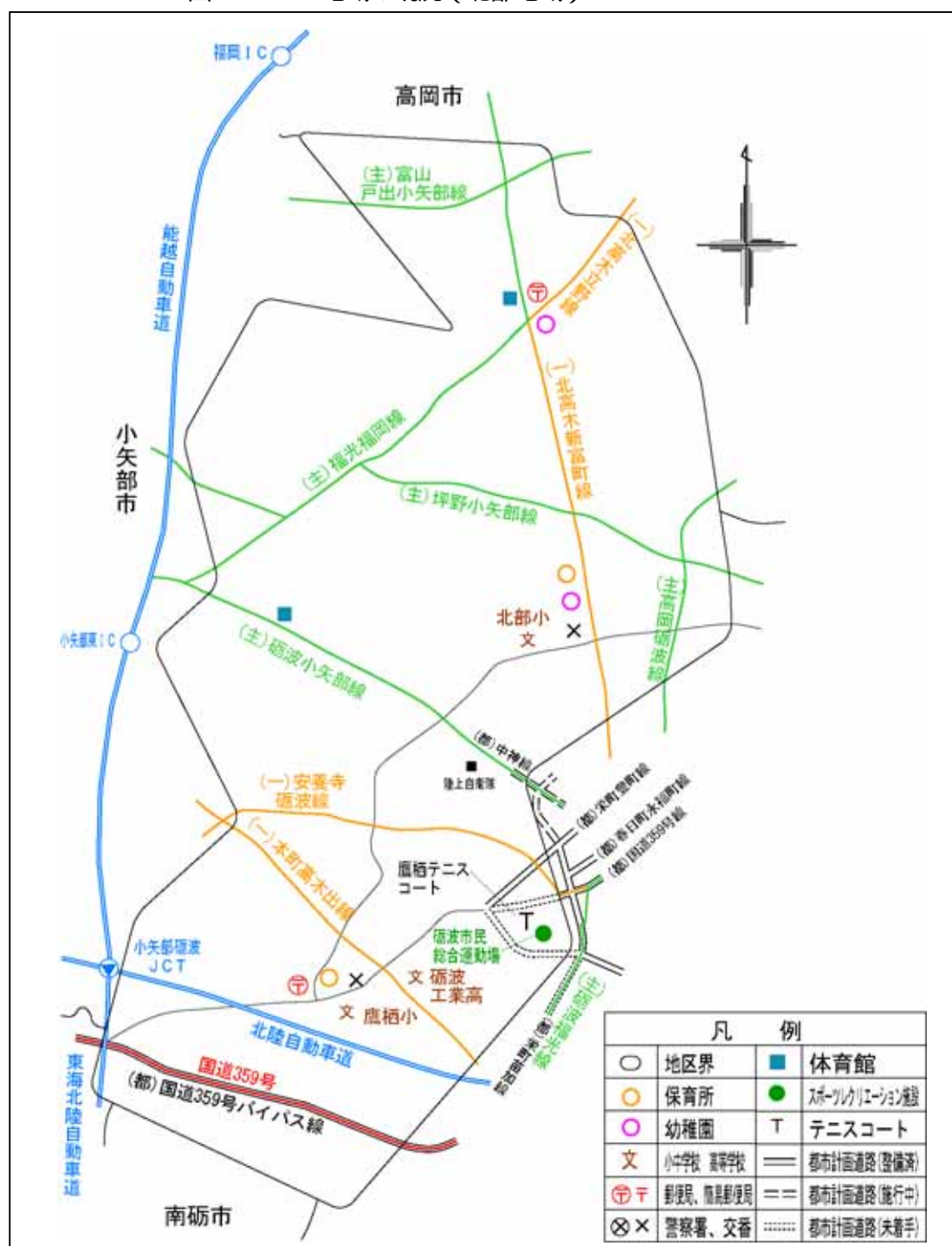
本地域は砺波市街地の北部に位置する地域で、北は高岡市、西は小矢部市、南は南砺市に接しています。主として農業地であり、「散居」景観が比較的残る地域となっています。

地域の現況

道路は、地域内には国道や県道が通っており、西に接する小矢部市に能越自動車道小矢部東ICが位置しています。

地域には、北部小学校と鷹栖小学校が立地しています。

図 5 - 4 地域の現況 (北部地域)



(2) 地域の将来像

地域づくりの目標

本地域は、砺波市街地の近くに位置し、また能越自動車道小矢部東ICへのアクセス性など交通の利便性が高い地域でありながら、砺波らしい「散居村」景観が保全された地域となっています。

今後とも、特徴ある散居景観を維持・保全しながら、市街地や周辺都市とのつながりを強めて、快適に居住できる農村地域を目指して、将来の目標を以下のように設定します。

散居のなかに 交通の利便性を活かし快適に暮らせる 地域づくり

地域づくりの主要方針

散居景観の維持・保全

散居景観の維持・保全に努めます。

暮らしやすい交通網の整備

隣接する高岡市や小矢部市との交流、さらに能越自動車道小矢部東ICとのアクセス等、交通の要衝性を活かして、地域の産業振興に努めます。

地域に適した公共交通システムを調査・研究し、公共交通の利便性向上に努めます。

特性を活かした地域の活性化

小矢部東ICに近い利便性を活かし、企業誘致を推進します。

都市施設等の見直し

社会情勢の変化等から長期未着手となっている都市計画道路について見直します。

用排水路の整備や調整池の設置など総合的な排水対策を計画的に実施します。

(3) 分野別の方針

1) 土地利用

農村地区

住宅団地などの開発は用途地域内へ誘導し、農業の振興と「散居村」形態の維持・保全に努めます。

工業地区

若林工業団地やハイテク・ミニ企業団地を「工業地区」とし、小矢部東ICから近い交通の利便性を活かし、既存企業の振興と新規企業の誘致または創業する起業家の支援に努めます。

2) 交通体系

自動車交通

(幹線道路)

(主)砺波小矢部線や(一)北高木新富町線などは、市街地や周辺都市と連絡し、地域の骨格となる幹線道路として位置づけ、整備に努めます。

(補助幹線道路)

幹線道路を補完し、地域の交通を円滑に処理する補助幹線道路の整備に努めます。

3) 公園・緑地

地区公園は、憩いの場、軽スポーツの場、また災害時の避難地の場として整備充実を図るとともに、地域団体などと協力しながら保全管理に努めます。

4) その他の都市施設

河川

急激な宅地化などにより排水機能が低下している箇所については、国営総合農地防災事業や附帯県営農地防災事業なども活用しながら、用排水路の整備や調整池の設置など総合的な排水対策を計画的に実施します。

5) 都市景観

散居景観の維持・保全を図るため、各種施策を展開します。

6) 都市環境

地区計画等

工業地区は、周辺の農業振興と集落環境に配慮し、地区計画や特定用途制限地域の導入を検討していきます。

図 5 - 5 北部地域の地域づくり方針図



5 - 4 東部地域

(1) 地域の特徴

地域の位置づけ

本地域は砺波市街地の東部に位置し、北は高岡市に接しています。

主として農業地ですが、高岡市にも近いことから住宅団地等の開発が比較的多くみられます。また、北陸自動車道の庄川左岸に新ICが計画されており、新規企業の誘致により、新たな産業の集積化が期待される地域です。

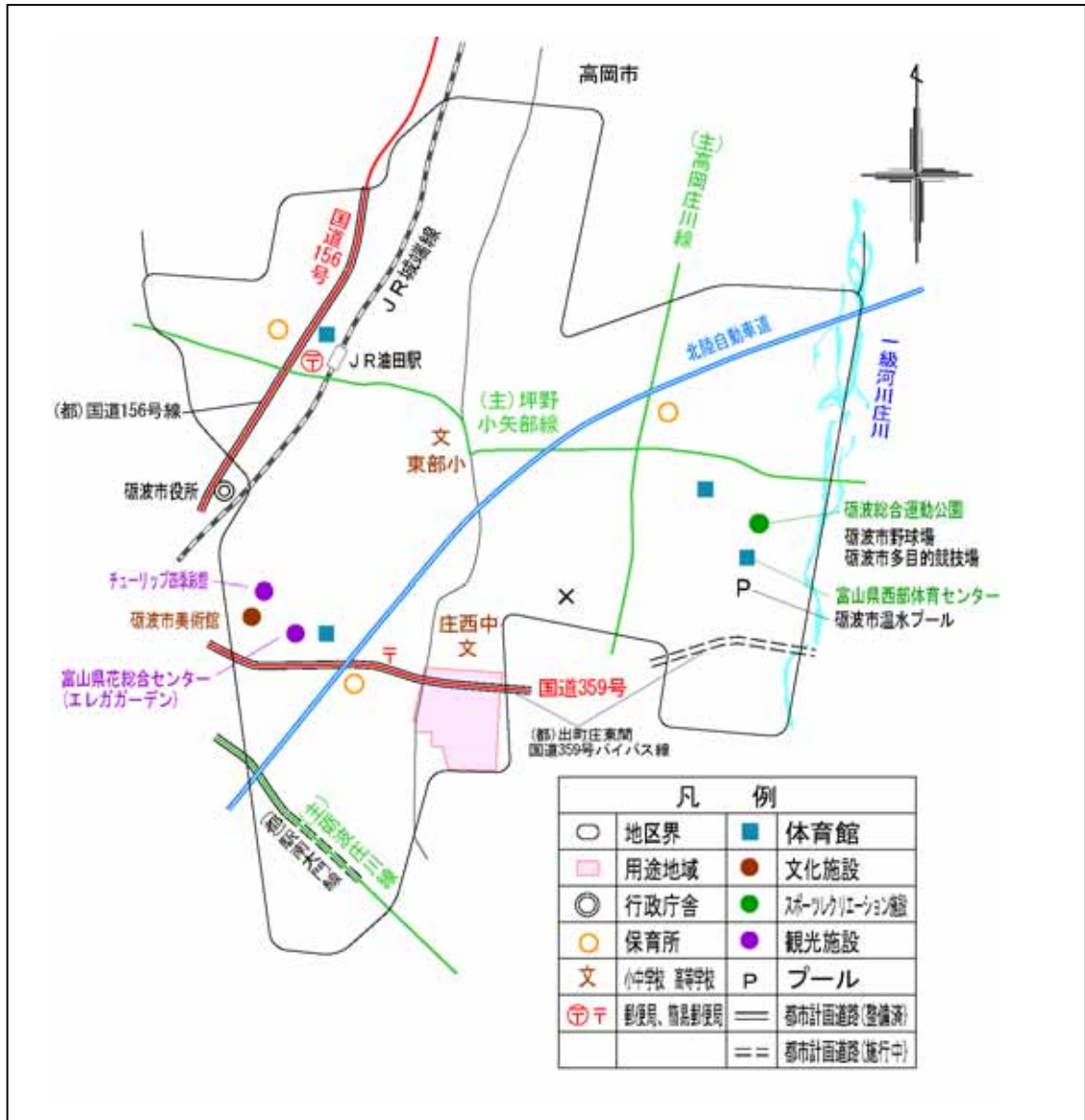
地域の現況

地域東部には一級河川庄川の親水空間を活用して、砺波総合運動公園をはじめとするスポーツレクリエーション施設が立地しています。

矢木地区の国道359号付近には、用途地域が指定されています。

東部小学校と庄西中学校が立地しています。

図 5 - 6 地域の現況（東部地域）



(2) 地域の将来像

地域づくりの目標

本地域は、農業を基本としつつも、住宅団地や企業進出などの開発の影響も受けています。今後は、北陸自動車道の新ＩＣの開設や北陸新幹線の新高岡駅(仮称)へのアクセスの向上などにより、交通の要衝性ととも都市化の圧力が一層強まることも予想されます。このため、地域づくりの目標を以下のように設定します。

交通の要衝性を活かした 農業と居住が調和した 地域づくり

地域づくりの主要方針

散居景観の維持・保全

散居景観の維持・保全に努めます。

新ＩＣの整備

隣接する高岡市と連携しながら、北陸自動車道の庄川左岸付近に計画されている新ＩＣの早期実現に努めます。

暮らしやすい交通網の整備

砺波市街地や周辺都市とのつながりを強めて、「散居村」においても快適に暮らせるよう道路交通網の整備充実に努めます。

地域に適した公共交通システムを調査・研究し、公共交通の利便性向上に努めます。

特性を活かした地域の活性化

新ＩＣ周辺及び矢木地区の工業系用途地域への企業誘致を推進します。

地域の防災性の向上

用排水路の整備や調整池の設置など総合的な排水対策を計画的に実施します。

(3) 分野別の方針

1) 土地利用

農村地区

住宅団地などの開発は用途地域内へ誘導し、散居景観の維持・保全と農業振興を図る地域とします。

工業地区

矢木地区の工業系用途地域と柳瀬工業団地を含む新ＩＣ周辺を「工業地区」とし、国道359号や新ＩＣに近接する交通利便性を活かし、新規企業の誘致に努めます。

住居地区

矢木地区の住居系用途地域を「住居地区」とし、職住近接型の居住地として整備します。

2) 交通体系

自動車交通

(主要幹線道路)

国道156号については、交通安全施設等の整備に努めるとともに、国道359号は砺波東バイパスの早期整備を関係機関に働きかけます。

(主)高岡庄川線は、新ICや北陸新幹線新高岡駅(仮称)から庄川市街地へアクセスする道路として、整備促進を図ります。

(幹線道路)

(主)砺波庄川線や(主)坪野小矢部線などは市街地や周辺都市都市と連絡し、地域の骨格となる道路として位置づけ、整備に努めます。

(補助幹線道路)

幹線道路を補完し、地域の交通を円滑に処理する補助幹線道路の整備に努めます。

(新IC)

北陸自動車道の庄川左岸に計画されている新ICの設置については、高岡市と連携しながら早期実現に向けて取り組みを強化します。

公共交通

国道156号を通るバス路線の充実を交通事業者に働きかけるほか、地域に適した公共交通の導入を検討します。

JR油田駅の周辺は、自動車駐車場及び自転車駐車場の整備やバス停設置など公共交通利用促進のための施設整備を検討します。

3) 公園・緑地

砺波総合運動公園周辺は、ウォーキングコースの設置など市民ニーズにあった整備・維持管理を行うとともに、イベントや合宿など多目的に活用されるよう努めます。

地区公園は、憩いの場、軽スポーツの場、また災害時の避難地として整備充実を図るとともに地域団体などと協力しながら、適正な管理に努めます。

4) その他の都市施設

河川

急激な宅地化などにより排水機能が低下している箇所については、国営総合農地防災事業や附帯県営農地防災事業なども活用しながら、用排水路の整備や調整池の設置など総合的な排水対策を計画的に実施します。

5) 都市景観

宅地開発などが多い地区として無秩序な宅地開発を抑制し、市民の意向等を踏まえ、各種施策を展開し、散居景観の維持・保全に努めます。

6) 都市環境

地区計画等

新ICが計画されている周辺は企業等の立地が予想されることから、適切な土地利用への誘導を図るため、地区計画や特定用途制限地域などの指定を検討します。

図 5 - 7 東部地域の地域づくり方針図



5 - 5 南部地域

(1) 地域の特性

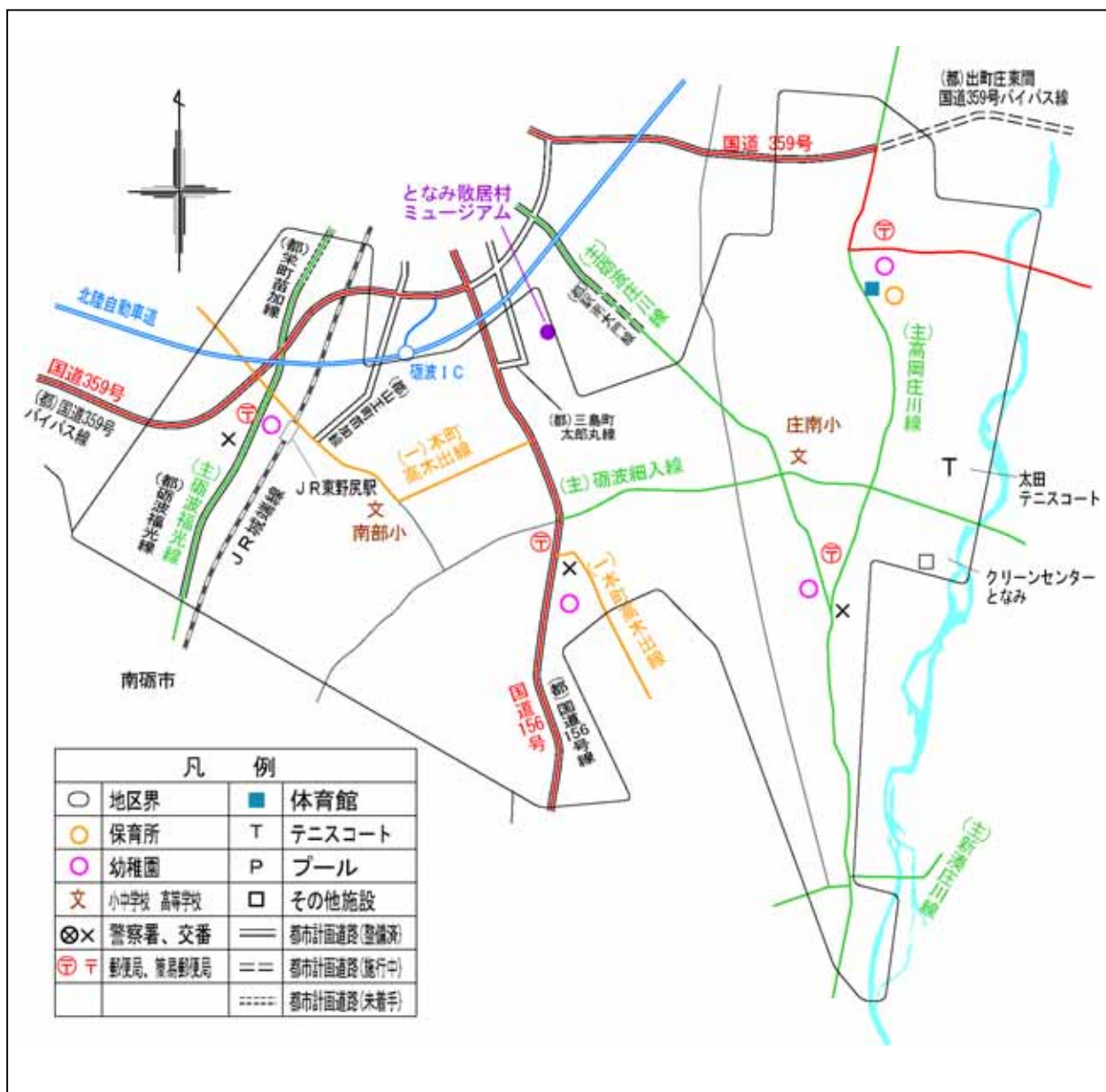
地域の位置づけ

砺波市街地の南部に位置し、「散居村」形態が比較的良好に残る地域となっています。

地域の現況

道路は北に隣接する砺波市街地から放射状に延びた国道や県道が地域を通過しています。地域には南部小学校と庄南小学校が立地しています。

図 5 - 8 地域の現況 (南部地域)



(2) 地域の将来像

地域づくりの目標

北陸自動車道の南に位置する本地域は、農業生産が盛んに行われ、比較的「散居」景観も保全されています。

今後とも「散居」景観の良好な農村空間を継承しながら、「となみ散居村ミュージアム」などを拠点に「散居村」を地域振興に結びつけるべく、地域の目標を以下のように設定します。

散居村の暮らしを伝え、活かす 地域づくり

地域づくりの主要方針

散居景観の維持・保全

本市の財産である散居景観を次世代に継承していくため、「となみ散居村ミュージアム」を拠点として、維持・保全のための施策を講じます。

暮らしやすい道路交通網の整備

砺波市街地や周辺都市とのつながりを強めて、「散居村」においても快適に暮らせるよう道路交通網の整備充実に努めます。

公共交通の充実

地域に適した公共交通システムを調査・研究し、公共交通の利便性向上に努めます。

地域特性を活かした地域の活性化

一級河川庄川沿いの恵まれた立地条件を活かし、企業誘致を推進します。

(3) 分野別の方針

1) 土地利用

農村地区

住宅団地などの開発は用途地域内へ誘導し、「散居村」形態の維持・保全と農業振興を図る地域として位置づけます。

工業地区

既存工場が立地する一級河川庄川沿いの太田工業団地を「工業地区」とし、既存企業の振興や新規企業の誘致に努めます。

2) 交通体系

自動車交通

(主要幹線道路)

国道156号について、交通安全対策の施設の整備に努めるとともに、国道359号は砺波東バイパスの早期整備を関係機関に働きかけます。

(主)高岡庄川線は北陸新幹線新高岡駅(仮称)や庄川市街地へのアクセスルートとして、整備促進を図ります。

(幹線道路)

(主)砺波庄川線, (主)砺波福光線, (主)砺波細入線などは、市街地や周辺都市と連絡し、地域の骨格となる道路として位置づけ、整備に努めます。

(補助幹線道路)

幹線道路を補完し、農村部の交通を円滑に処理するため、補助幹線道路の整備に努めます。

公共交通

国道156号を通るバス路線の充実を交通事業者に働きかけるほか、地域に適応した公共交通の導入を検討します。

JR東野尻駅の周辺は、自動車駐車場及び自転車駐車場の整備やバス停設置など、公共交通利用促進のための施設整備を検討します。

3) 公園・緑地

地区公園は、憩いの場, 軽スポーツの場, また災害時の避難地として整備するとともに、地域団体などと協力しながら維持・保全に努めます。

4) その他の都市施設

河川

本地域は市街地の上流部に位置することから、下流部の浸水被害を防止するため、調整池や用排水路の整備等に努めます。

文化・教育施設

「となみ散居村ミュージアム」は、散居景観の維持・保全を継承する拠点として活用を図っていきます。

5) 都市景観

散居景観の維持・保全を図るため、無秩序な宅地開発を抑制し、各種施策の展開や各種団体の活動等を支援していきます。

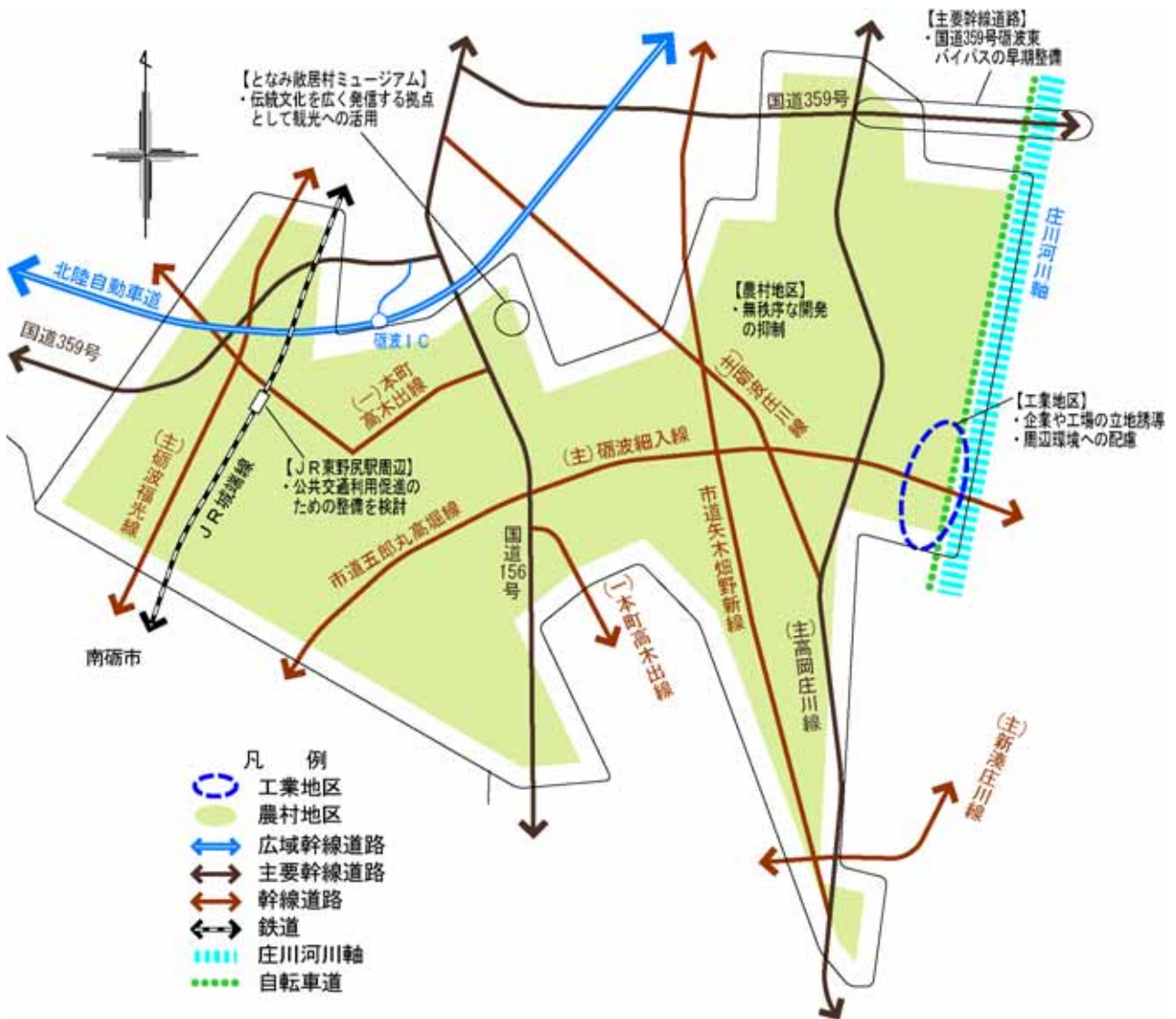
「となみ散居村ミュージアム」は、伝統文化を広く発信する拠点として、観光への活用等に努めます。

6) 都市環境

地区計画等

工業地区は、周辺の農業振興と集落環境に配慮すべく、地区計画や特定用途制限地域の導入を検討していきます。

図 5 - 9 南部地域の地域づくり方針図



5 - 6 庄東地域

(1) 地域の特性

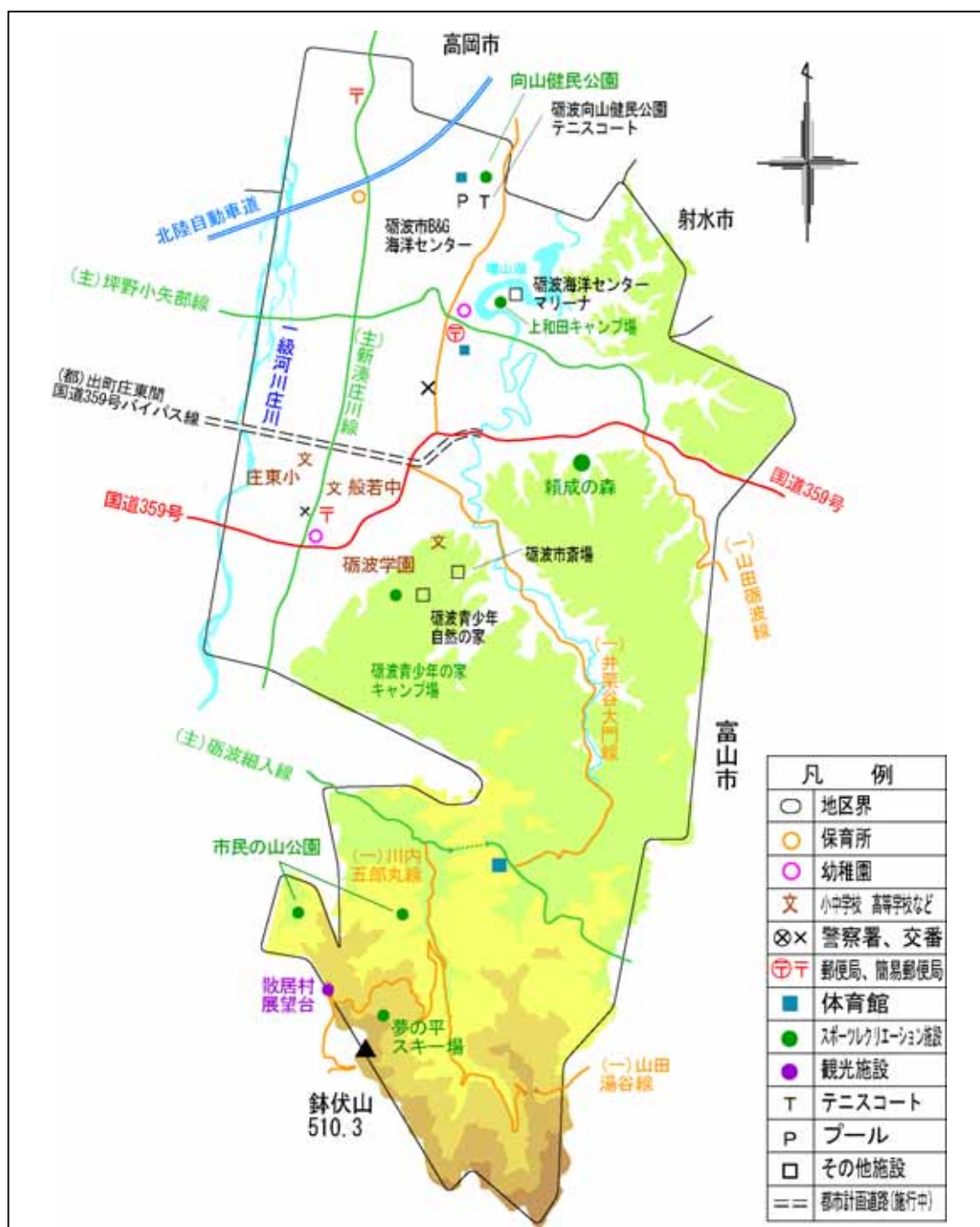
地域の位置づけ

一級河川庄川より東側の丘陵山間地と農村部で、北は高岡市と射水市、東は富山市に接しています。丘陵山間地に広がる緑や一級河川庄川の水辺など、豊かな自然環境を有していることから、県定公園等のレクリエーション地区や自然環境保全地区に位置づけられています。

地域の現況

地域内には、丘陵山間地の自然環境を活用した公園やレクリエーション施設の他、「散居村」が見渡せる散居村展望台があります。農村部には庄東小学校と般若中学校などが立地しています。

図 5 - 10 地域の現況（庄東地域）



(2) 地域の将来像

地域づくりの目標

自然と共生した地域として丘陵山間地の自然環境を維持・保全し、自然を活かしたレクリエーション機能の充実を図ることを基本に、地域づくりの目標を以下のように掲げます。

自然環境と共生して暮らし楽しむ 地域づくり

地域づくりの主要方針

丘陵山間地の自然環境の保全・継承

丘陵山間地については、自然環境の保全を基本に、次世代への継承に努めます。

自然を活かしたレクリエーション施設の充実

丘陵山間地の自然を活かして、気軽に幅広くレクリエーションが楽しめる地域として、広域的な利用に応えます。

暮らしやすい交通網の充実

市街地と本地域を連絡する、安全かつ円滑な道路交通網の充実と地域の適応した公共交通システムの調査・研究に努め、交通網の確保に努めます。

特性を活かした地域の活性化

恵まれた自然環境を活かして、定住策を推進するとともに、都市との交流等を活発化することによりUIターン¹や、二地域居住²等を促進することを研究していきます。

一級河川庄川沿いの恵まれた立地条件を活かし、企業誘致を推進します。

1 UIターン : UIターンは地方から大都市に移住した者が、再び生まれ故郷に戻る現象
Iターンは大都市などに生活する者が地方に移住する現象

2 二地域居住 : 都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすこと

(3) 分野別の方針

1) 土地利用

自然環境保全地区

丘陵山間地を「自然環境保全地区」として位置づけ、自然環境の保全を基本としつつ自然と共生した利活用を図るとともに、山村集落のコミュニティの維持に努めます。

レクリエーション地区

丘陵山間地の良好な自然を活用し、都市住民が自然に親しみリフレッシュする「レクリエーション地区」に位置づけ、多彩なレクリエーション活動や滞在型観光を推進していきます。

農村地区

一級河川庄川の河岸段丘のとして形成された平野部は、「農村地区」として位置づけ、農業の振興と農村環境の充実を図ります。

工業地区

東般若工業団地や工場適地を「工業地区」に位置づけ、工業の振興と新規企業の誘致に努めます。

2) 交通体系

自動車交通

(主要幹線道路)

国道359号を主要幹線道路として位置づけ、交通安全施設の整備や冬期間における道路空間の確保など維持管理に努めます。また砺波市街地や周辺都市との円滑な連絡のため、砺波東バイパスの早期整備を関係機関に働きかけます。

(幹線道路)

農村部の骨格となる(主)新湊庄川線、(主)砺波細入線及び(主)坪野小矢部線などを幹線道路として位置づけます。特に山間地を通る道路は集落間を連絡する重要なライフラインとなることから、道路機能の強化や道路ネットワークの整備を図っていきます。

(補助幹線道路)

幹線道路を補完し、農山村部の交通を円滑に処理するための道路やレクリエーション地区などへのアクセス道路を補助幹線道路として整備に努めます。

公共交通

山間地は集落間が離れており、地形上も歩行者や自転車の移動が容易でないことを考慮し、市街地や集落を連絡する公共交通の整備・導入等に努めます。

3) 公園・緑地

丘陵山間地や河川・湖沼の自然を活かし、森林浴、スポーツや眺望などが楽しめる個性ある公園・緑地の整備充実を図るとともに、維持管理に努めます。

各地区には身近な公園を必要に応じて配置します。

4) その他都市施設

河川

一級河川庄川をはじめとする諸河川は、護岸改修や砂防えん堤など治水対策を基本に、利水のほか、うるおいある親水空間の整備など多様な活用に努めます。

斎場・霊苑

斎場や霊苑は、施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設及びアクセス道路の整備充実を図るとともに、自然環境に配慮しながら墓地の需要に対応します。

5) 都市景観

丘陵山間地の景観は、市民の誇れるふるさとの遠望景観として維持・保全を図ります。

平野部の散居景観が見渡せる地点を眺望スポットとして整備し、観光資源への活用に努めます。

6) 都市環境 防災対策

土砂崩れや地すべりの危険性の高い箇所がみられる一方、地域には活断層が通ることから、防災対策が急務となっています。

このため、砂防や地すべり防止、急傾斜地崩壊防止など治山治水対策の充実とともに、地域防災計画に基づき、地区ごとの地域防災体制の強化や、ハザードマップの活用による防災意識の向上に努めます。

また、建設中の「(仮称)砺波消防署庄東出張所」を核とし、災害時などに迅速な対応ができる体制づくりに努めます。

(仮称)砺波消防署庄東出張所のイメージ



地区計画等

東般若工業団地及び東般若工場適地は、周辺の農業振興と集落環境に配慮し、地区計画や特定用途制限地域の導入を検討していきます。

自然との共生

丘陵山間地の良好な自然を保全し、動植物の生息・生育場所を確保することにより、人と動植物が共生できるよう努めます。

県定公園に指定等の優れた景勝地の保全に努めるとともに、散策道の整備など自然に親しめる空間の整備を進めます。

観光交流

丘陵山間地の自然を活用した公園，花しょうぶやコスモスの花のイベント，平野の散居村が見渡せる展望台など、恵まれた資源を活用して他地域との交流を促し、地域の活性化を図ります。

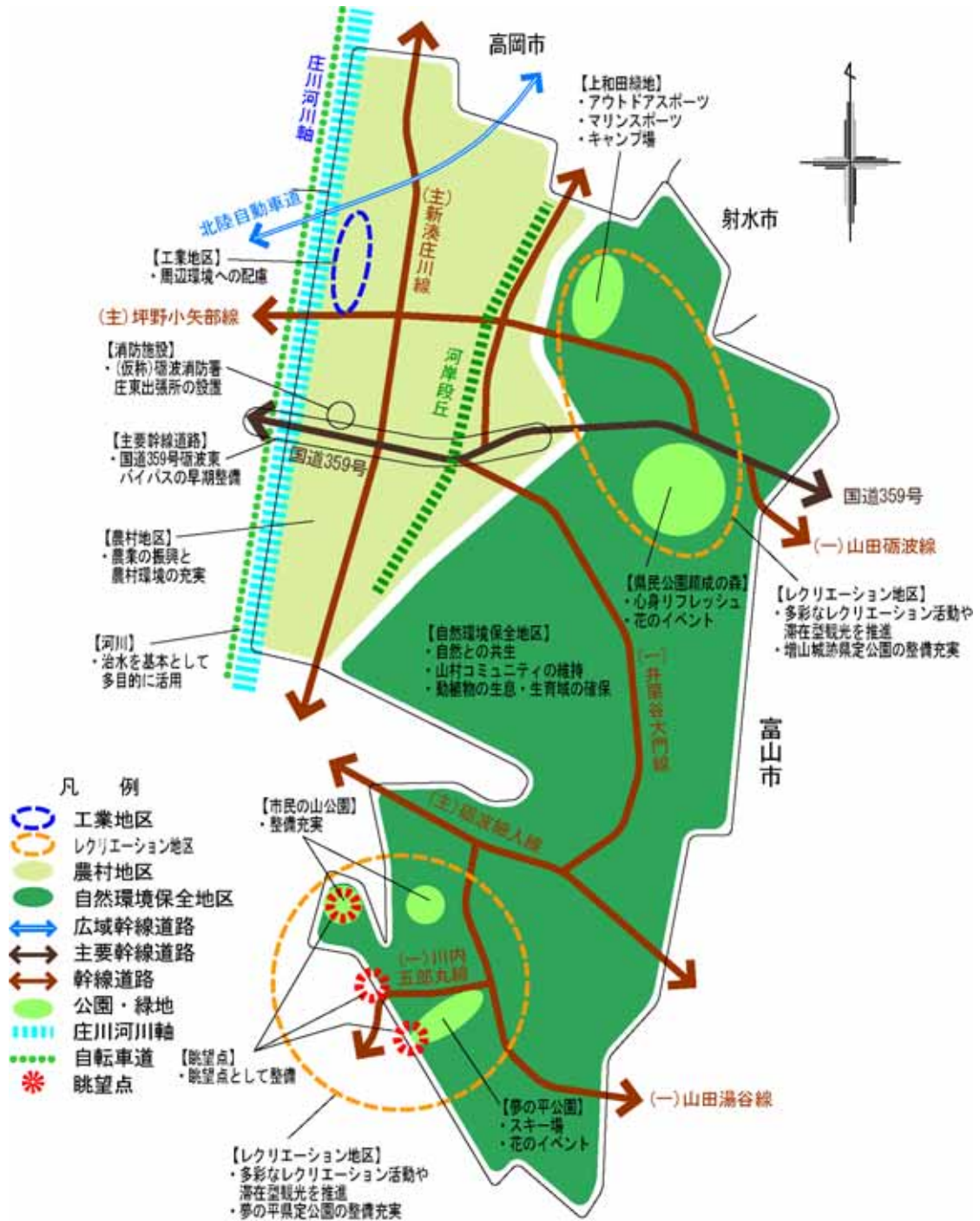
農山村では高齢化や人口減少により、農林業の担い手不足や空き家の増加が問題となっていることから、グリーンツーリズムなどの制度を活用し、地域の活性化，農山村集落の維持に努めます。

除排雪対策

山間地の道路については、冬期間においても安全で安心な道路及び歩道空間の確保を図るため、除排雪の徹底に努めます。

また、山間地集落での一人暮らし高齢者宅の屋根の雪下ろしなど、民間団体などの協力も得ながら除排雪活動を推進していきます。

図 5 - 1 1 庄東地域の地域づくりの方針図



5 - 7 庄川地域

(1) 地域の特徴

地域の位置づけ

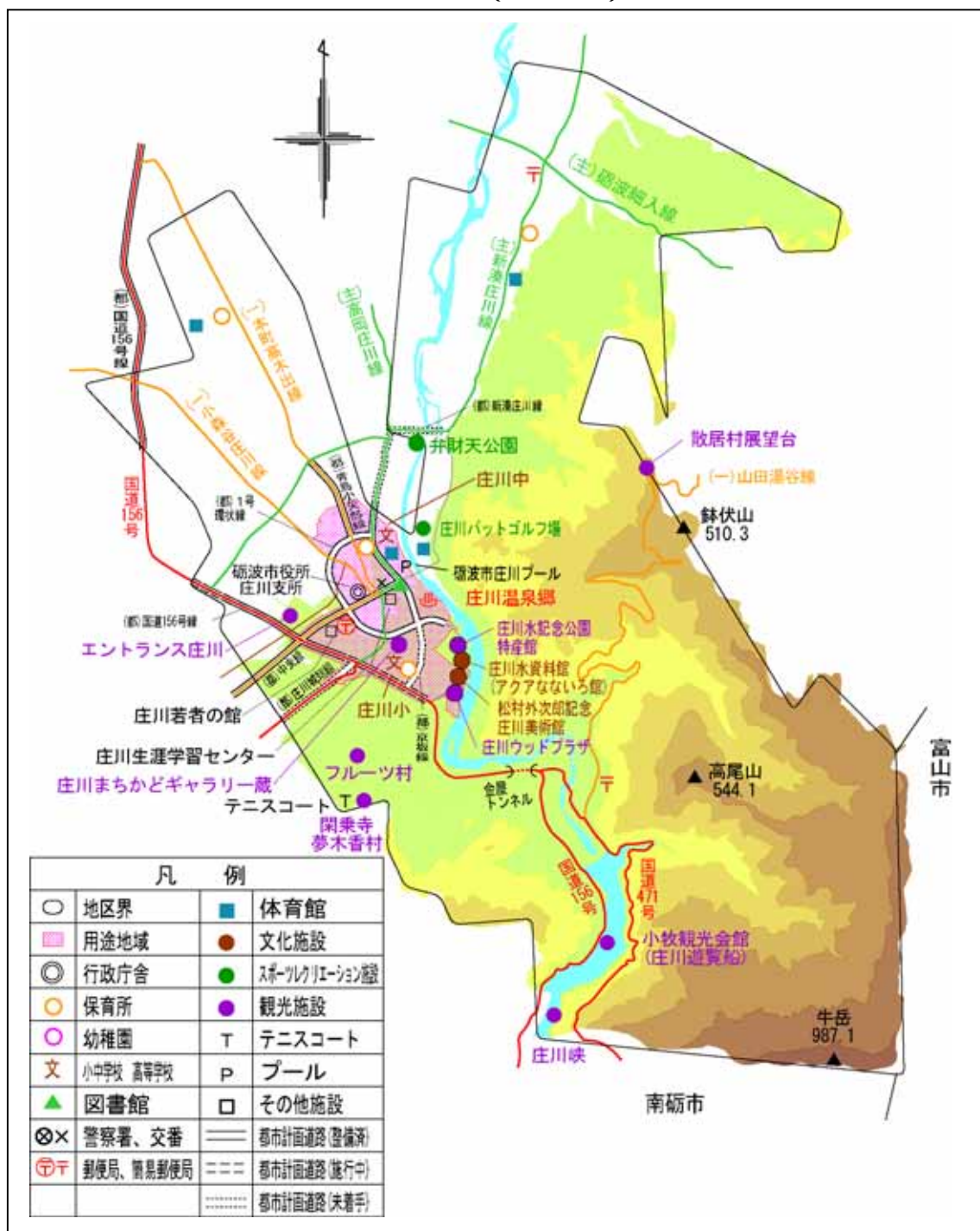
旧庄川町の地域で、南部と東部は丘陵山間地、北西部は農村となっており、一級河川庄川扇状地の頂部に市街地が形成されています。

地域の現況

道路は、国道156号や国道471号、県道が地域を通っています。

庄川市街地には地域の中心となる生活施設等が集積するほか、市街地とその周辺には観光施設が多くあります。また、庄川小学校と庄川中学校が立地しています。

図 5 - 1 2 地域の現況 (庄川地域)



(2) 地域の将来像

地域づくりの目標

一級河川庄川が峡谷から平野に開けた扇状地の頂部に市街地が位置し、伝統産業の木工業や庄川温泉郷などにより地域が発展してきました。

今後とも自然の恵みとともに、個性的な資源を活かすことにより、快適な市街地環境を形成すべく、地域づくりの目標を以下のように設定します。

庄川の清流と山の緑を背景に 水の恵みを活かした個性あふれる地域づくり

地域づくりの主要方針

地域の拠点となる市街地の整備

住・商・工が調和し、伝統産業や庄川温泉郷など特産、観光資源を活かした個性ある市街地を形成します。

恵まれた水資源を活かした産業発展

一級河川庄川の豊富な水資源に支えられた地場産業や農業の振興に努めるとともに、恵まれた水利や立地条件を活かして新しい企業誘致を進め、多彩な魅力ある産業の集積化を図ります。

暮らしやすい交通網の整備

砺波市街地や周辺都市とのつながりを強めて、快適に暮らせるよう道路交通網の整備充実に努めます。

砺波と庄川の両市街地を連絡する公共交通網の整備を図り、暮らしやすい日常生活圏の形成に努めます。

個性的な地域づくりの推進

庄川温泉郷や庄川峡などの地域資源を活用した個性的な地域づくりを推進し、誘客促進に努めます。

都市施設の見直し

社会情勢の変化等から長期末着手となっている都市計画道路や都市計画公園について見直します。

(3) 分野別の方針

1) 土地利用

商業系

(地域商業地区)

庄川市街地の旧街道沿いを「地域商業地区」と位置づけ、物販施設や公共公益サービス施設等の立地誘導を図ります。

(沿道商業地区)

自動車での利便性が高い都市計画道路中央線沿いを「沿道商業地区」として位置づけ、沿道利用型商業施設等の立地を誘導します。

(観光商業地区)

宿泊施設等が立地する一級河川庄川沿いを「観光商業地区」と位置づけ、宿泊施設、土産物店など観光施設を充実させ、誘客を図っていきます。

住居系

(住居専用地区)

良好な住環境を保全する地区を「住居専用地区」として位置づけます。

沿道商業地区の背後に位置する示野地区は、共同住宅が立地する中高層住居専用地区に、また用途地域北側や小学校周辺の地区は一戸建てを基本とした低層住居専用地区とします。

(住居地区)

地域商業地区の周辺または沿道商業地区の背後地等を「住居地区」として位置づけ、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域などを配置します。

工業系

(工業地区)

種田と青島の工業団地と庄川市街地北側の青島工場適地を「工業地区」として位置づけ、既存企業の振興と新規企業の誘致に努めます。

青島工場適地は、周辺の住環境に配慮しながら職住近接型の産業地として位置づけます。

(職住近接地区)

古くから「庄川木工」の作業所と住宅が混在する地区を「職住近接地区」として位置づけ、住環境に配慮しながら、地場産業の振興を図ることとします。

農村地区

「散居村」の形態を維持しながら、農業生産の振興を図る地区を「農村地区」として位置づけ、無秩序な開発を抑制するための規制や誘導に努めます。

自然環境保全地区

丘陵山間地を「自然環境保全地区」として位置づけ、自然環境を保全し、自然と共生した都市づくりを推進するとともに、山村集落のコミュニティ維持に努めます。

レクリエーション地区

庄川温泉郷や県定公園などに指定されているエリアを「レクリエーション地区」に位置づけ、都市住民が自然に親しみリフレッシュする地区として、多彩なレクリエーション活動や滞在型観光を推進します。

2) 交通体系

自動車交通

(主要幹線道路)

国道156号と、そこから市街地中心部へ導く都市計画道路中央線を主要幹線道路として位置づけ、整備に努めます。

(幹線道路)

都市計画道路1号環状線、都市計画道路新湊庄川線、都市計画道路京坂線は、市街地内の交通を円滑に処理し、環状機能を有する道路を幹線道路として位置づけ、必要な箇所の整備に努めます。

また、農村地区の骨格となる道路として主要地方道や一般県道を幹線道路として位置づけ、整備に努めます。

(補助幹線道路)

幹線道路を補完し、農村部の交通を円滑に処理する道路と都市計画道路などを補助幹線道路として位置づけるとともに、長期未着手となっている都市計画道路については、見直しを行います。

集落間を連絡する山間地の道路は、積雪時や災害時にも孤立しないよう道路ネットワークの整備に努めます。

歩行者・自転車交通

歩行者・自転車の通行が多いバス停や小中学校などの周辺では、安全で安心な交通空間の確保に努めます。

公共交通

庄川市街地の交通利便性を確保するため、バス路線の充実や地域に適応した公共交通の導入策を検討します。

3) 公園・緑地

庄川市街地において、身近な街区公園などの整備を行うとともに、街路樹や花壇、神社仏閣の境内林なども含めて緑あふれる空間の確保に努めます。

その他、一級河川庄川の河川敷を活用し、パークゴルフ場の整備など庄川水辺プラザとして充実を進める他、既存公園においても子どもが楽しめる施設やトイレ等の整備充実などを図ります。

庄川水辺プラザの整備イメージ



4) その他都市施設

上下水道

老朽化の進んだ山間地給水施設について、耐震化などの更新を進めるとともに、湧き水水源の浄水能力の向上を図ります。また、山間地など下水道整備が当面見込めない区域については、合併処理浄化槽設置等の補助制度を活用していきます。

住宅

市街地は暮らしやすい住環境を進め、街なか居住策として地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備や特定公共賃貸住宅のあり方などについて調査・研究を進めます。

また、市街地内に点在する空き地や空き家については、土地の有効活用を図るための施策に努めます。

5) 都市景観

庄川市街地の中央線と国道156号の交差点付近について、庄川市街地の玄関口としてふさわしい景観の向上に努めます。

また、ゆずが栽培されている山間地、一級河川庄川沿いの松の木など庄川地域らしい景観については、保全のための維持管理や周知に努めます。

6) 都市環境

都市基盤整備

宅地化が遅れている用途地域については、適切な事業手法を検討し、市街地整備を促進します。

また、旅館跡地などのまとまった空き地や空き家については、土地の有効活用を図り、市街地の賑わいを創出していきます。

防災対策

地域には活断層が通るため防災対策が重要であり、治山治水対策や地域防災計画に基づき、地区ごとの地域防災体制の強化、ハザードマップの活用による防災意識の向上等に努めます。

地区計画等

工業地区は、周辺の農業振興と居住環境に配慮すべく、地区計画や特定用途制限地域の導入を検討していきます。

自然との共生

県定公園など優れた景勝地の保全に努めるとともに、散策道の整備など自然を親しめる空間の整備に努めます。

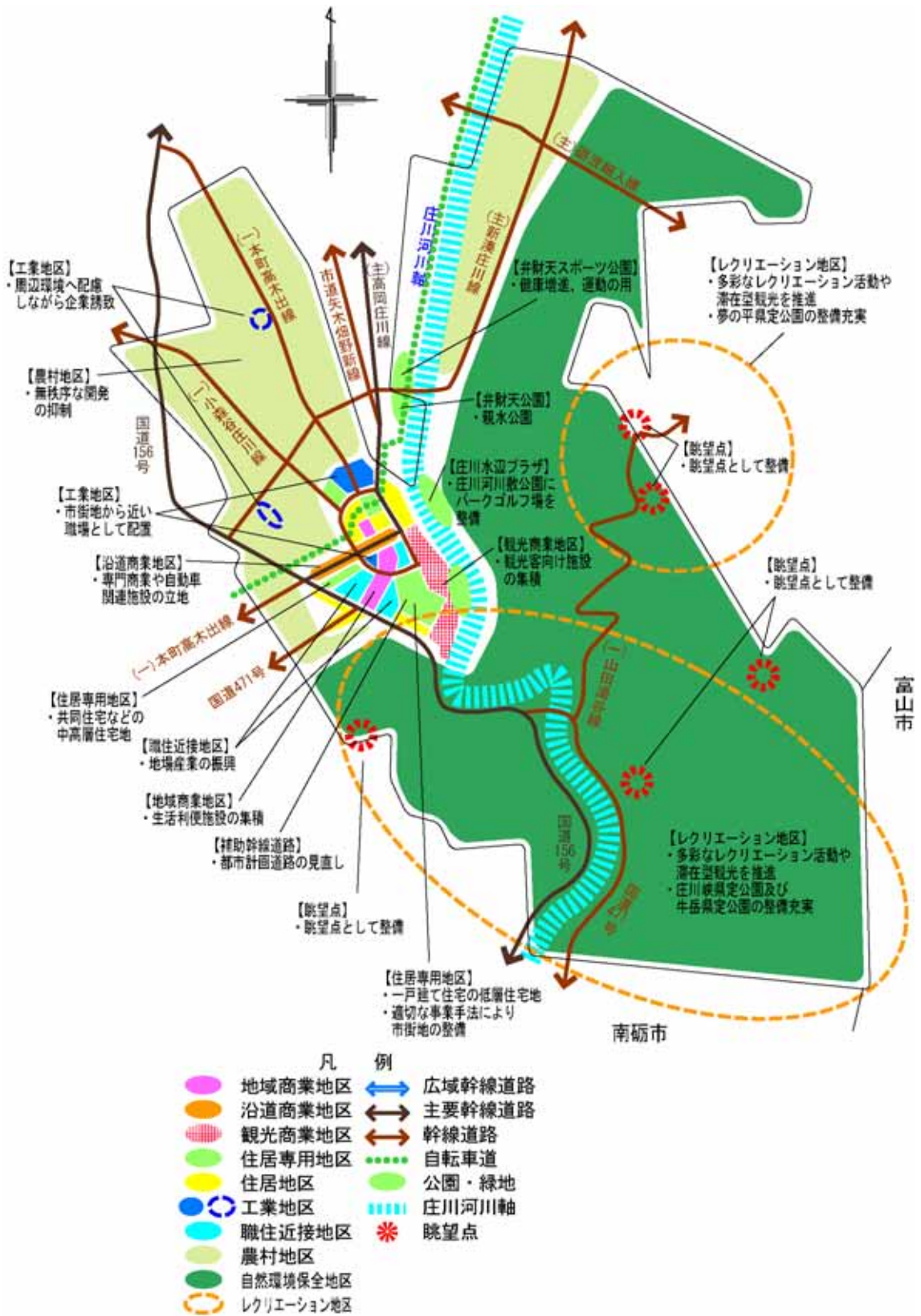
観光交流

庄川温泉郷、庄川峡など地域の優れた観光資源や「庄川水まつり」、「庄川ゆずまつり」などのイベントを活用して、地域の活性化を図ります。

除排雪対策

積雪時においても快適な生活環境が行われるよう除排雪対策を進めていきます。一人暮らし高齢者宅の屋根の雪下ろしなど、民間団体などの協力も得ながら除排雪活動を推進していきます。

図 5 - 13 庄川地域の地域づくり方針図



第6章 実現化の方策

6 - 1 基本的な考え方

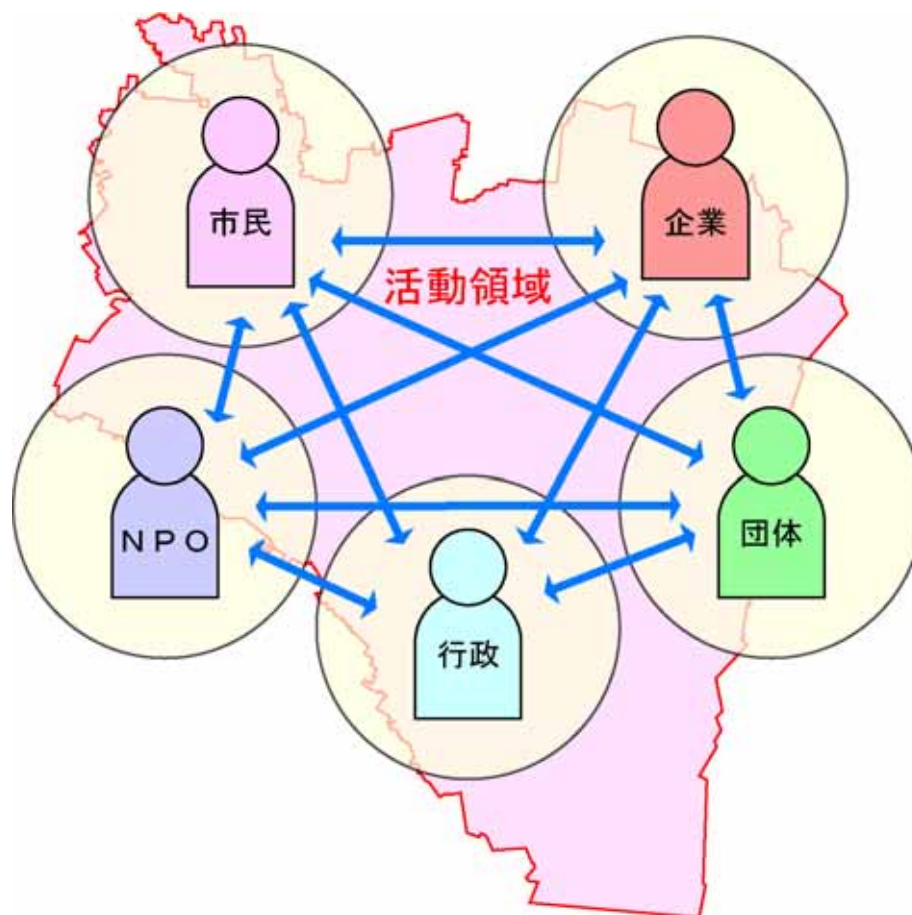
都市計画マスタープランの将来像として掲げた『庄川と散居に広がる 健康フラワー都市』の実現に向けた都市づくりを着実に推進するためには、市民・企業・NPO・団体などと行政が、本都市計画マスタープランで定めた「基本方針」、「都市整備の方針」及び「地域別構想」について共通認識を持ち、「市民と行政が協働するまちづくり」を通じて取り組んでいくことが重要です。

このような協働型まちづくりを基本としながら、次の4項目に留意して今後、施策を実施していきます。

まちづくりの体制の確立
まちづくり手法の選択
まちづくりの進行管理
まちづくりの推進体制の充実

6 - 2 まちづくりの体制

これまでのまちづくりでは、行政主導の例が多く見られましたが、これからは市民や企業、NPO、まちづくり専門家、行政などがそれぞれの役割を分担しながら、協働して取り組むことが重要となっています。そのため「提案する側」と「提案される側」が固定化されず、それぞれが主体的かつ積極的に参加し、合意形成が図られる仕組みづくりに努めます。



参加意識の醸成

協働型まちづくりには、世代、性別、職業、国籍などの違いを超えて、多様な市民が地域社会の一員として参画することが重要となります。このため、お互いに協力して地域の課題等を解決していくことが、不可欠なことを啓発します。

参加主体の拡大

時間のある人だけでなく、多様な生活スタイルを持つ人がまちづくりに参加できるよう、自治会、PTA、商店会など従来からの活動を促すとともに、NPOやボランティア組織など、時代の要請に沿った活動が行える仕組みづくりを進めます。

多様な主体の活動環境の整備

行政は率先して情報公開を行うことにより、主体間相互の信頼感等の醸成を図るとともに民間主体への支援などを通じて積極的に協働の促進を果たします。

多様な主体によるマネジメント

効率性優先が画一的な地域づくりを招いたという反省に立ち、これからは、市民やNPO、民間企業等多様な発意を活かし、「アメニティに優れたまち」や「暮らしやすい地域」など、地域の個性を伸ばしていくこととします。

都市計画提案制度の活用

自主的なまちづくりを推進すべく、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者等が、都市計画の提案ができる「都市計画提案制度」の導入・活用を検討します。

6 - 3 まちづくり手法

砺波市が抱えているまちづくりの諸問題に関して、今後概ね10年以内に行う事業内容や対象地区を次のように計画します。

(1) 都市計画区域の見直し

合併前に設定されていた砺波と庄川の2つの都市計画区域を一体的かつ効率的な運営を図るため1つの都市計画区域とし、その範囲については自然と共生した都市づくりや関連する施策等を考慮して適切に定めていきます。

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象
1つの都市計画区域とし 適切な範囲を指定	都市計画区域 見直し	砺波都市計画区域 庄川都市計画区域

(2) 良好な景観の維持・保全

市街地や主要施設の周辺や幹線道路沿線を砺波市らしい良好な景観とするため、景観ガイドラインの導入や屋外広告物規制を図ります。

「散居村」景観の維持・保全のため、周辺都市とも連携を図りながら、無秩序な開発行為等を規制します。

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象
砺波らしい良好な 景観の整備	導入を検討 ・屋外広告物規制 ・地区計画 ・特定用途制限地域	J R 砺波駅，砺波 I C ，新 I C 周辺など 主要道路沿いなど 中心市街地周辺
散居村景観の維持・保全	法令または条例等 による規制及び 誘導策の導入を検討	砺波市内の農村地域 (周辺都市との連携)

(3) 新 I C の整備

北陸自動車道の庄川左岸付近に新 I C の設置を隣接する高岡市と連携しながら、早期実現を目指していきます。

(4) 用途地域の見直し、地区計画等の策定

土地区画整理事業が実施されている地区は、将来像に即したまちづくりが進められるよう、用途地域の見直しを行います。

新IC周辺の適切な土地利用を実現するため、景観に関する制度の導入や地区計画または特定用途制限地域の導入等を検討します。

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象地区
土地区画整理事業と併せて変更	用途地域の見直し	【砺波】 杉木土地区画整理事業区域内 中神土地区画整理事業区域内
新ICの計画に併せて規制・誘導	下記等から検討 ・地区計画 ・特定用途制限地域	【砺波】 新IC周辺

(5) 市街地整備の推進

用途地域内にあつて都市基盤の未整備な地区については、地区ごとに適切な事業手法を検討し、市街地整備に努めていきます。

市街地内のうち、空き家や空き地が目立ち建物の更新が必要と考えられる地区においては、関係者との調整を図りながら、公共公益施設の市街地への誘導などを講じて街なか居住を推進します。

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	名称または対象地区
市街地の基盤整備	土地区画整理事業	【砺波】 杉木土地区画整理事業 中神土地区画整理事業 出町東部第2土地区画整理事業
市街地の環境改善	手法の検討	【砺波】 一番町地内 春日町地内

(6) 都市計画道路の整備推進と見直し

将来像の実現に向け、本マスタープランの方針に基づいて都市計画道路を計画的・体系的に整備していきます。

長期未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化やマスタープランの将来像等を踏まえ、必要性、実現性等を視点に、見直しを進めます。

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象都市施設
主要幹線道路整備の要望	一般国道直轄改修事業	【砺波】 3・3・19 出町庄東間国道359号バイパス線 【庄川】 3・3・1 国道156号線

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象都市施設
未整備区間の整備	街路事業	【砺波】 3・4・5 国道359号線
	街路事業 まちづくり交付金事業 道路事業	【砺波】 3・3・2 栄町苗加線 3・4・3 杉木花園町線 3・4・7 駅前栄町線 3・5・11 山王町苗加線 3・5・12 駅南大門線
市街地の基盤整備	土地区画整理事業 街路事業	【砺波】 3・3・2 栄町苗加線 3・4・22 杉木中神線 3・4・23 中神線 3・5・14 鍋島中神線 3・5・16 栄町豊町線
長期未着手都市計画道路 の対応	事業手法の検討 または 都市計画道路の見直し	【砺波】 3・4・5 国道359号線 3・5・16 栄町豊町線 【庄川】 3・4・1 新湊庄川線 3・4・4 京坂線 3・5・1 庄川城端線

(7) 都市計画公園・緑地の整備と見直し

緑が不足する市街地内を中心に、土地区画整理事業により都市計画公園・緑地の整備に努めます。

また、長期において未整備となっている都市計画公園について見直します。

整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象都市施設
都市基盤整備に あわせて整備充実	土地区画整理事業	【砺波】 杉木土地区画整理事業区域内 中神土地区画整理事業区域内 出町東部第2土地区画整理事業内
長期的に未開設となっ ている施設の検討	都市計画公園 の見直し	【庄川】 3・3・1 中央公園
新たな公園の整備充実	庄川水辺プラザ 整備事業	庄川河川敷公園周辺

(8) 下水道の整備促進

下水道の未整備地区の早期完了及び市街地周辺の整備を主体に整備を進めます。また、公共下水道事業計画の未認可区域における整備方法の見直し等を検討します。

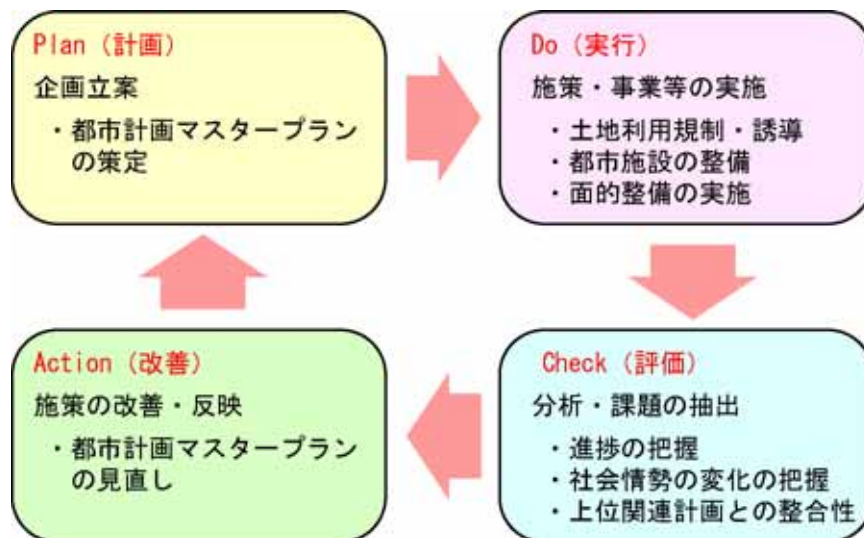
整備方向	10年以内に行う事業 または内容	対象都市施設
下水道の整備促進	公共下水道	砺波公共下水道
下水道の整備促進	流域下水道	小矢部川砺波公共下水道

6 - 4 まちづくりの進行管理

(1) PDCAの実行

まちづくりは、目標実現に相当の期間を要することから、長期的な見通しに立って取り組むことが必要です。

施策評価はPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を要素とする施策のマネジメント・サイクルを推進することにより、計画の実行性を高め、社会情勢や市民のニーズに適合した施策を推進していきます。



(2) 施策の評価と進行管理

マスタープランに基づく計画や各種事業の進捗状況・課題について、地域住民や各種団体と随時情報交換を行いながら、効率的な事業の推進に努めます。

(3) 不断の改善

都市計画マスタープランは20年後の長期展望に立っていますが、社会情勢や市民ニーズの変化、上位計画となる「新砺波市総合計画」の改訂や都市計画基礎調査の結果などを踏まえ、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

6 - 5 まちづくりの推進体制

(1) 市民参加の体制整備

まちづくりの推進には、広範な市民やNPO，民間企業等の支援や協力とともに、まちづくりプランナーも重要です。このため、各団体等の連携を促進するとともに、専門家等の人材を育成します。

(2) 組織体制の充実

本計画を実現していくためには、都市計画分野に限らず、まちづくりの様々な分野との連携が必要で、行政としてもいわゆる「縦割り行政」とならないよう関連部局との連携の強化に努めます。

また、市の広報，インターネット，CATVなど様々なメディアを活用して、市民に広く広報を行い、共通認識のもとで、まちづくり活動を進めていきます。

(3) 様々な主体との連携の推進

関連する国や県、各種関連機関との情報交換を随時行い、適切な役割分担によりまちづくりを推進します。

まちづくりの課題は多様化・広域化しているため、隣接する富山市，高岡市，射水市，小矢部市，南砺市など関連都市と連携をとりながら、まちづくりを推進していきます。

(4) 財源の確保と効率的な投資

都市計画事業の実施にあたっては、国，県等の補助金の有効活用を図るとともに、自主財源の確保に努めます。

まちづくりを効率的に進めるため優先順位を定めて戦略的に取り組むとともに、特に重要なまちづくり事業については、「基金」の創設や民間活力の導入についても検討します。

参考資料 1 現況

目 次

1 - 1 人口と世帯数 -----	1
(1) 年齢別（5歳階級別）人口 -----	1
(2) 年齢3区分別人口 -----	1
1 - 2 産業 -----	2
(1) 産業別人口 -----	2
(2) 大分類別人口 -----	2
(3) 工業 -----	2
(4) 商業 -----	3
(5) 購買動向調査 -----	3
1 - 3 土地利用 -----	4
(1) 空き地、空き家の状況 -----	4
1 - 4 市街化の動向 -----	5
(1) 地区別人口増減 -----	5
(2) 宅地開発等の状況 -----	6
(3) 新築の状況 -----	7
(4) 用途地域内の残存農地 -----	8
1 - 5 交通体系と生活圏 -----	9
(1) 断面交通量 -----	9
(2) OD調査 -----	10
(3) 通勤・通学の状況 -----	11
(4) 買い物先による生活圏 -----	12
1 - 6 都市施設等 -----	13
(1) 公共公益施設 -----	13
(2) 観光やイベント -----	14
(3) 花のイベント -----	16
(4) 特産品等 -----	17
(5) 用途地域の状況 -----	18
(6) 都市計画道路 -----	19
(7) 公園・緑地 -----	20
(8) 下水道 -----	21
(9) 土地区画整理事業 -----	22
1 - 7 災害 -----	23
(1) 災害の状況 -----	23
(2) 活断層 -----	23

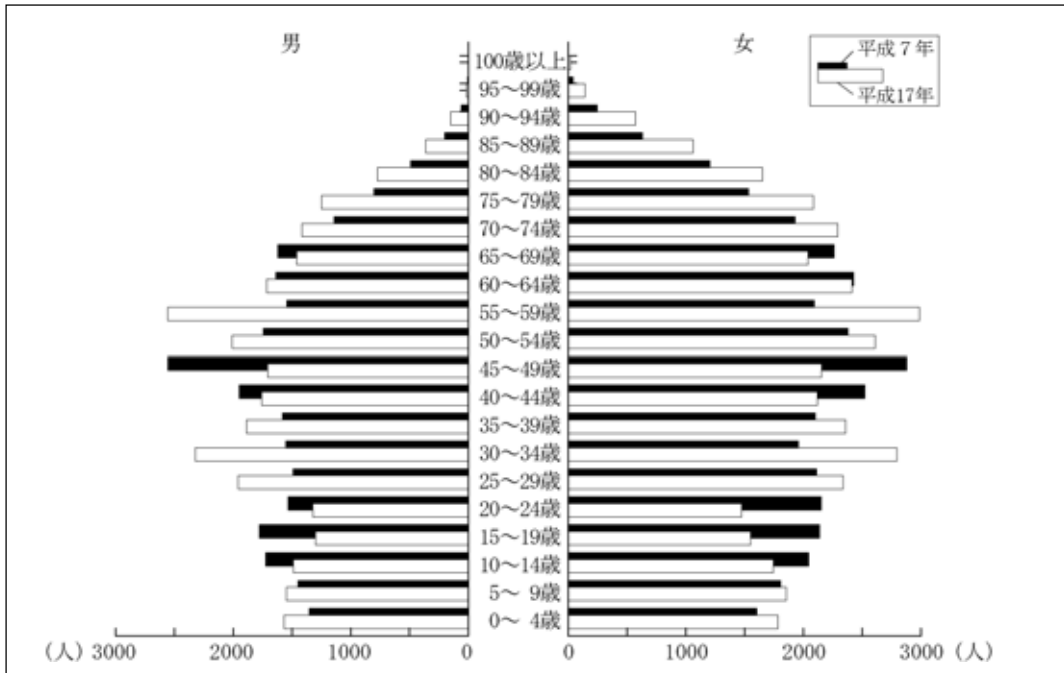
参考資料1 砺波市の現況

1 - 1 人口と世帯数

(1) 年齢別（5歳階級別）人口

少子高齢化、人口の社会増加などの影響による人口構成の変化が見られます。
30歳代の転入者が多くなっています。

図 1 年齢別（5歳階級別）人口

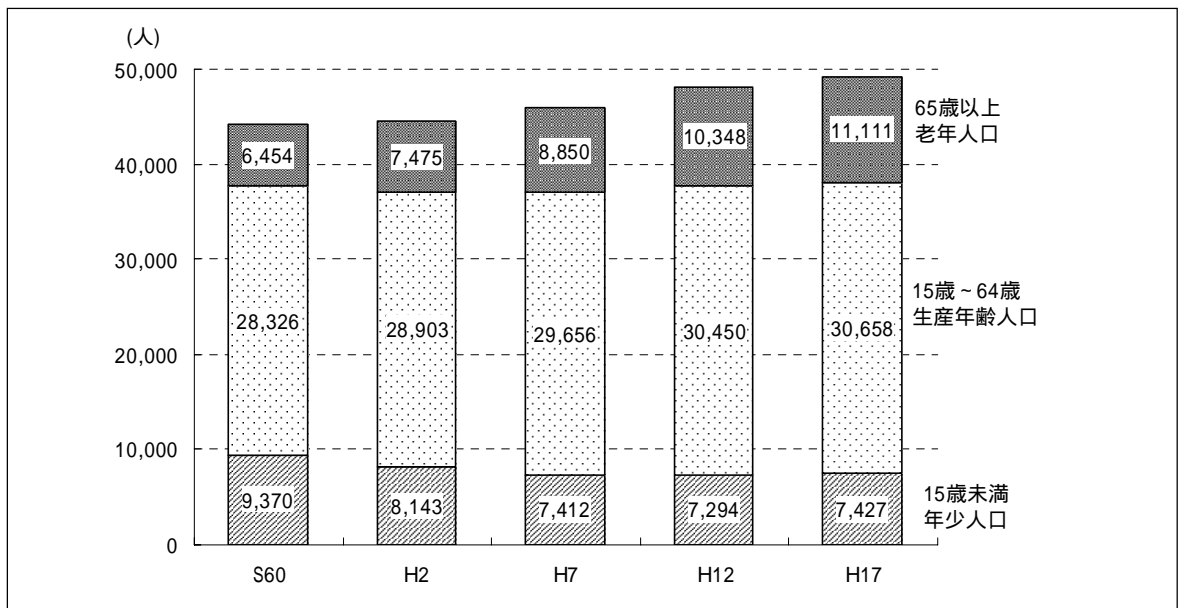


(資料：国勢調査)

(2) 年齢3区分別人口

65歳以上の老年人口が年々増加しています。

図 2 年齢3区分別人口



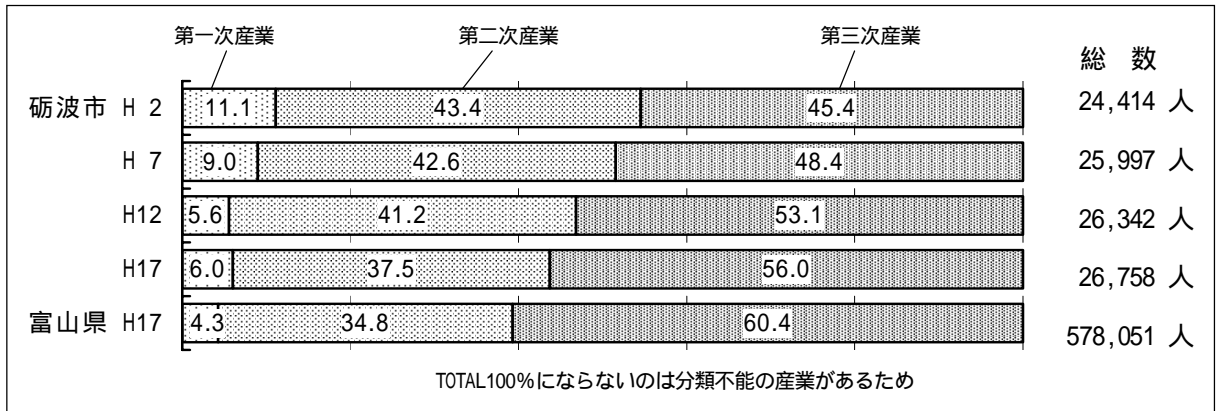
(資料：国勢調査)

1 - 2 産業

(1) 産業別人口

産業別人口は第一次産業と第二次産業が減少し、第三次産業が増加しています。

図 3 産業別就業人口の推移

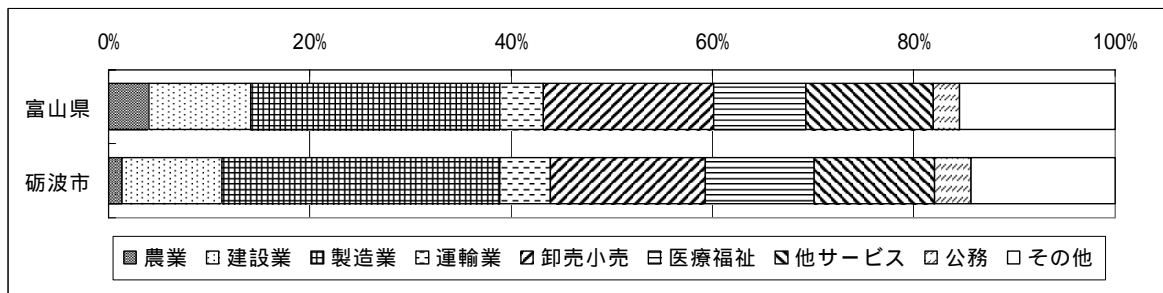


(資料：国勢調査)

(2) 大分類別人口

砺波市は製造業の割合が比較的高くなっています。

図 4 従業地による産業大分類別人口の割合



(資料：平成17年国勢調査)

(3) 工業

事業所数は減少していますが、製造品出荷額は増加しています。

表 1 工業の状況

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
砺波地域	事業所数(箇所)	286	269	271	※合併後であるため、詳細なデータなし
	従業者数(人)	4,655	4,909	5,318	
	製造品出荷額(百万円)	79,326	91,936	191,293	
庄川地域	事業所数(箇所)	93	90	86	
	従業者数(人)	1,169	1,024	923	
	製造品出荷額(百万円)	16,200	16,748	15,345	
砺波市 合計	事業所数(箇所)	379	359	357	295
	従業者数(人)	5,824	5,933	6,241	5,527
	製造品出荷額(百万円)	95,526	108,684	206,638	218,844

(製造品出荷額は、平成17年の値を100としたデフレーター補正值¹⁾)

(資料：工業統計調査)

1 デフレーター補正值：物価が同時に上昇していれば経済活動が高まったとは必ずしも言えないため、物価指数により補正をおこなっている。

(4) 商業

商店数、年間商品販売額は減少傾向にありましたが、近年、販売額が増加しています。

表 2 商業の状況

		平成3年	平成6年	平成14年	平成16年	平成19年
砺波地域	商店数(店)	713	673	620	630	※合併後であるため、詳細なデータなし
	従業者数(人)	2,963	3,002	3,855	4,001	
	年間商品販売額(百万円)	131,187	128,905	87,855	94,149	
庄川地域	商店数(店)	135	126	109	92	
	従業者数(人)	411	390	383	367	
	年間商品販売額(百万円)	6,157	7,577	5,430	5,569	
砺波市合計	商店数(店)	848	799	729	722	667
	従業者数(人)	3,374	3,392	4,238	4,368	4,174
	年間商品販売額(百万円)	137,344	136,482	93,285	99,718	102,023

(年間商品販売額は、平成16年の値を100としたデフレーター補正值)

(資料：商業統計調査)

(5) 購買動向調査

南砺市(南砺市平野部、五箇山)、小矢部市、旧福岡町から砺波市へ買物客が訪れている一方で、高岡市への購買流出が見られます。

表 3 消費者購買動向調査

買物場所 居住地	旧富山市	旧婦負	旧高岡市	氷見市	小矢部市	旧福岡町	砺波市	南砺市平野	五箇山	県外	不明
旧富山市	80.8	3.7	0.9	0.1	0.0	-	0.1	0.0	-	1.2	11.1
旧婦負	21.3	59.1	0.6	-	-	-	0.3	-	-	0.5	15.9
旧高岡市	1.4	0.3	84.1	0.4	0.0	0.0	0.6	0.0	-	1.3	10.3
氷見市	1.3	0.4	33.7	48.3	-	-	0.1	-	-	1.8	14.0
小矢部市	1.0	1.0	18.1	0.1	35.8	0.3	24.3	1.9	0.1	4.4	12.6
旧福岡町	0.2	0.2	49.4	-	6.3	12.0	10.3	0.5	0.3	3.1	16.6
砺波市	1.2	0.5	13.0	0.0	0.2	-	68.9	1.0	0.1	2.4	12.7
南砺市平野	2.0	0.3	9.1	0.0	0.7	-	27.3	42.1	0.9	3.2	13.9
五箇山	0.7	0.7	15.0	-	-	-	15.0	30.7	12.1	0.7	25.0

(資料：平成17年度消費者購買動向調査 砺波市関連)

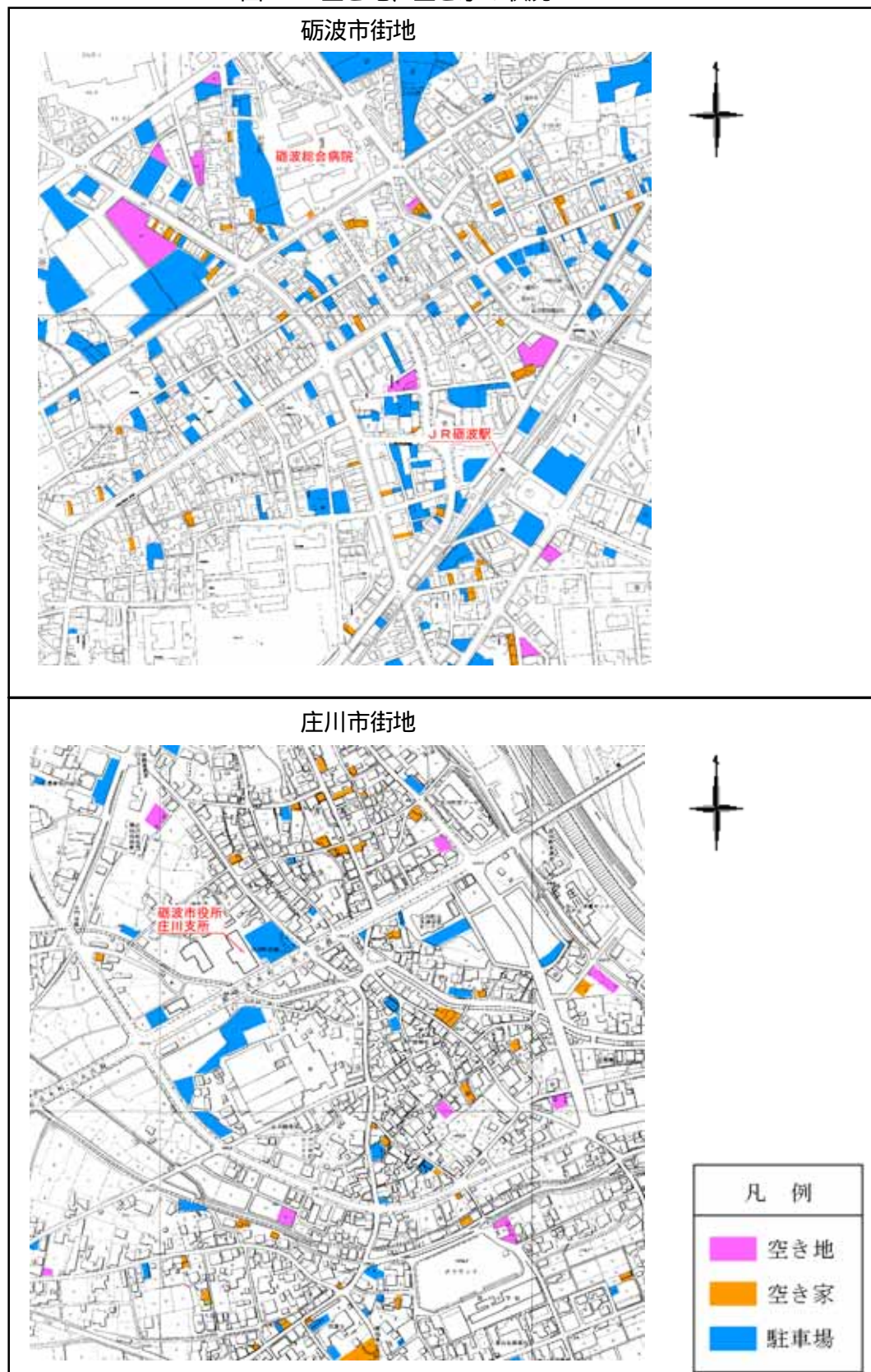
1-8(5)買物先による生活圏(P22) 参照

1 - 3 土地利用

(1) 空き地、空き家の状況

市街地内に存在する空き地，空き家が多く、その有効活用が望まれます。

図 5 空き地、空き家の状況

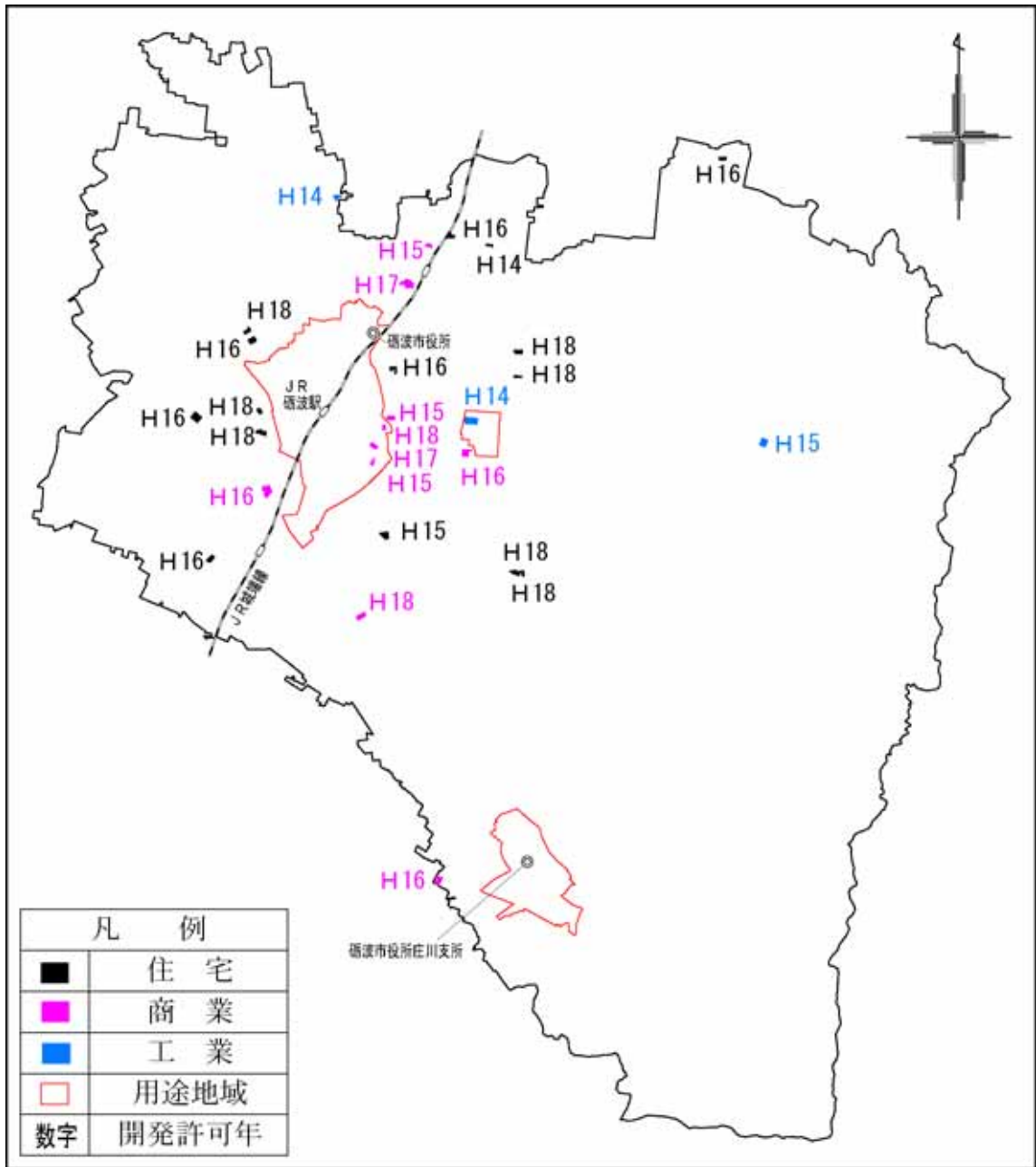


(資料：平成20年住宅地図より調査)

(2) 宅地開発等の状況

開発行為は、砺波地域の用途地域外で多く行われています。

図 7 開発許可の状況 (H14～H18)

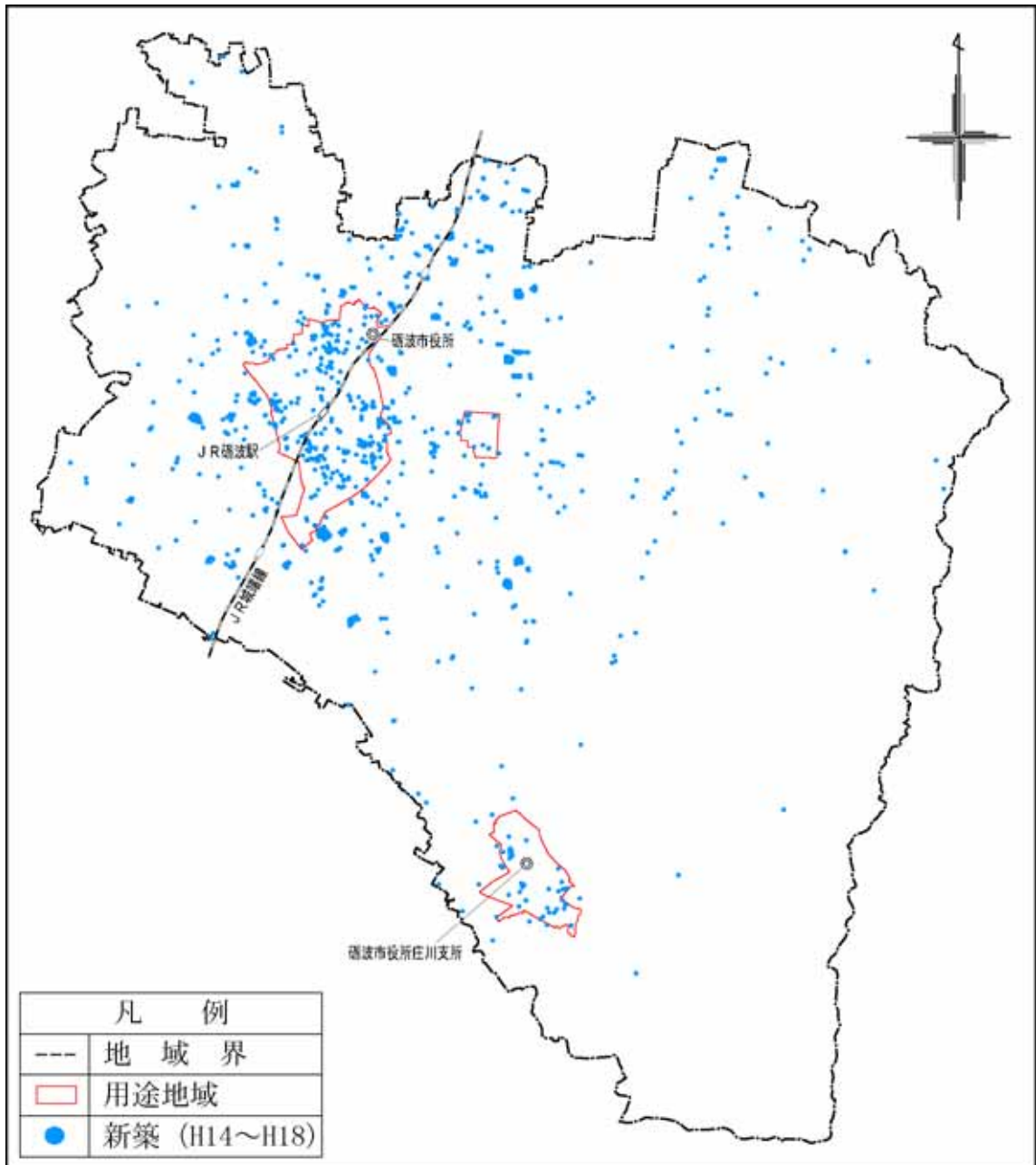


(資料：平成19年度都市計画基礎調査)

(3) 新築の状況

新築は用途地域内外で行われていますが、特に砺波の用途地域外の開発行為が行われたところで集中的に新築が行われています。 開発行為はP17参照

図 8 新築状況図 (H14～H18)

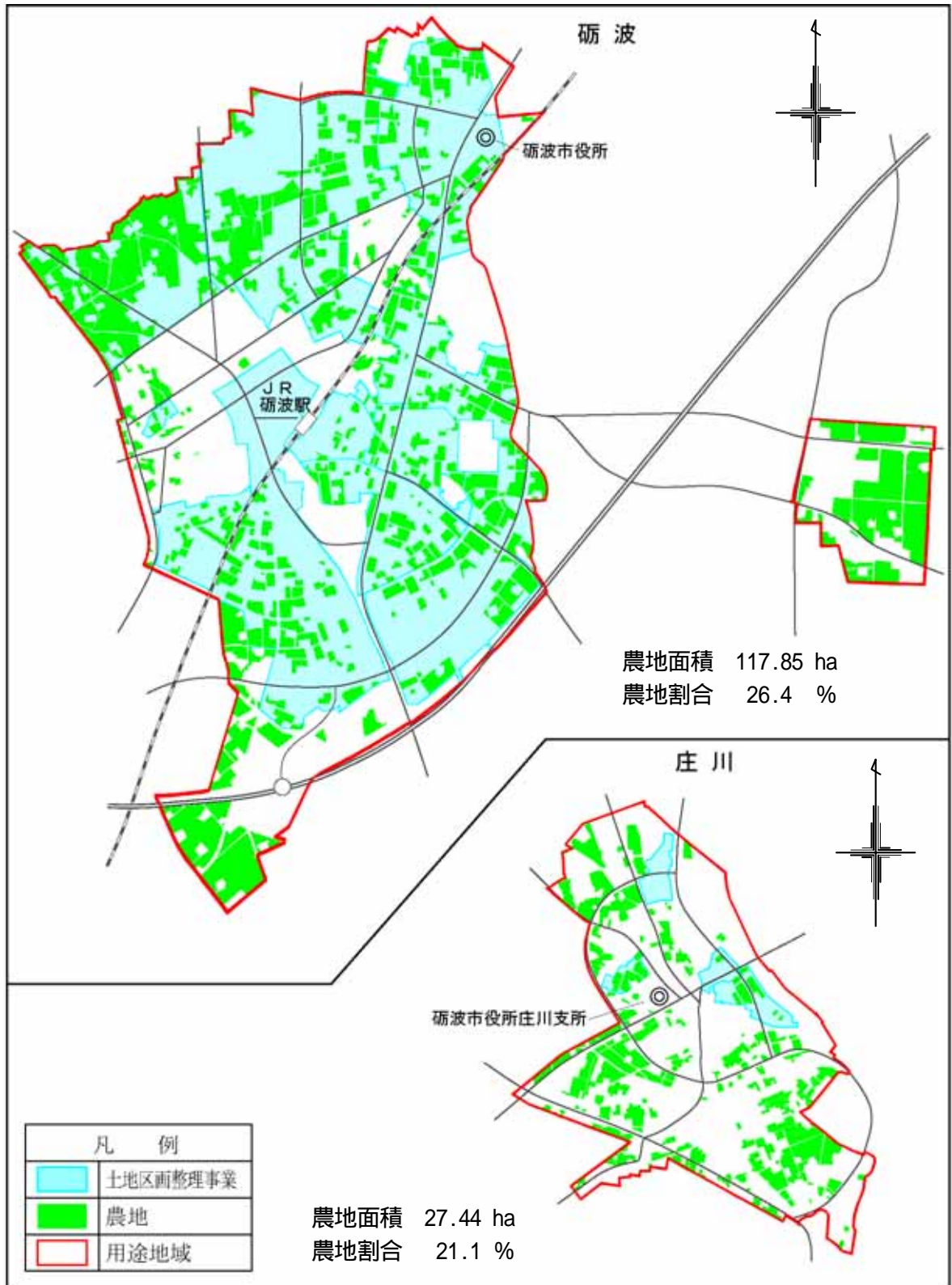


(資料：平成19年度都市計画基礎調査)

(4) 用途地域内の残存農地

土地区画整理事業の実施により市街化を進めてきていますが、用途地域内にはまだ多くの農地が残る状態となっており、市街化が望まれます。

図 9 用途地域内の残存農地



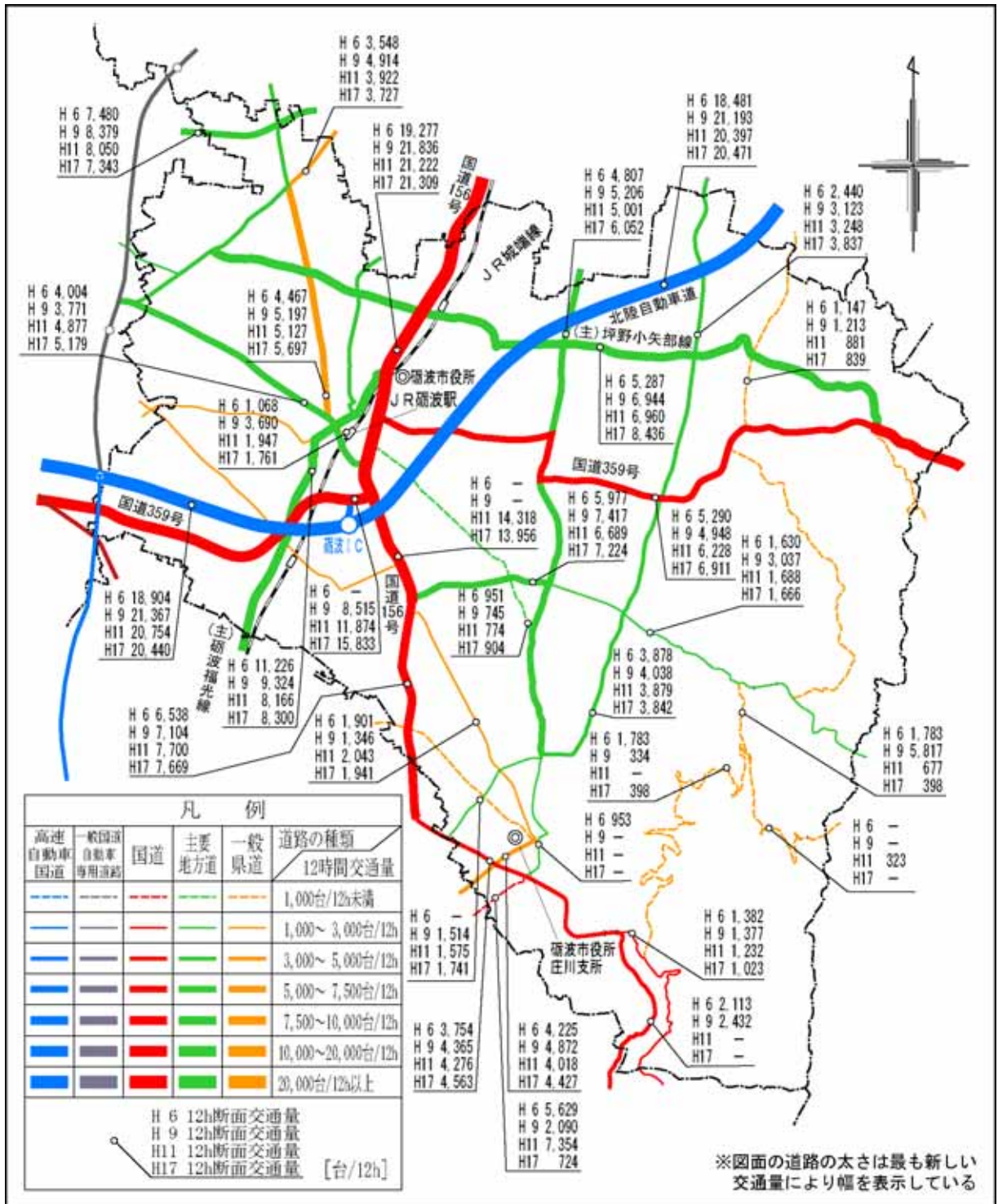
(資料：平成19年度都市計画基礎調査)

1 - 5 交通体系と生活圏

(1) 断面交通量

高岡 - 砺波 - 庄川間(国道156号)、小矢部 - 砺波 - 富山間(国道359号、(主)坪野小矢部線)の交通量が多くなっています。

図 10 交通量調査(断面交通量、)



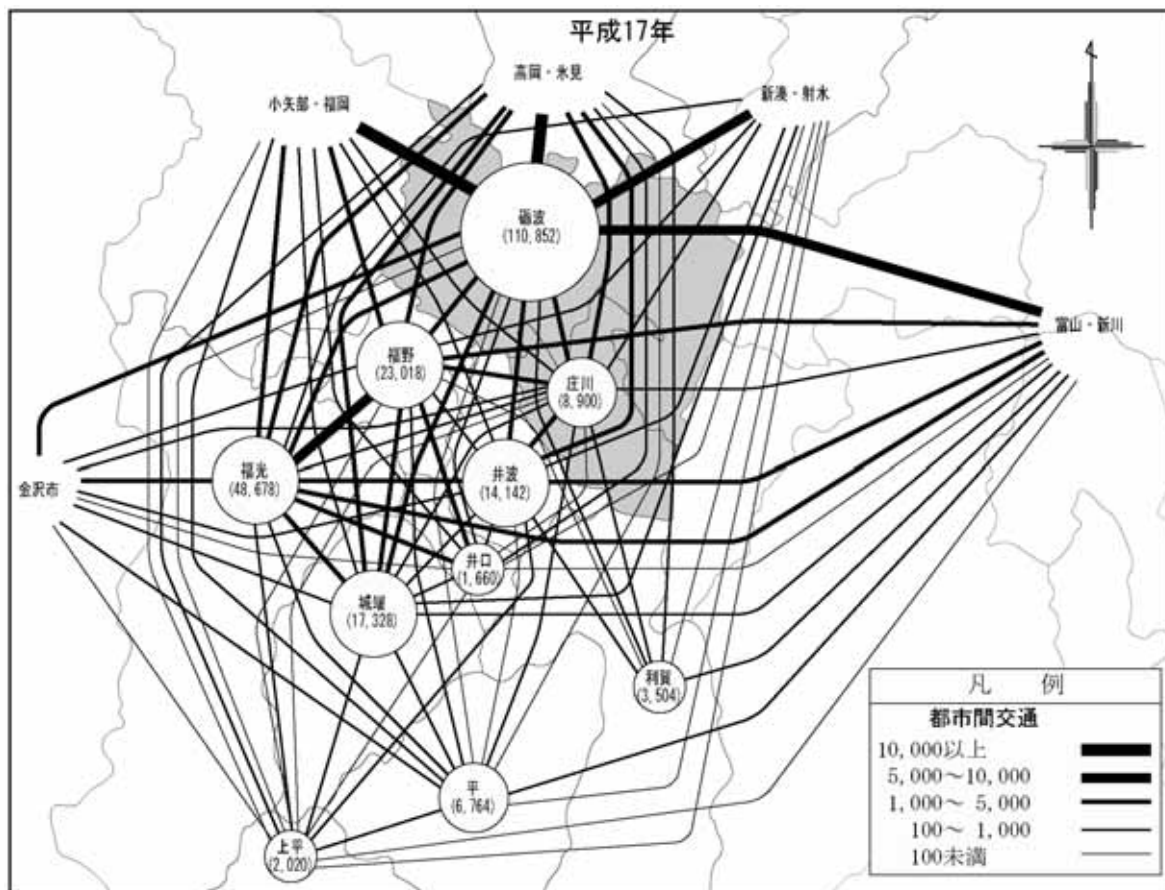
(資料：道路交通センサス 断面交通量)

1 断面交通量：代表的な地点において、単位時間に通過する交通量を人手により計るもので、上りと下りの合計

(2) OD調査

OD調査¹⁾によると、本市は高岡市、小矢部市、富山市、南砺市とのつながりが強いことがわかります。

図 1 1 OD調査結果図



(資料：平成17年交通センサスOD調査)

- 1 OD調査：ある1日の自動車の動きを調査するもの。自動車起終点調査ともいう。
OはOrigin(起点)、DはDestination(終点)を表す。

(3) 通勤・通学の状況

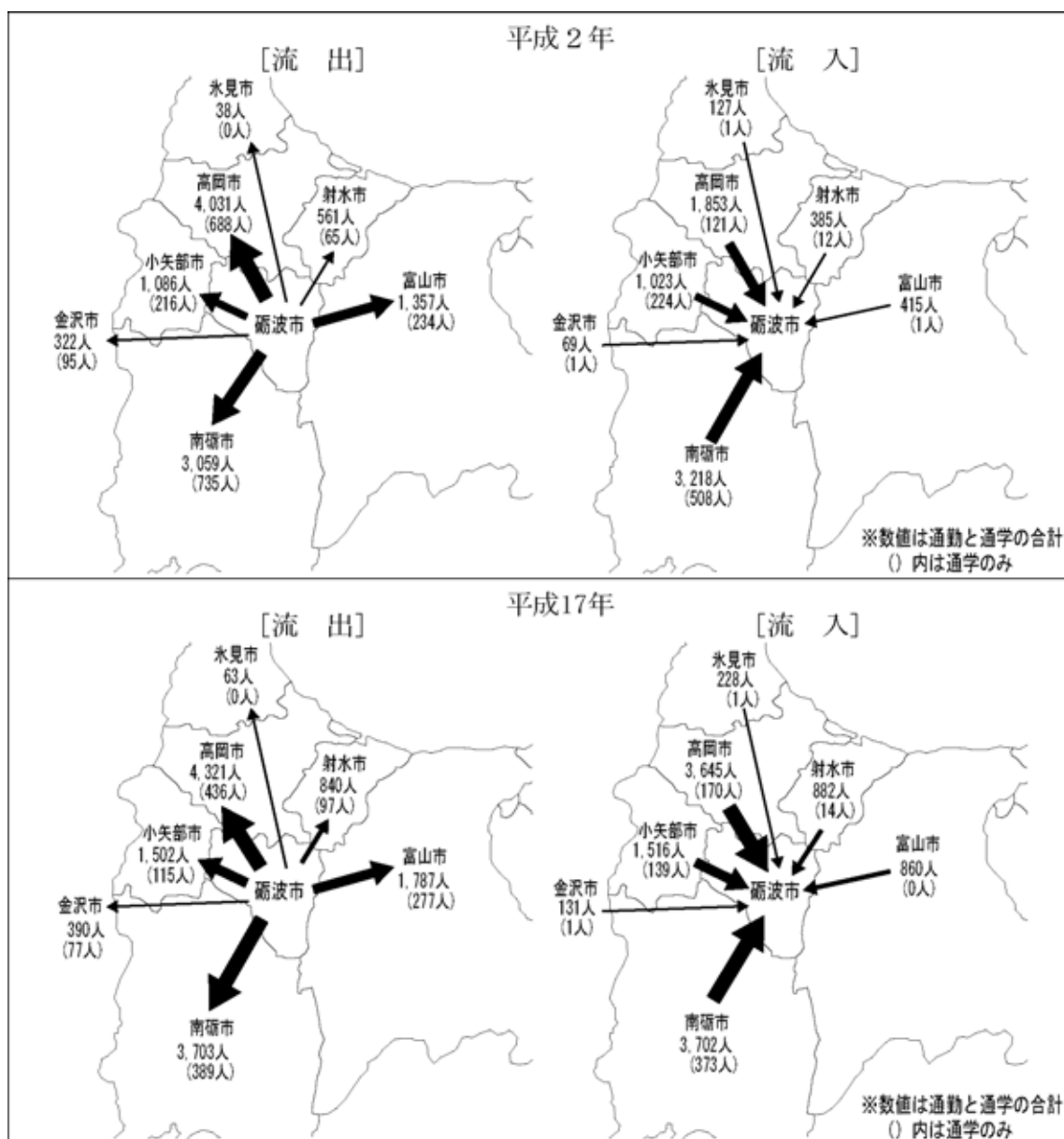
通勤・通学では流入より流出が若干多く、流出先として、高岡市・南砺市・富山市・小矢部市への通勤者及び通学者が多くなっています。

表 4 流出入人口

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
夜間人口(人)	44,150	44,521	45,918	48,092	49,429
他へ通勤・通学(人)	9,325	10,604	11,697	12,317	12,798
他から通勤・通学(人)	5,544	7,211	8,695	10,568	11,279
昼間人口(人)	40,369	41,128	42,916	46,343	47,910

(資料：国勢調査)

図 1 2 流出入人口(通勤・通学)の状況

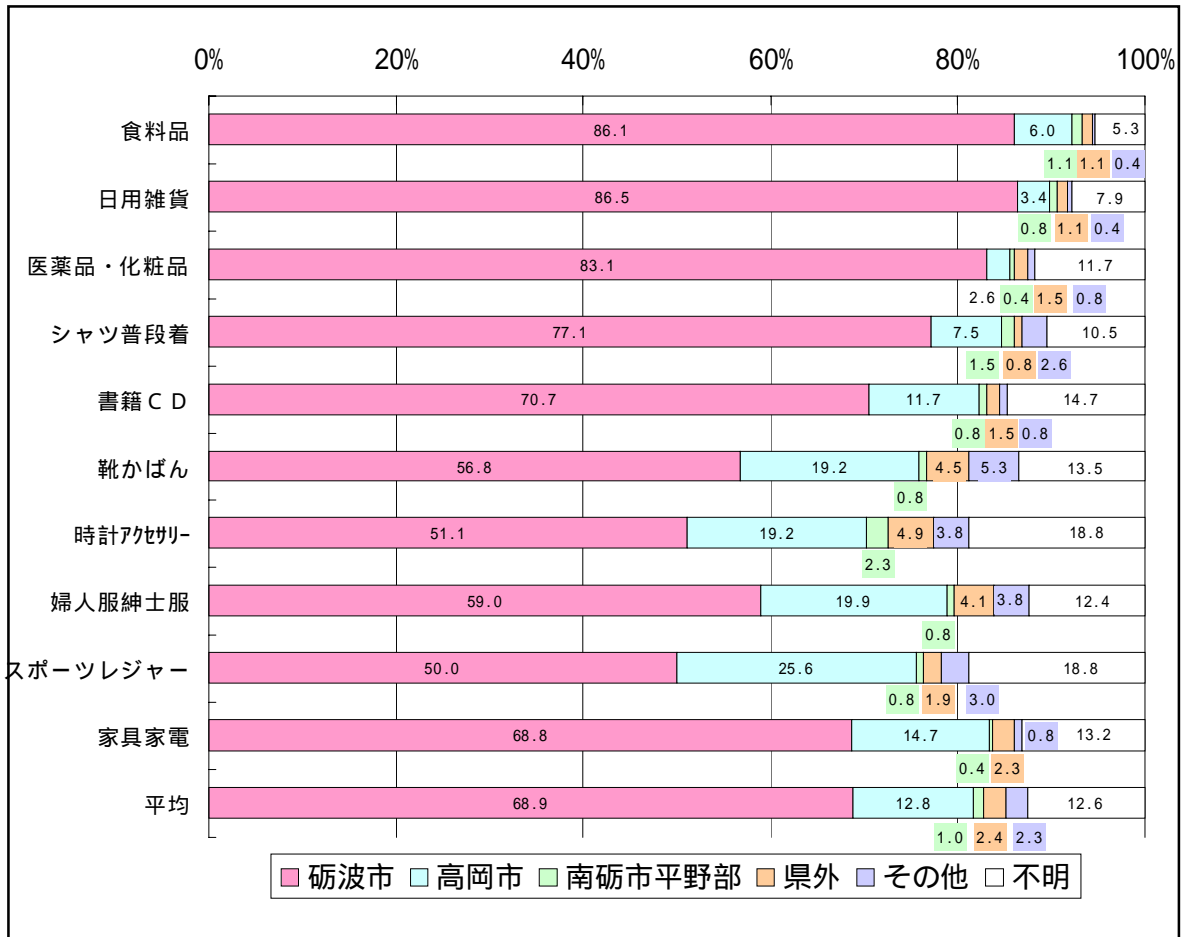


(資料：国勢調査)

(4) 買い物先による生活圏

地元購買率は比較的高くなっています。
市外への購買先では高岡市が多くなっています。

図 1.3 よく利用する買い物先



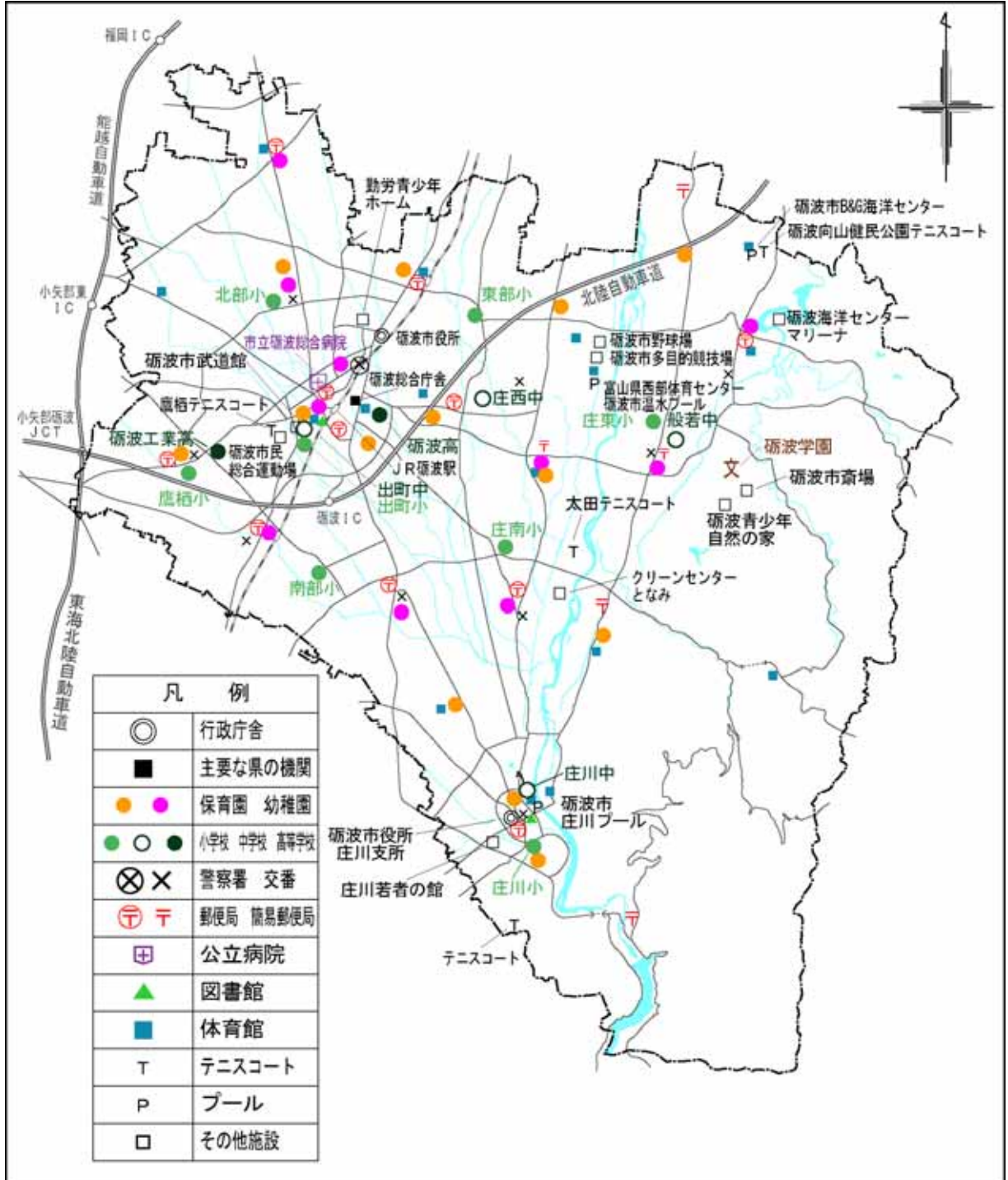
(資料：平成17年度消費者購買動向調査)

1 - 6 都市施設等

(1) 公共公益施設

ほぼ全地区に幼稚園，保育所があり、小学校は8校あります。

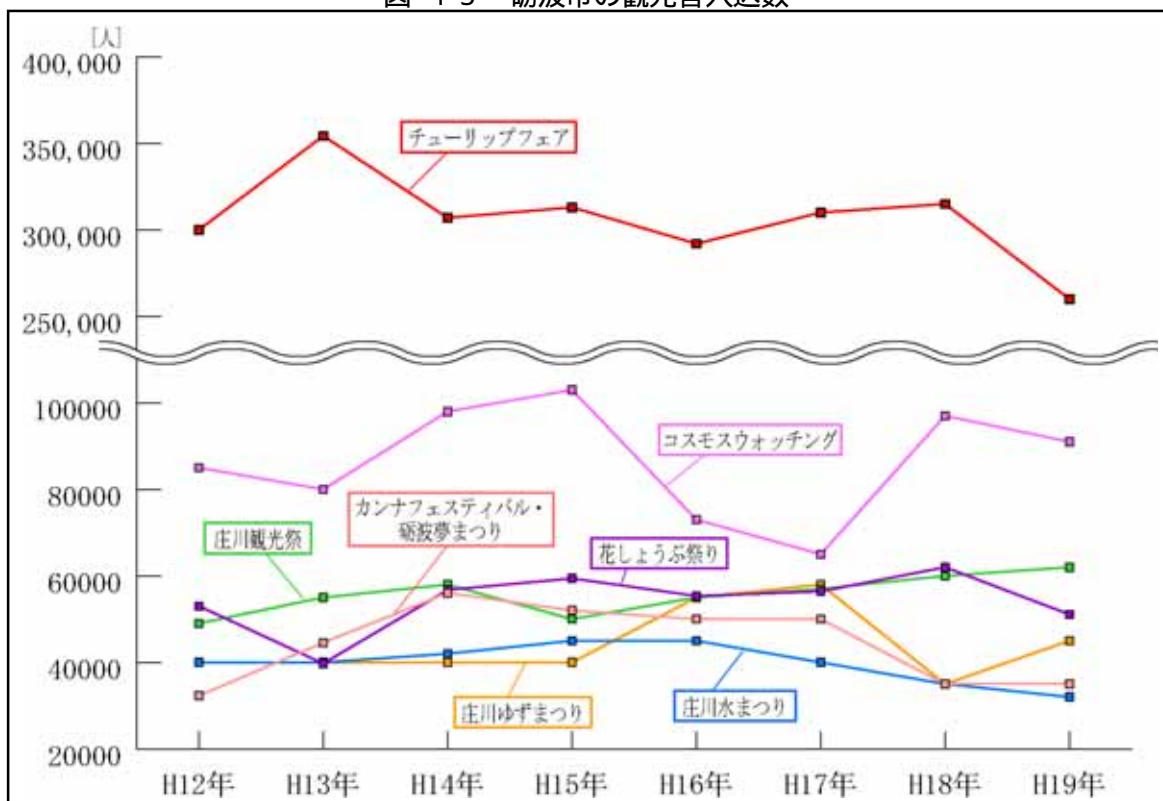
図 14 公共公益施設



(2) 観光やイベント

「チューリップフェア」を始めとするイベント等に、多くの観光客が訪れています。

図 15 砺波市の観光客入込数

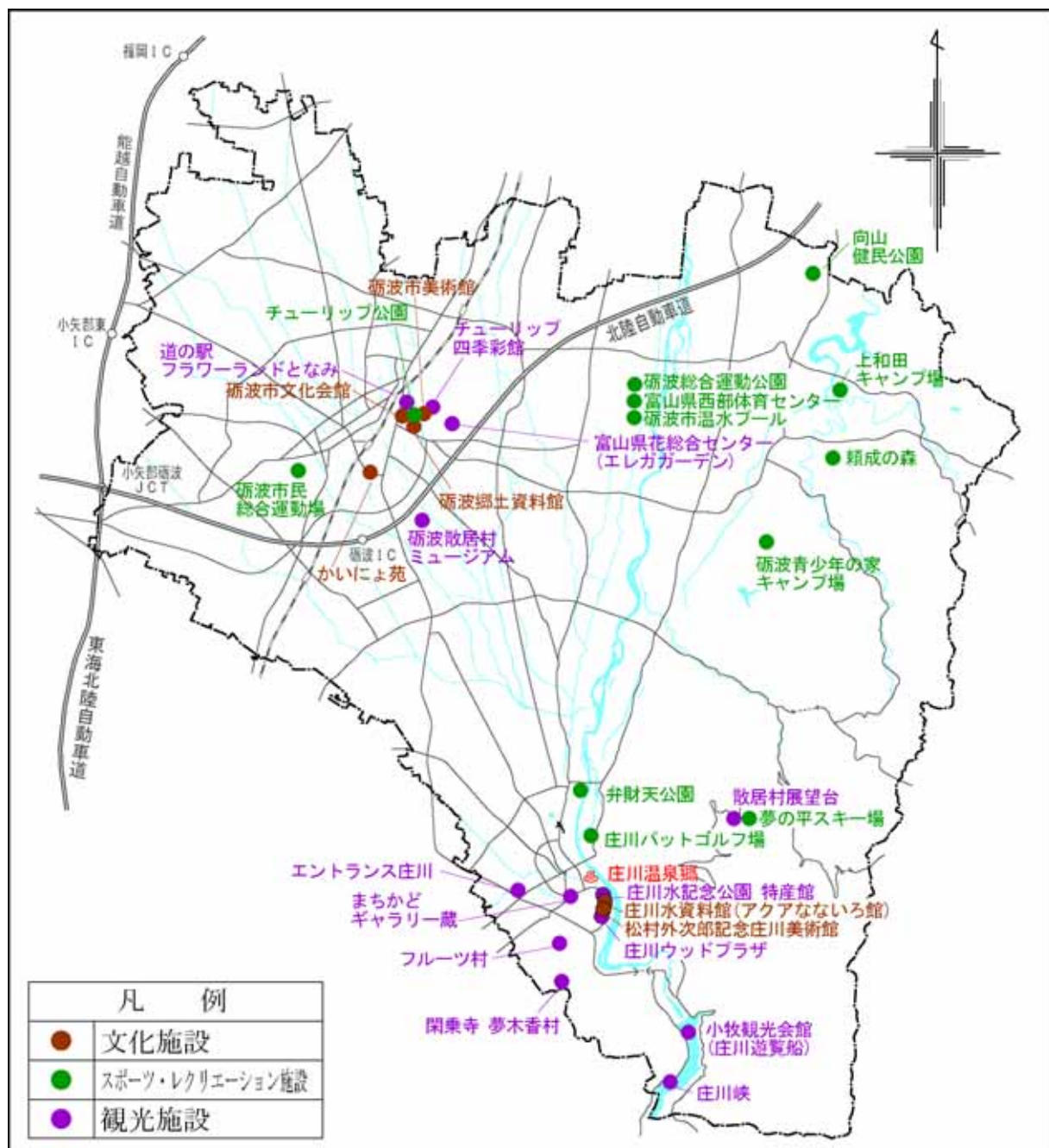


(資料：商工観光課)

表 5 主な観光資源

項目	砺波	庄川
観光施設・特産品など	<ul style="list-style-type: none"> ・チューリップ公園 ・となみ夢の平スキー場 ・散居村展望台 ・となみ散居村ミュージアム ・砺波市美術館 ・夢の平、増山城跡県定公園 ・チューリップ四季彩館 ・富山県花総合センター（エレガガーデン） ・オランダ風車、五連水車 ・フラワーランドとなみ（道の駅砺波） ・砺波郷土資料館 ・かいいよ苑 ・県民公園頼成の森 ・もりもりハウス ・上和田緑地キャンプ場 ・増山城跡、千光寺 ・三助焼、中村漆器、大門素麺、ふく福柿、地酒 	<ul style="list-style-type: none"> ・庄川峡、八乙女山・閑乗寺県定公園 ・小牧観光会館（庄川船舶） ・庄川水記念公園 ・庄川水資料館（アクアなないろ館） ・庄川ウッドプラザ ・まちかどギャラリー蔵 ・エントランス庄川 ・夢木香村（閑乗寺） ・弁財天公園 ・庄川パットゴルフ場 ・小牧ダム ・庄川大仏 ・庄川挽物木地 ・松村外次郎記念庄川美術館 ・庄川特産館 ・鮎、ゆず
祭り・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・となみチューリップフェア(4月下旬～5月上旬) ・出町子供歌舞伎曳山車(4月16, 17日) ・となみ夜高まつり(6月第2金曜・土曜日) ・頼成の森花しょうぶ祭り(6月中旬～下旬) ・となみカンナフェスティバル(8月上旬～下旬) ・となみ花火大会(8月15日) ・となみ夢の平コスモスウォッチング(10月上旬～中旬) ・スカイフェスとなみバルーン大会(10月上旬) ・砺波市冬のふれあい市(11月下旬) ・となみ夢の平スキー場開き(12月中旬) ・となみ夢の平スノーフェスティバル(2月11日) ・春を呼ぶチューリップ展(2月下旬～3月上旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庄川木工まつり(5月上旬) ・牛岳山開き(5月中旬) ・庄川観光祭(6月第1土曜・日曜日) ・庄川水まつり(8月第1土曜・日曜日) ・庄川ゆずまつり(11月中旬) ・厄払い鯉の放流(1月7日)

図 16 観光レクリエーション施設



(3) 花のイベント

<チューリップ>

砺波平野は扇状地の地質や冬の積雪などの気候条件からチューリップの球根栽培が盛んに行われています。品質管理の徹底や栽培技術の向上が図られ、全国有数の作付面積を誇るとともに、春に行われる「チューリップフェア」には全国から数多くの観光客が訪れています。

近年では球根価格低迷などにより農家数や栽培面積が減少傾向にあるものの、育種事業や品種改良などの技術向上が続けられているほか、年間を通して鑑賞できる「チューリップ四季彩館」が整備されるなど「チューリップ」によるまちづくりが進められてきています。

<花しょうぶ>

6月に県民公園頼成の森において「花しょうぶ祭り」が開催されています。600品種70万株の花しょうぶが咲き、花しょうぶに関するイベントが行われています。

<カンナ>

夏になるとチューリップ公園で「となみカンナフェスティバル」が開催され、一万株のカンナで公園が埋め尽くされます。

<コスモス>

秋になると、夢の平スキー場のゲレンデを利用して「となみ夢の平コスモスウォッチング」が開かれています。約100万本のコスモスがゲレンデを覆う光景が見られます。

(4) 特産品等

<チューリップ球根>

砺波は「チューリップ」の生育に適した気温、日照時間、肥沃な土地、豊富で良質な水などの自然の恵みがあり、「チューリップ栽培」が盛んに行われています。チューリップに関連する特産品の開発が盛んに行われている他、秋には「となみ球根まつり」も開催されています。

<種もみ>

砺波市は、チューリップのほかに水稻の「種もみ」の生産が盛んに行われており、県内の約50%を占めています。

<大門素麺>

江戸時代後期(1848年)に大門地区の住人が売薬行商で能登の蛸島を訪れたときのこと、加賀前田藩の御用素麺を製造していることを知り、その製法を継承しました。この素麺は、全国的にも珍しいまるまげ状の素麺となっています。

<中村漆器>

中村漆器は明治29年に金沢から蒔絵師中村喜太郎を招聘し、蒔絵伝習所を開設したのが始まりと言われています。下地は輪島塗、金沢塗を取り入れた布着本堅地塗りで、堅牢さと優美さを合わせ持っています。加賀蒔絵と呼ばれる技法で、加賀百万石の前田家時代から続く技を今も受け継いでいます。

<三助焼>

慶応元年(1865)に谷口三助が開窯したのに始まり、素朴な肌触りや渋い色調が特徴となっています。砺波市福山の三助焼窯元では陶芸体験もできるようになっています。

<ゆず>

庄川町では、庄川嵐が吹く気候から「ゆず」の最北端として生産が盛んに行われ、表皮に特色のある庄川特産品として親しまれ、毎年「庄川ゆずまつり」も行われています。

<庄川挽物木地>

16世紀の末、庄川の流れを利用して流木事業が始められ、流木は庄川町地内の貯木場にたくわえられ、一大集散地となりました。その豊富な木材をもとに、19世紀の後半に職人が庄川町でろくろ木地を商売にしたのが、庄川挽物木地の始まりと伝えられています。

<地酒>

庄川の豊かで良質な伏流水と砺波平野の大地で育まれた米を活用して、数種類の銘柄の「地酒」が造られており、切れがよく旨みのある味わいは全国でも高い評価を得ています。

(5) 用途地域の状況

表 6 用途地域（砺波都市計画区域）

種 別	建ぺい率(%)	容積率 (%)	面 積 (ha)	
第 1 種低層住居専用地域	40	60	4.2	13.4
	50	80	9.2	
第 1 種中高層住居専用地域	60	200	54	
第 2 種中高層住居専用地域	60	200	31	
第 1 種住居地域	60	200	79	
第 2 種住居地域	60	200	53	
準住居地域	60	200	29	
近隣商業地域	80	200	13	24
	80	300	11	
商業地域	80	400	3.8	
準工業地域	60	200	146	
工業地域	60	200	14	
計	-	-	447.2	

（資料：砺波市の都市計画[平成20年4月1日現在]）

表 7 用途地域（庄川都市計画区域）

種 別	建ぺい率(%)	容積率 (%)	面 積 (ha)
第 1 種中高層住居専用地域	60	200	24
第 2 種中高層住居専用地域	60	200	2
第 1 種住居地域	60	200	42
第 2 種住居地域	60	200	17
近隣商業地域	80	200	14
商業地域	80	400	3.7
準工業地域	60	200	23
工業地域	60	200	4.3
計	-	-	130

（資料：砺波市の都市計画[平成20年4月1日現在]）

(6) 都市計画道路

表8 都市計画道路の状況

都市計画道路(砺波都市計画区域)

番号	路線名	幅員	車線数	計画延長	整備済延長	整備率
3・3・1	国道156号線	23	未決定	9,010	9,010	100%
3・3・2	栄町苗加線	25	4	4,070	1,615	40%
3・3・18	砺波福光線	25	未決定	1,910	1,910	100%
3・3・19	出町庄東間国道359号ハノス線	25(18~25)	未決定	6,610	2,870	43%
3・4・3	杉木花園町線	18	2	1,230	70	6%
3・4・4	駅前新富町線	16	未決定	330	330	100%
3・4・5	国道359号線	16	未決定	1,620	836	52%
3・4・6	中神三島町線	16	未決定	1,290	1,290	100%
3・4・7	駅前栄町線	16(11~17)	2	1,400	791	57%
3・4・8	三島町太郎丸線	16	未決定	1,400	1,400	100%
3・4・13	駅前広上町線	18	未決定	650	650	100%
3・4・17	国道359号ハノス線	20	未決定	4,920	4,920	100%
3・4・20	豊町高道線	20	未決定	1,240	1,240	100%
3・4・21	杉木線	17	2	450	450	100%
3・4・22	杉木中神線	16	2	1,130	554	49%
3・4・23	中神線	17	2	660	0	0%
3・5・10	駅前線	15	未決定	100	100	100%
3・5・11	山王町苗加線	14	未決定	2,520	2,520	100%
3・5・12	駅南大門線	16(12~20)	未決定	1,900	1,670	88%
3・5・14	鍋島中神線	12(6~21)	2	1,310	880	67%
3・5・15	春日町永福町線	12(12~15)	2	1,250	1,250	100%
3・5・16	栄町豊町線	12	2	3,920	3,185	81%
3・5・21	太郎丸坪内線	14	未決定	780	780	100%
7・5・1	フェリス公園線	12	未決定	290	290	100%
7・6・2	栄町新又線	10(8~12)	未決定	620	620	100%
7・6・3	大辻豊町線	8	未決定	610	610	100%
8・4・3	太郎丸線	16	定めなし	220	220	100%
8・7・1	堂島豊町線	6	定めなし	610	610	100%
8・7・2	豊町深江線	6	定めなし	640	640	100%
8・7・4	砺波駅歩行者道	6	定めなし	80	80	100%
砺波(30路線)計				52,770	41,391	78%

(資料: 砺波市の都市計画[平成20年4月1日現在])

都市計画道路(庄川都市計画区域)

番号	路線名	幅員	車線数	計画延長	整備済延長	整備率
3・3・1	国道156号線	23・17	未決定	2,390	1,300	54%
3・4・1	新湊庄川線	16(12~29)	未決定	1,840	730	40%
3・4・2	青島小矢部線	18	未決定	750	750	100%
3・4・3	中央線	16	未決定	1,610	1,610	100%
3・4・4	京坂線	16	未決定	1,020	380	37%
3・4・5	1号環状線	16	未決定	1,840	1,840	100%
3・5・1	庄川城端線	12	未決定	730	0	0%
庄川(7路線)計				10,180	6,610	65%

				計画延長	整備済延長	整備率
砺波+庄川(37路線)計				62,950	48,001	76%

(資料: 砺波市の都市計画[平成20年4月1日現在])

(7) 公園・緑地

都市計画公園が6箇所、都市計画緑地が1箇所指定されています。

表9 都市計画公園・緑地の状況

都市計画公園（砺波都市計画区域）

名称	区分	計画決定面積	開設済面積
2・2・3 豊町公園	街区	0.58 ha	0.58 ha
4・4・2 砺波向山健民公園	地区	5.00 ha	5.00 ha
5・4・1 砺波チューリップ公園	総合	7.00 ha	7.00 ha
6・5・4 砺波総合運動公園	運動	20.00 ha	20.00 ha
（4箇所）計		32.58 ha	32.58 ha

都市計画公園（庄川都市計画区域）

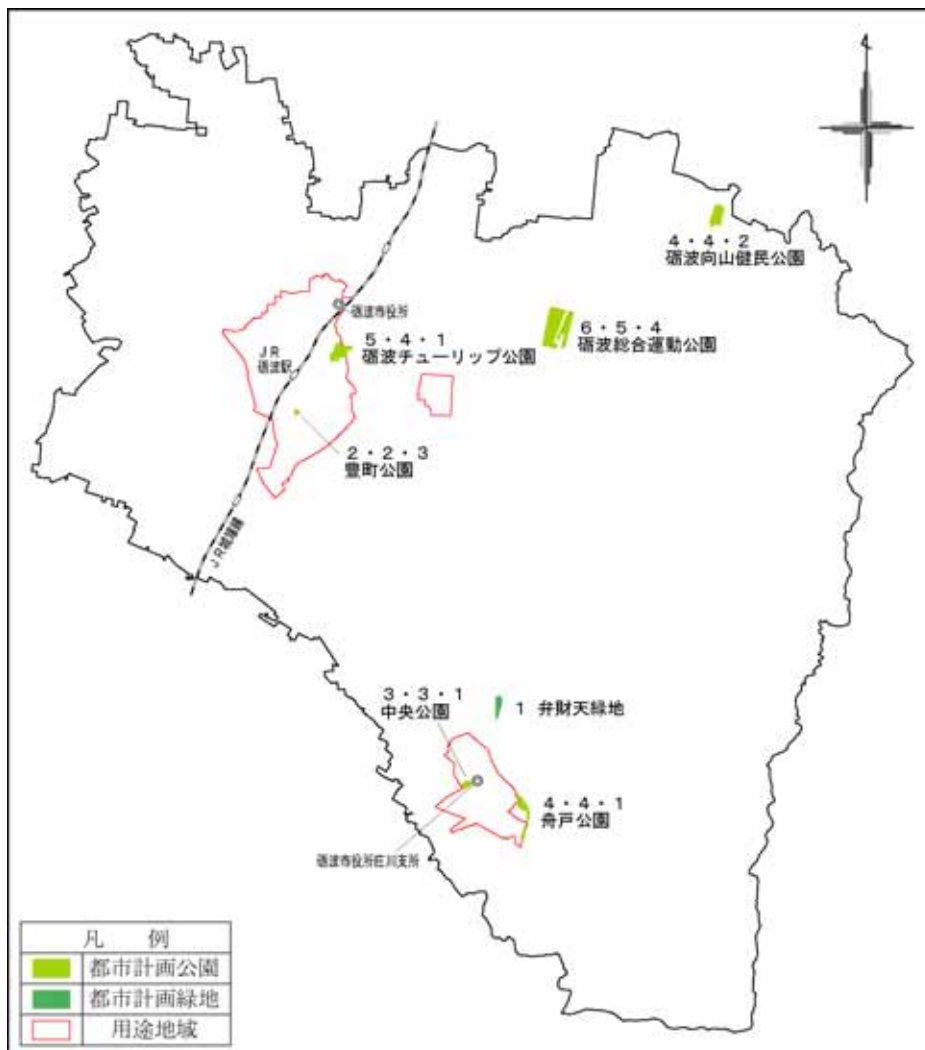
名称	区分	計画決定面積	開設済面積
3・3・1 中央公園	近隣	約1.5 ha	0 ha
4・4・1 舟戸公園	地区	4.6 ha	4.6 ha
（2箇所）計		6.1 ha	4.6 ha

都市計画緑地（砺波都市計画区域）

名称	計画決定面積	開設済面積
1 弁財天緑地	約2.2 ha	約2.2 ha

（資料：砺波市の都市計画[平成20年4月1日現在]）

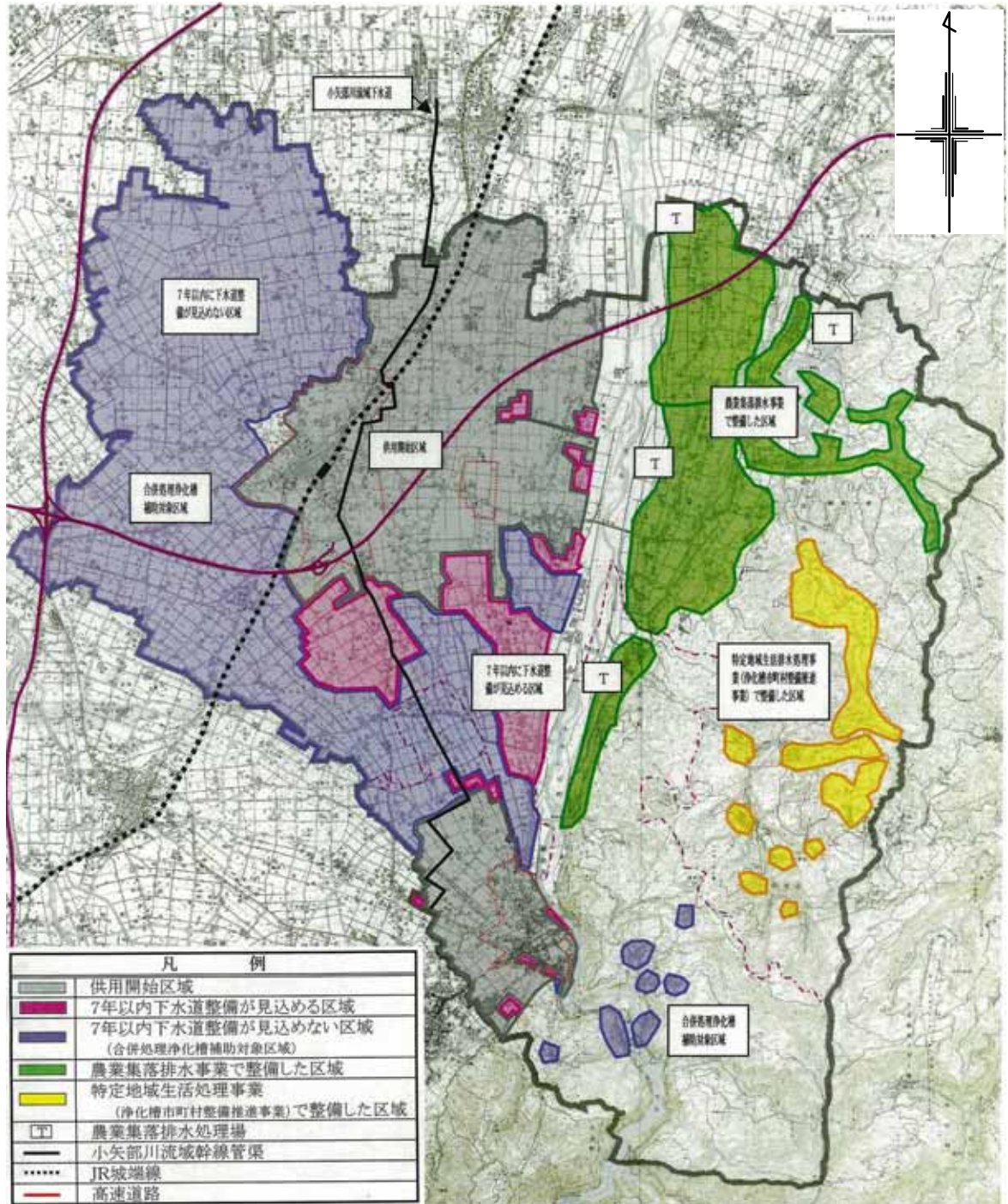
図 17 都市計画公園・緑地の位置図



(8) 下水道

用途地域内は供用開始されていますが、農業地域や庄川の丘陵山間地において未整備の地区が残っています。

図 18 下水道の整備状況



(資料：下水道課[H19年度末現在])

(9) 土地区画整理事業

18地区で土地区画整理事業が実施され、3地区が施行中となっています。

表 10 土地区画整理事業の状況

土地区画整理事業（砺波都市計画区域）

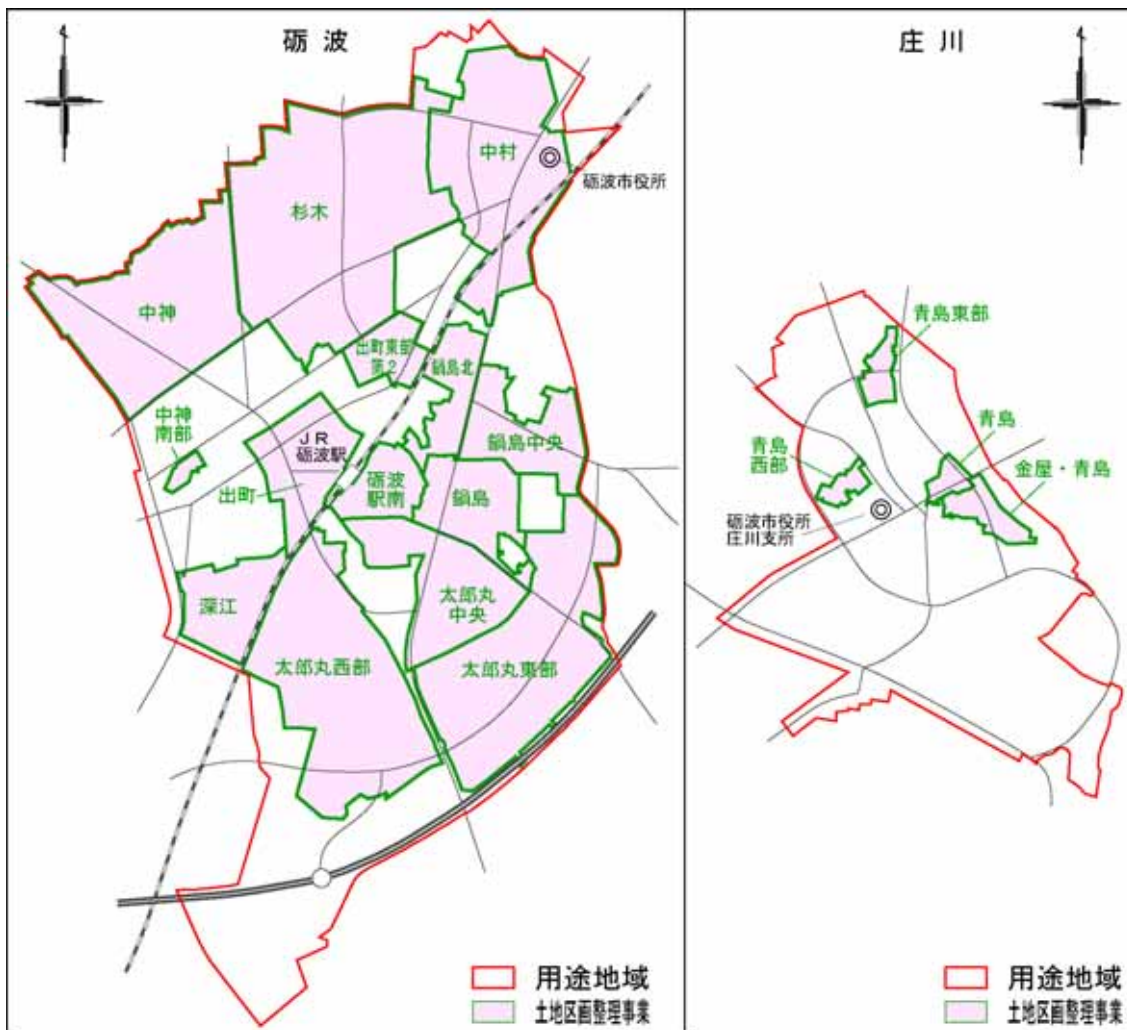
名称	計画決定面積	施行面積	名称	計画決定面積	施行面積
出町	12.0 ha	12.0 ha	鍋島北	10.0 ha	7.6 ha
太郎丸中央	17.3 ha	17.3 ha	砺波駅南	6.7 ha	6.7 ha
鍋島	11.2 ha	11.2 ha	太郎丸東部	37.0 ha	37.0 ha
中村	31.2 ha	31.2 ha	深江	10.0 ha	10.0 ha
鍋島中央	12.2 ha	12.2 ha	杉木	54.9 ha	54.9 ha
太郎丸西部	39.7 ha	39.7 ha	中神	32.6 ha	32.6 ha
中神南部	都市計画決定されていない	0.9 ha	出町東部第2	都市計画決定されていない	5.7 ha
(都市計画決定されたもの12箇所と都市計画決定されていないもの2箇所)合計			274.8 ha 279.0 ha		

土地区画整理事業（庄川都市計画区域）

名称	計画決定面積	施行面積	名称	計画決定面積	施行面積
青島	1.6 ha	1.6 ha	金屋・青島	3.7 ha	3.7 ha
青島西部	都市計画決定されていない	1.5 ha	青島東部	都市計画決定されていない	2.2 ha
(都市計画決定されたもの2箇所と都市計画決定されていないもの2箇所)合計			5.3 ha 9.0 ha		

(資料：砺波市の都市計画[平成20年4月1日現在])

図 19 土地区画整理事業位置図



1 - 7 災害

(1) 災害の状況

強風による大火が多く記録されています。

表 1 1 災害記録

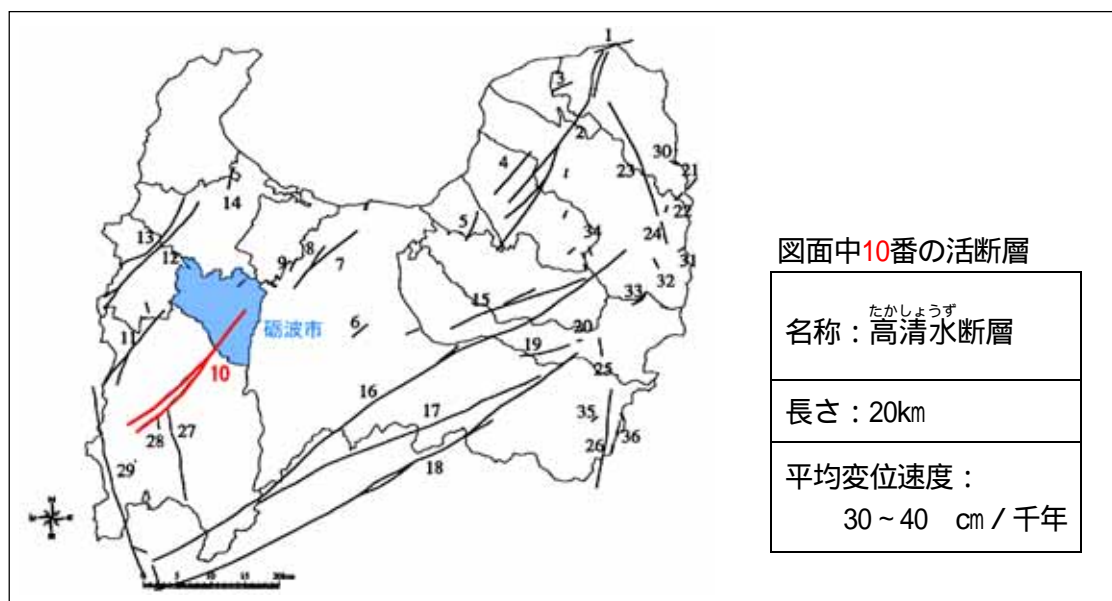
西 暦	年 号	災害記録	事 項
1585	天正13	地震	大地震、庄川東（現在の河道）にうつる。
1608	慶長13	大雨	庄川氾濫、杉木の市場流される。
1772	明和 9	大雨	松川除切れ大水害を受ける。
1781	天明 1	強風	西町大火、19軒焼失
1792	寛政 4	強風	庄の大火、33戸焼失
1813	文化10	強風	中町大火、16軒焼失、3軒潰家
1855	安政 2	強風	新町大火、40軒焼失
1900	明治33	強風	出町大火、四辻以東全焼
1901	明治34	強風	青島大火、66軒焼失
1920	大正 9	強風	青島大火、一般民家24軒、青島尋常小学校焼失
1934	昭和 9	大雨	庄川大洪水で太田橋が流出
1944	昭和19	強風	若林・林村の散村大火となる。出町大火、209戸が焼失
1963	昭和38	大雪	砺波で237cmの最深積雪を記録、北陸の交通機関が麻痺
1981	昭和56	大雪	砺波で181cmの最深積雪を記録、横住、隠尾の集落が孤立
1984	昭和59	大雪	豪雪により交通網に支障
2004	平成16	強風	23号台風、屋敷林の倒木14,786本、庄川の危険水位超える
2006	平成18	大雪	豪雪により交通網に支障

（資料：砺波市地域防災計画 資料編ほか）

(2) 活断層

砺波市内の東に活断層があります。

図 2 0 富山県内の活断層



（資料：富山県地質図説明書より作成）

参考資料 2 関連計画

目 次

2 - 1 関連計画	-----	1
------------	-------	---

参考資料 2 関連計画

2 - 1 関連計画

	関連計画の整理
東海北陸自動車道	平成20年7月5日、飛騨清見ICと白川郷IC間の開通により全線開通
北陸新幹線	遅くとも平成26年度末までに開業(長野 - 金沢間) 富山 - 東京間 2時間7分(1時間短縮、乗換なし) 時間は北陸新幹線建設促進同盟会試算による
砺波市中心市街地 活性化基本計画 (H12.3)	人の流れを変えることによる活性化 Y字型都市構造からO字型都市構造へ 生活・健康・文化(学習、観光)をキーにした中心市街地の再構築 生活・健康・文化の核(コア)機能と連携した商業集積地の再構築 地域との関わりや個店を重視した商業活動の再構築(人づくり・組織づくり)
庄川町市街地の 将来ビジョン (H7.3)	豊かな自然と共生する、文化性が高く個性的なまちづくりを推進する 若者が活気づく新鮮で魅力あるまちづくりを目指す 次世代を担う新しい産業基盤の整備 広域的に位置づけられる観光拠点として、魅力の再発掘を図る
砺波市 緑の基本計画 (H12.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、様々なかたちで緑花意識を高めてもらえるよう啓蒙活動を行う。 ・植樹や育樹について興味を持ってもらえるよう、様々な市民参加のイベント等を行う。 ・自宅の庭木についての市民の意識は高く、緑花を更に身近なものに感じてもらえるよう、その維持管理に必要な知識や方法を学べる講習会等を行う。 ・公共施設の一部を市民の花壇等として開放し、市民の積極的な緑花活動を助成する。 ・市民一人一本以上を目標に、育樹活動を支援、助成する。
庄川町緑の基本計 画 (H9.3)	郷土に築く緑衣の大地 良好な自然環境の保全 歴史的風土景観及び良好な都市景観の保全、育成 庄川らしさを主張する緑の創出によるまちのアメニティづくり 緑の質的な整備充実 町民と育てる緑

	関連計画の整理
砺波市観光まちづくり計画 (H18.3)	<p>基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 来訪者の観光行動を支援するための施策 2 交流と滞在を目指した観光地の創造と演出 3 イベントとまつりの効果的な開催と活性化 4 滞在のための支援システムと施設づくり 5 広報活動の拡充と観光推進組織の充実
砺波市環境基本計画 (H16.3)	<p><望ましい環境像> 「拡大・発展」のまちづくりから「循環・共生」のまちづくりへ</p> <p><基本理念> 良好な環境と貴重な歴史的文化的遺産を保全し、将来の世代に継承します 人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない循環型社会をつくります 地域環境の保全のため、市・市民・事業者が適正な役割分担に基づき、 事業活動及び日常生活を実践します</p> <p><基本目標> 生活環境の保全 自然環境の保全 散居景観の保全 環境教育の実践 資源循環型社会の構築</p>
砺波市高齢者保健福祉計画 (H18.3)	<p>「砺波市高齢者保健福祉計画」の理念</p> <p style="text-align: center;">いきいき、安心、自立の協働社会の実現</p> <p>理念を実現するための目標及び方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 目標1 健康で生涯を過ごす体と心づくり 目標2 健やかに暮らせる生活づくり 目標3 高齢者を支える仕組みづくり 目標4 介護保険事業の円滑な運営・実施
砺波市健康プラン21 (H20.3)	<p>計画の目標</p> <p>壮年期死亡の減少 健康寿命の延伸</p> <p>健康づくり推進の考え方</p> <p>市民一人ひとりの健康づくり 個人を支える地域の健康づくり 健康を支援する環境づくり</p>

	関連計画の整理
砺波市地域住宅計画 (H18.3)	住宅施策のテーマ 「住みよいまち」から「住み続けたいまち」「住み続けられるまち」へ 住宅施策の方向性 快適に住み続けられる住宅ストックの形成 安心して住み続けられる住宅のセーフティネットの構築 活き活きと住み続けられる住まい・住環境の形成 誇りと愛着を持って住み続けられる地域の住文化の再構築
砺波市地域防災計画 (H18.4)	防災計画の基本構想 災害に強い地域づくり (1) 災害に強い都市と空間づくり (2) 農・山村部の防災体制の整備 (3) 災害危険度把握体制の整備 (4) 防災施設の整備 地域防災体制の整備 災害情報網の整備 雪害対策体制の整備 災害時援護者対策の整備
新砺波市グリーンプラン (H19.3)	「花と緑のまちづくり将来像」 庄川と散居に広がる 健康フラワー都市 「庄川」「散居」を貴重な地域財産とし、将来に継承するまち 花や緑を大切にして、健康で笑顔があふれる暮らしをおくるまち 砺波市の個性を高めながら魅力を発信し、地域を愛し、誇りをもつまち
砺波市耐震改修促進計画(H20.3)	耐震化の目標 ・住宅の耐震化 耐震化率 85%以上 ・特定建築物の耐震化 90%以上 ・優先的に耐震化すべき市有建築物 90%以上
新スマートIC必要性(案)	新ICの必要性 案内性・シンボル性の向上 都市(市街地)交通の利便性向上 工業団地入居企業の操業利便性、企業誘致効果 防災性の向上 広域観光面・商業面での利便性向上

参考資料 3 住民の意向

目 次

3 - 1 合併に向けて実施した調査	1
(1) 保健・医療・福祉分野の期待度	1
(2) 生活環境分野の期待度	1
(3) 産業振興分野の期待度	2
(4) 教育・文化・人づくり分野の期待度	2
(5) 地域振興分野の期待度	3
(6) 行政分野の期待度	3
(7) 全体の期待度	4
(8) まちづくりのイメージ	5
(9) 自慢できるもの・誇れるもの	5
(10) 新市のイメージを高めるもの	6
3 - 2 散村景観保護に係る調査	7
(1) 概要	7
(2) 散居村の継承	7
(3) 散村景観の保護	7
(4) 市街化の規制・誘導	8
(5) 景観保護のためのルールづくり	8
(6) 規制・誘導のための強制力	8
(7) 意向調査の整理	9

参考資料3 住民の意向

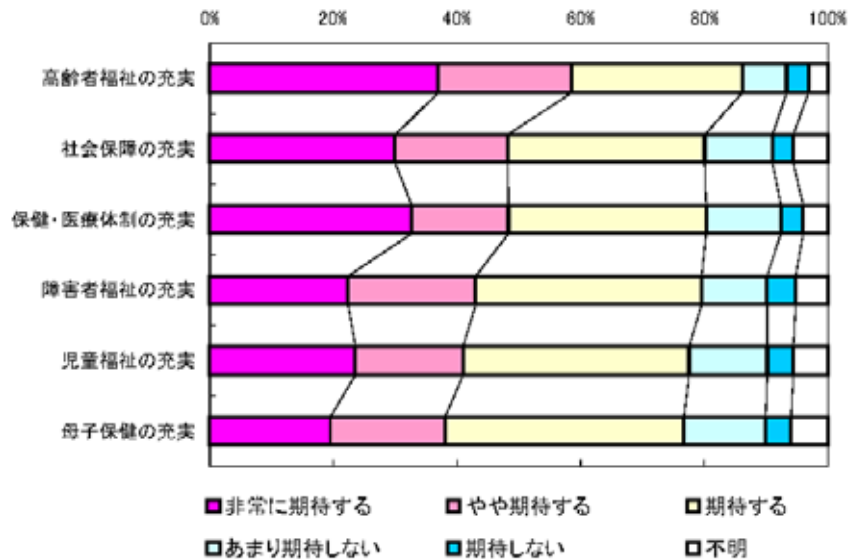
3 - 1 合併に向けて実施した調査

住民の意向調査として旧砺波市と庄川町の合併に向けて実施したアンケート結果により、新しい砺波市のイメージやまちづくりの方針等を決定するための基礎資料とします。

(資料：平成15年砺波市・庄川町新しいまちづくりのための住民意識調査)

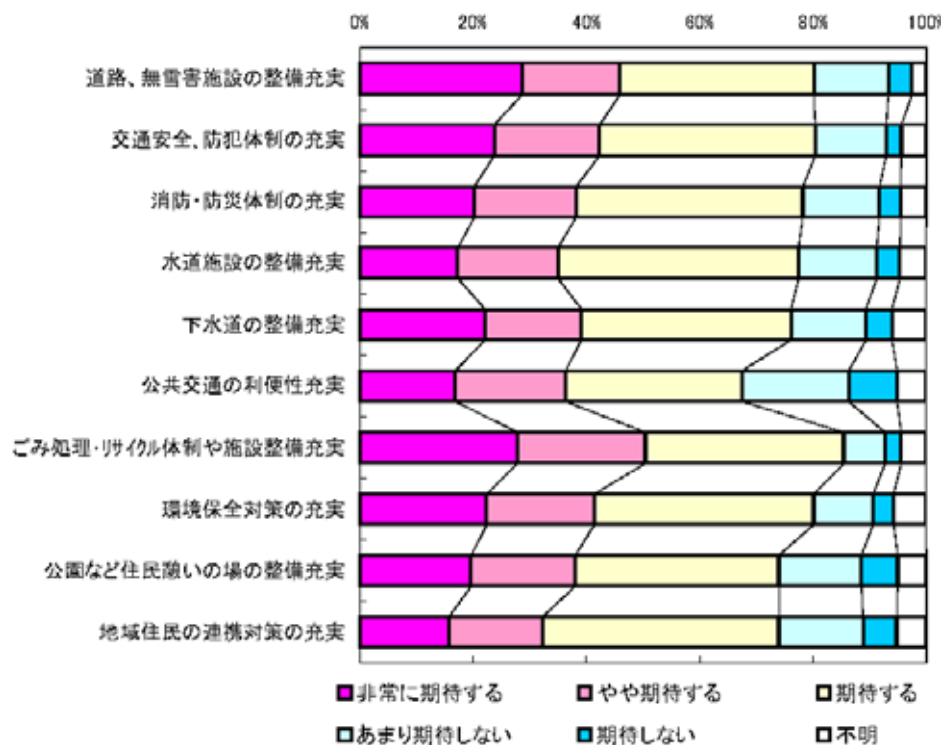
(1) 保健・医療・福祉分野の期待度

保健・医療・福祉分野で期待度の高い施策は、「高齢者福祉の充実」「保健・医療体制の充実」となっています。



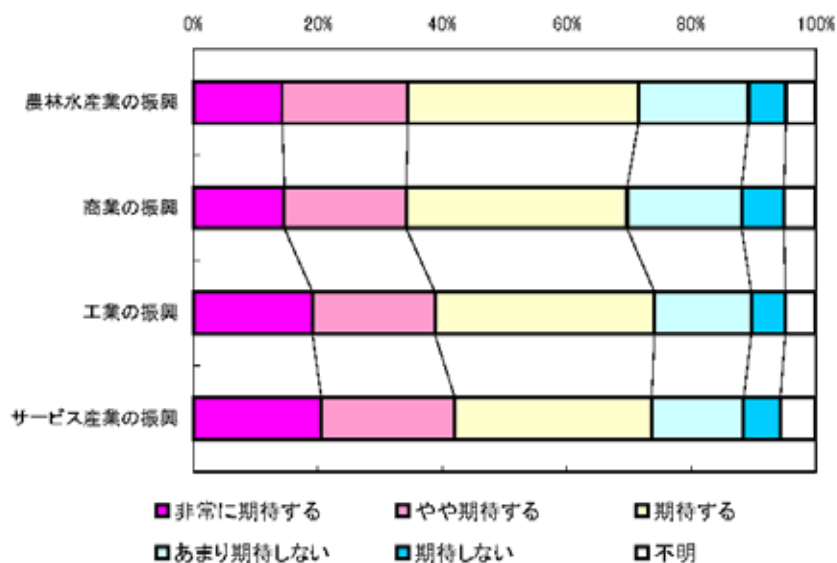
(2) 生活環境分野の期待度

生活環境分野で期待度の高い施策は、「ごみ処理・リサイクル体制や施設整備充実」「道路、無雪害施設の整備充実」となっています。



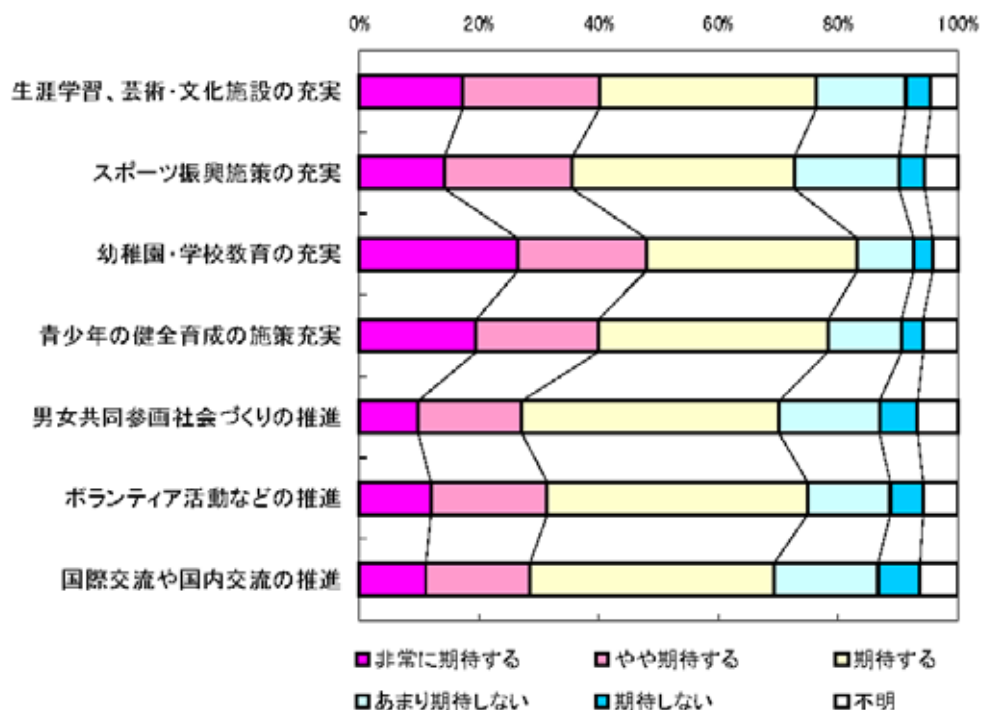
(3) 産業振興分野の期待度

産業振興分野で期待度の高い施策は、「サービス産業の振興」「工業の振興」となっています。



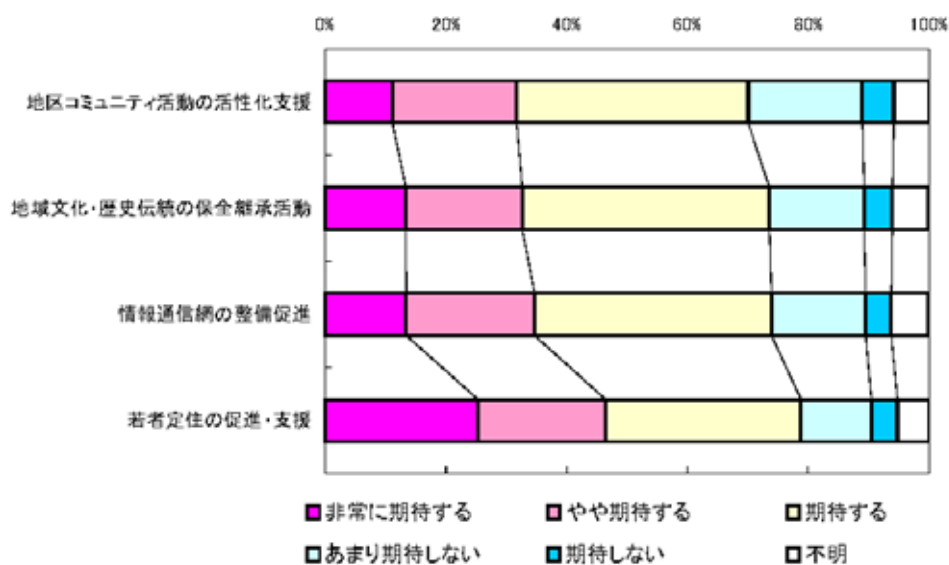
(4) 教育・文化・人づくり分野の期待度

教育・文化・人づくり分野で期待度の高い施策は、「幼稚園・学校教育の充実」「青少年の健全育成の施策充実」となっています。



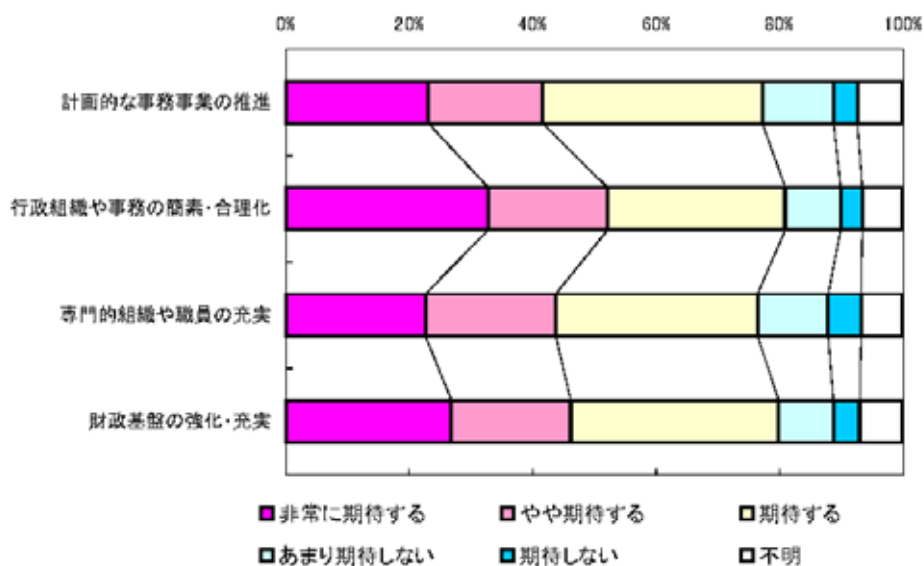
(5) 地域振興分野の期待度

地域振興分野で期待度の高い施策は、「若者定住の促進・支援」「情報通信網の整備促進」となっています。



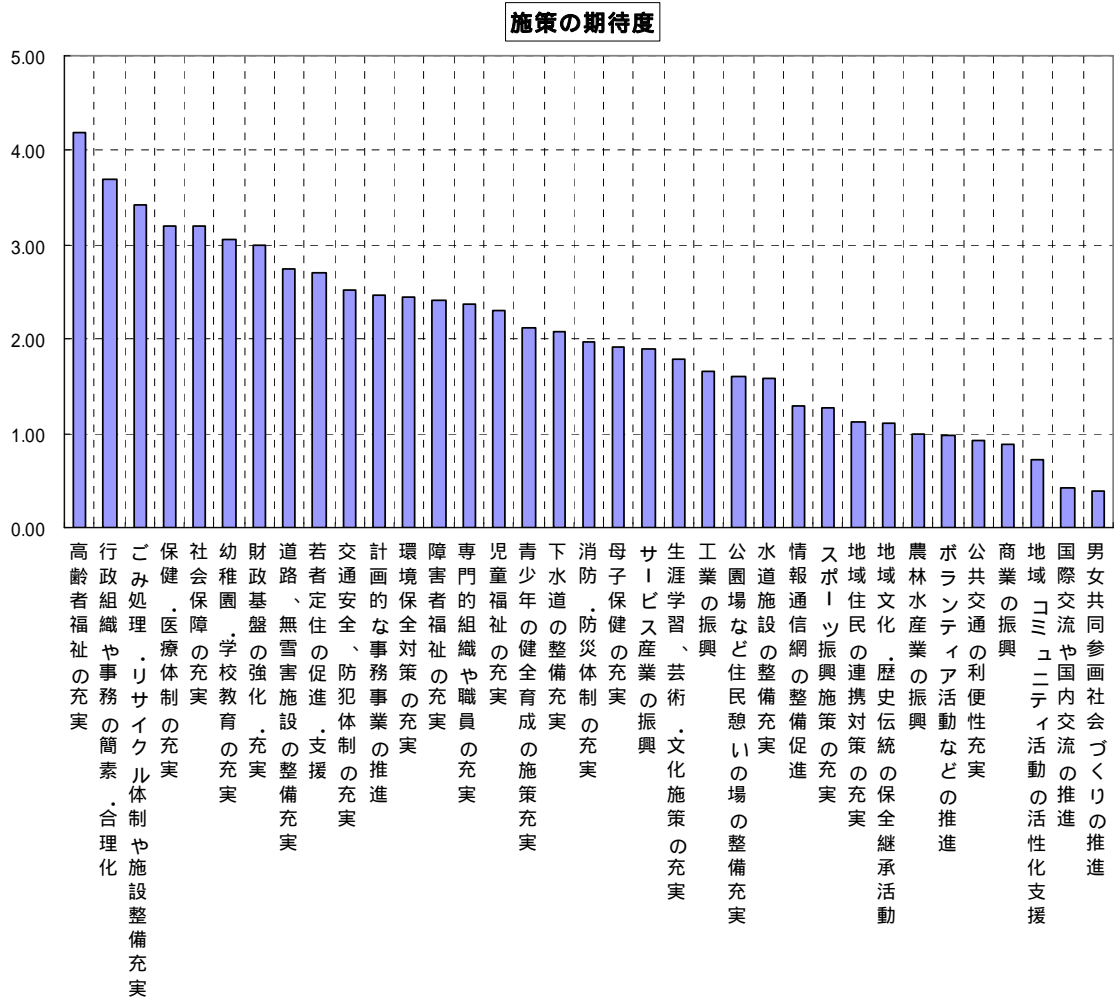
(6) 行政分野の期待度

行政分野で期待度の高い施策は、「行政組織や事務の簡素・合理化」「専門的組織や職員の充実」となっています。



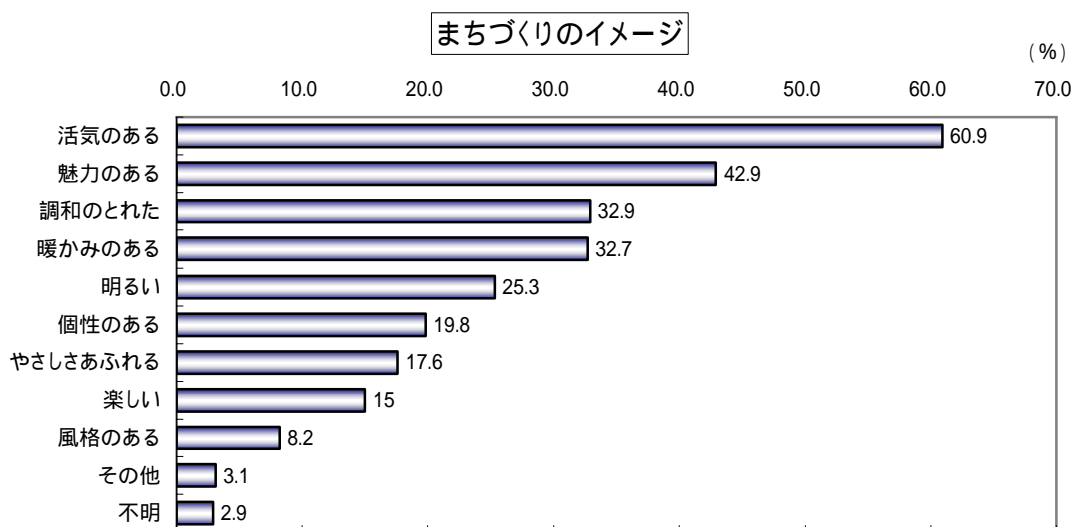
(7) 全体の期待度

すべての分野において期待度別に並べると下のグラフのようになります。期待度が最も高かった項目は「高齢者福祉の充実」で、次いで「行政組織や事務の簡素・合理化」「ごみ処理・リサイクル体制や施設整備充実」となっています。



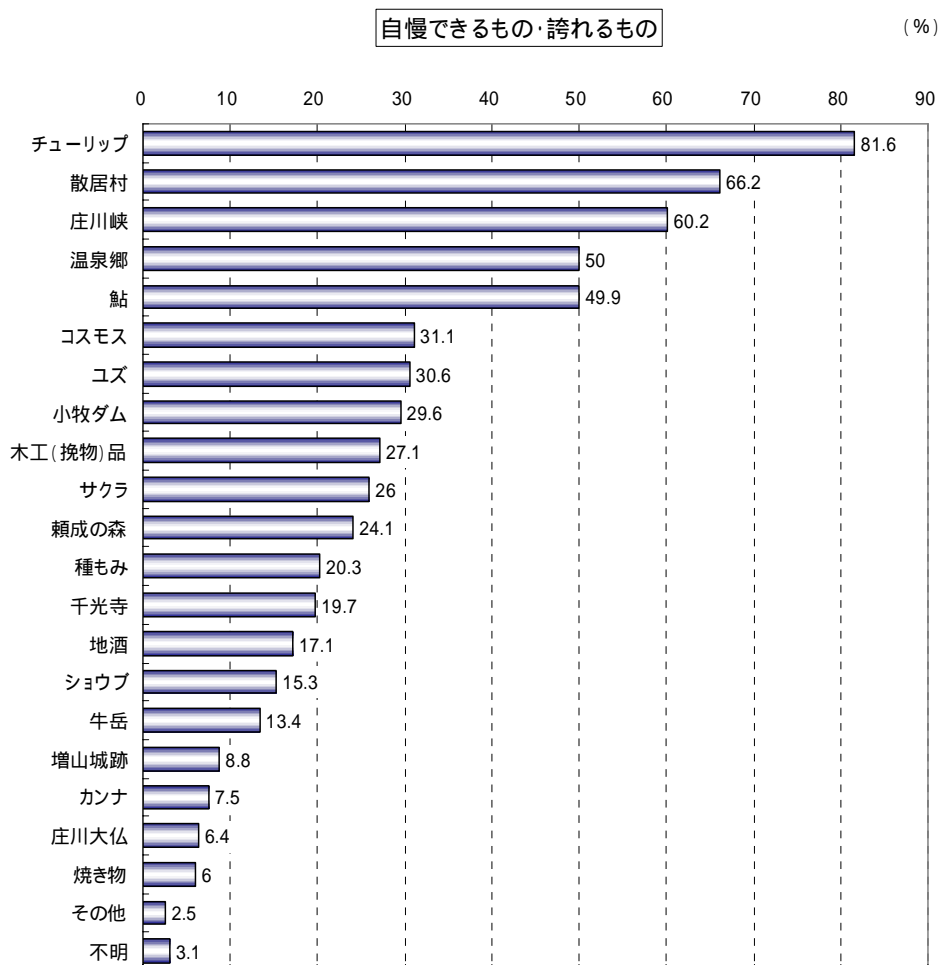
(8) まちづくりのイメージ

まちづくりのイメージは「活気のあるまちづくり」をあげた回答が最も多く、次いで「魅力のある」「調和のとれた」「暖かみのある」などの回答が上位を占めています。



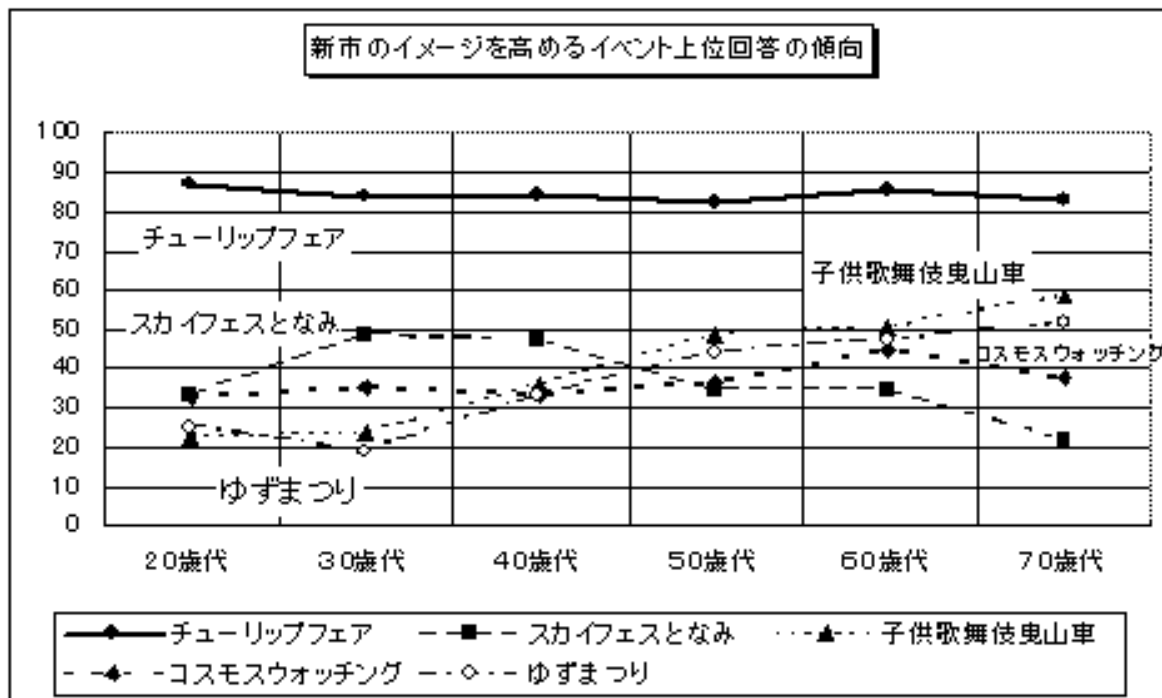
(9) 自慢できるもの・誇れるもの

自慢できるものや誇れるものでは「チューリップ」「散居村」「庄川峡」「温泉郷」「鮎」などが上位になっています。



(10) 新市のイメージを高めるもの

イメージを高めるイベントや祭りについては、「チューリップフェア」の回答が多く、次いで「子供歌舞伎曳山」「ゆずまつり」「コスモスウォッチング」「スカイフェスとなみ」などがあげられています。



3 - 2 散村景観保護に係る調査

散村（散居村）のアンケートとして、今後の施策の参考とします。

（資料：平成19年度砺波平野の散村景観保護に係る住民意識調査報告書）

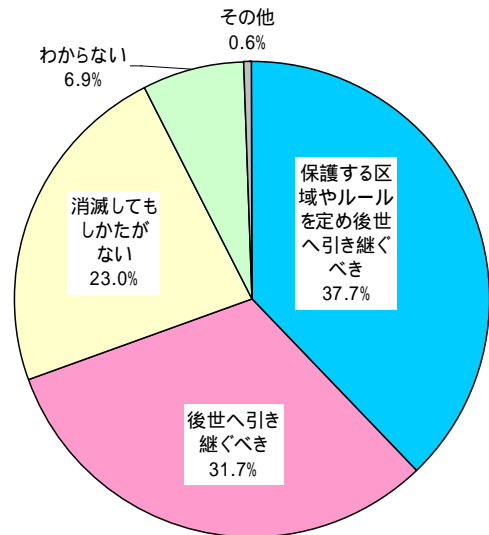
(1) 概要

名称 策定年月	砺波平野の散村景観保護に係る住民意識調査 平成20年3月
目的	散村（散居）景観保護に関する市民の意向や景観の評価などを聞き 散村（散居）景観の文化的価値を見だし、後世に残すための規制・ 誘導策、支援策等を検討する基礎資料として活用する
配布回収	配布(郵送) 2,000通 回収(郵送) 1,028通（回収率51.4%）

(2) 散居村の継承

問 散村（散居）景観を守り、後世へ引き継ぐ必要があると思いますか。

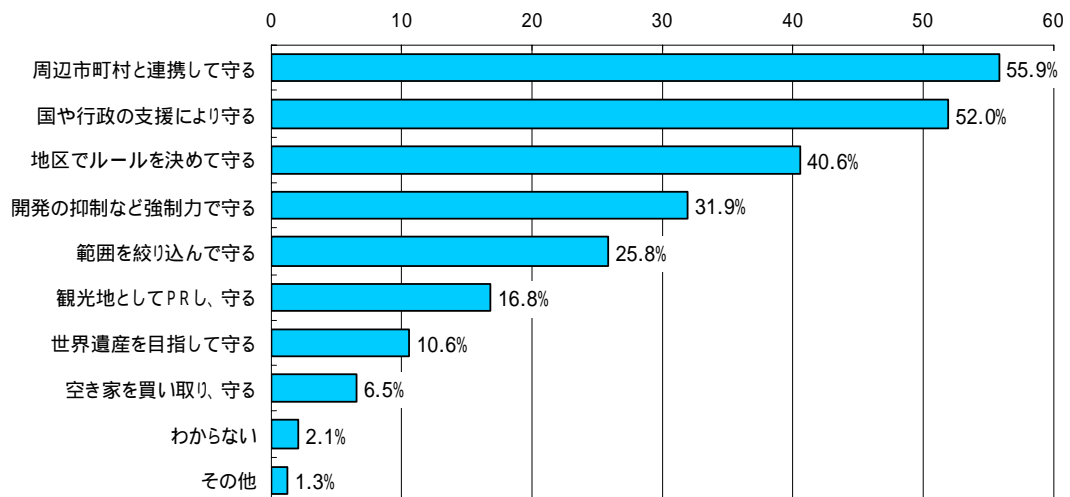
「後世へ引き継ぐべき」と「ルールを定め引き継ぐべき」をあわせた“引き継ぐべき”は69.4%と高く、「消滅してもしかたがない」は23.0%となっています。



(3) 散村景観の保護

問 散村(散居)景観を守り育てるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

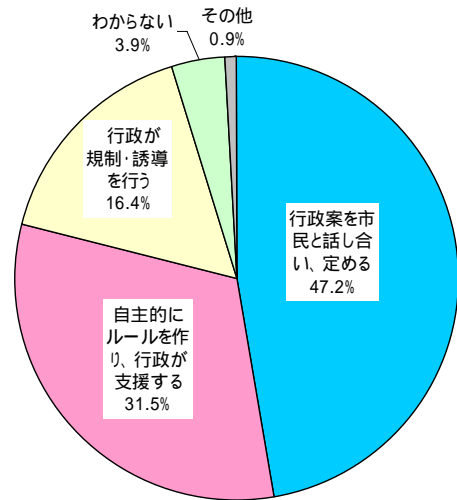
「周辺市町村と連携して守る」が55.9%と最も多く、次いで「国や行政の支援により守る」の52.0%となっています。



(4) 市街化の規制・誘導

問 開発行為や建築行為等に対して一定の規制・誘導が必要だと考えられますが、そのルールはどのように決めていけば良いと思いますか。

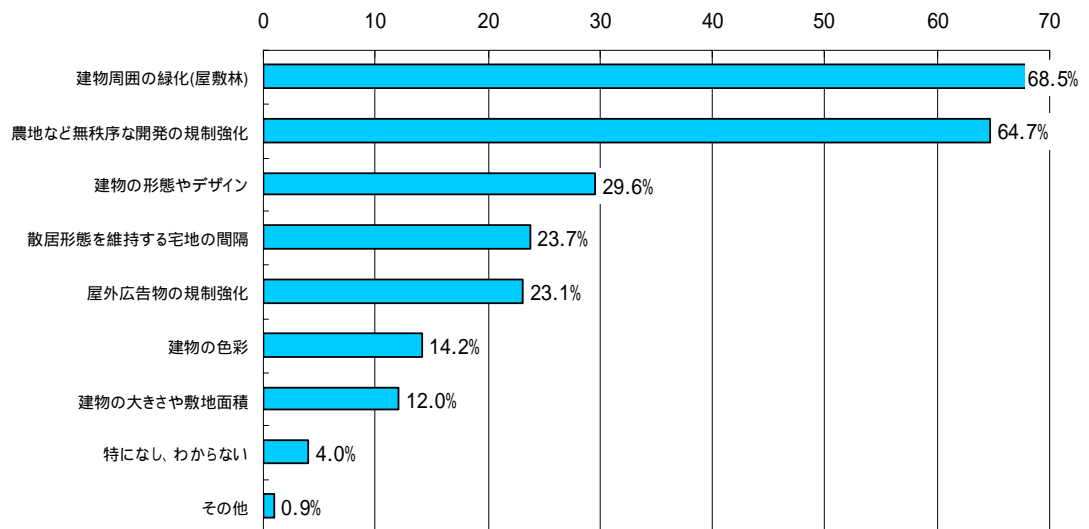
「行政案と市民と話し合い」が47.2%で最も多く、次いで「自主的にルールを作り行政が支援する」の31.5%となっています。



(5) 景観保護のためのルールづくり

問 散村（散居）景観を保護するためには、どのようなルールづくりが必要だと思いますか。

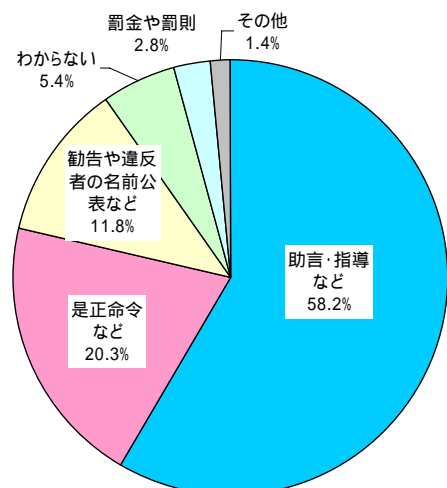
「建物周囲の緑化(屋敷林)」が68.5%と最も多く、次いで「農地など無秩序な開発の規制強化」の64.7%となっています。



(6) 規制・誘導のための強制力

問 景観の規制・誘導のために求められている強制力はどの程度必要だと思いますか。

「助言・指導など」が58.2%と最も多く、次いで「是正命令など」の20.3%となっています。



(7) 意向調査の整理

合併に向けて実施した調査（平成15年度）

保健・医療・福祉分野の期待度

「高齢者福祉の充実」が最も多くなっています。

生活環境分野の期待度

「ごみ処理・リサイクル体制や施設整備充実」が最も多くなっています。

産業振興分野の期待度

「サービス産業の振興」が最も多くなっています。

教育・文化・人づくり分野の期待度

「若者定住の促進・支援」が最も多くなっています。

行政分野の期待度

「行政組織や事務の簡素・合理化」が最も多くなっています。

全体の期待度

「高齢者福祉の充実」「行政組織や事務の簡素・合理化」「ごみ処理・リサイクル体制や施設整備充実」の項目が多くなっています。

まちづくりのイメージ

「活気がある」「魅力がある」「調和のとれた」が上位になっています。

自慢できるもの・誇れるもの

「チューリップ」「散居村」「庄川峡」が上位になっています。

イメージを高めるイベントや祭り

「チューリップフェア」が最も多く、次いで「子供歌舞伎曳山」「ゆずまつり」「コスモスウォッチング」「水まつり」となっています。

散居村景観保護に係る調査（平成19年度）

散居村の継承

約7割が「引き継ぐべき」と回答し、散居村景観に対する意識が高くなっています。

散居景観を守るための施策

「周辺市町村と連携して守る」が最も多くなっています。

市街化の規制・誘導

「市民と行政の話し合い」や「市民主体のルールづくり」などの回答が多く、市民の景観に対する関心が高いことが伺えます。

景観保護のためのルールづくり

「建物周囲の緑化（屋敷林）」が最も多くなっています。

規制・誘導のための強制力

「助言・指導など」が最も多くなっています。

参考資料 4 住民参画等

目 次

(1) 砺波市都市計画マスタープラン検討委員会 -----	1
(2) 砺波市都市計画マスタープラン庁内幹事会 -----	2
(3) パブリックコメント -----	2

参考資料4 住民参画等

(1) 砺波市都市計画マスタープラン検討委員会 委員名簿

(敬称略)

役職名	職名	氏名
委員長	金沢工業大学教授	森 俊偉
委員長 職務代理者	都市計画審議会 会長	柴田 豊明
委員	富山県 砺波土木センター 所長	青木 喜隆
"	農業委員会 会長職務代理者	有澤 健四
"	地区自治振興会協議会 副会長	上江 崇春
"	健康づくりボランティア連絡協議会 副会長	河合 秀子
"	砺波商工会議所 副会頭	五島 辰夫
"	観光協会 副会長	小西 淳一
"	老人クラブ連合会 副会長	澤越 泰子
"	となみ青年会議所 理事長	白山 達也
"	庄川町商工会 会長	宅間 三郎
"	富山県 都市計画課 課長	田村 隆
"	連合婦人会 会長	西出 紀子
"	男女共同参画推進員連絡会 副会長	本田 幸子
"	市議会 産業建設常任委員会 委員長	山田 幸夫
"	副市長	吉田 俊和

事務局

建設水道部 部長	安念 茂
建設水道部 都市整備課 課長	八田 俊伸
建設水道部 都市整備課 主幹	川島 志朗
建設水道部 都市整備課 主任	播磨 賢
建設水道部 都市整備課 技師	嶋田 聡

(2) 砺波市都市計画マスタープラン庁内幹事会
 会員名簿

(敬称略)

役職名	職 名	氏 名
会 長	建設水道部長	安念 茂
会 員	企画総務部 企画調整課長	白江 秋広
〃	企画総務部 総務課長	老松 邦雄
〃	企画総務部 財政課長	前野 久
〃	福祉市民部 社会福祉課長	斉藤 一夫
〃	福祉市民部 生活環境課長	金平 聡
〃	商工農林部 商工観光課長	金平 正
〃	商工農林部 農業振興課長	松澤 幹夫
〃	建設水道部 土木課長	牛古 一善
〃	建設水道部 下水道課長	大浦 正治

事務局

建設水道部 都市整備課 課長	八田 俊伸
建設水道部 都市整備課 主幹	川島 志朗
建設水道部 都市整備課 主任	播磨 賢
建設水道部 都市整備課 技師	嶋田 聡

(3) パブリックコメント

方法

インターネットホームページでの募集と都市整備課にて閲覧

実施期間

第 1 回パブリックコメント 平成20年11月 4日(火) ~ 11月21日(金)

第 2 回パブリックコメント 平成21年 1月13日(火) ~ 1月30日(金)

